# 源氏物語評釈

一

# 校正譯注源氏物語餘釋一之巻目録

桐壺巻

女御 一丁ウ
更衣
あまたさふらひ給 二丁オ
もろこしにもかゝる事のおこりにこそ 同ウ
楊貴妃のためし
小のうさ 三丁ウ
玉のをのこ御子
よせおもく 四丁オ
まうけの君
坊にも
きはをもとめ
渡つゞき八まうのはしたなり
うちふし 五丁オ
もとゞの 同ウ
あやしきわざをして
えさらぬめだうの 六丁オ
御そうまぎ 同ウ
くらづかさ
をさなきどちの
みやすむ所
てぐるまの宣旨 七丁オ
いまはかぎりあれば
例のさほう 同ウ
愛宕(オタギ)といふ所
ちひさなかのあつかひを
ちくさきさき
ゆげひの命婦 八丁オ
やへむぐら
みあかしわかれて
内侍のすけ 同ウ
松のおもはん事はづかし
すゞむしのこゑ
やらむ上人
はさゝかく一くだり 九丁オ

○余 尺目

はなし上の調度 九丁オ
まくらごと 同ウ
なかうちのくしげおりしをおかし出すに
右近のつぼねとのゐまうしのあり
あさがれひ
ふところがみ
やるのみちどれ法はいましめ 同ウ
玉のおやとりく
すくろく 同ウ
三代のこやづく
むらさき 十三丁オ
法元役 同ウ
いしなどく
大蔵てくしく人
さしひまわてまひく
内侍宣旨うけたまわり侍へく
大うちた
長橋よりわたりて辞譜し侍よ
蔵人所の奉る 同ウ
らんじき 十六丁オ

長恨哥の御絵亭子院のかゝせ給ひて
ゐあはせ風よく 十丁オ
いとおもしろかりしき御ものゝ御方にて
よるのおとゞ 同ウ
大床子れおもの 十二丁オ
高麗人のまゐれる
鴻臚館
無品親王の外戚のよせなき 十二丁オ
先帝
名たかうなてする家
かじやく日の家
敷 倉院
申の時に
法体の所よ 十四丁オ
親王たちの御座のすゑに 同ウ
上の命婦 十五丁オ
法衣一くだり
右の法されける
きのびつ物ども
蔵人の少将

さとの殿ゐ
帚木巻
名のみことごとしう 十七丁オ
なよびかにをかしき事はなくて
かしこまりもれうじ 同ウ
ちぎらずなり給へば
らうたひたり
非参議の四位
さらにもいはず 十九丁オ
上が上ハうちおきて侍りぬ
なかしだらか
あふさきるさ 同ウ
さやうにもみてしがなと
びさうなきことゞ 同ウ
あかやけならじくしく 同ウ
御湯よみしをきくて
額髪をかきさぐりく 同ウ
ふさりまちえる
実(じち)にかんよそ゛る 廿四丁オ
人あふくふもなり

いとかゝるすれ事どもは
法物忌
大とのあふら
ふはごまりるかにも 十八丁オ
なまくのかんだちめ
ことくれいそんやうに 同ウ
うちはらひてまゝらんもなく
白き御衣 二十丁オ
女にて見奉らまほし
まことのかうにしかくおもりせ 廿二丁オ
みくたきぐちい
おもなさ流ゐさしくて 廿二丁オ
あはれとも御ひとかざるに 廿三丁オ
ござち
うちひろらぬし
やがておひそくよくもよくも
つばめをつきて 同ウ
あくさをおくくく

臨時の祭 卅五丁オ
かゝき世ぞとは云く
おり侍りぬらし 卅六丁オ
をりつれなうしに 同ウ
今一声きかまほしく鳴る人のある時よ
むかし物語めきて
されバかの待ちかけるもの云く 同ウ
ほうぶつづき 同ウ
それはくちをしとて云く子細なれあれど侍るなる
そのかのかうらうとあんきて 三十丁ウ
まさらにかのふるまひあるは
むげにまかいらしうしとあらんすくしもかどあらん人の耳にも目にもとまるすく云く
うちよむと見る人の 卅二丁オ
えらふしぬねを引きけ 同ウ
中将
おのがぎれいとなおりく 卅四丁オ
さうじのうちより
まずじがちかもあるべし
まうけ
なげし 卅六丁オ

それぞれなかいとめでと 同ウ
この人はいかやうぞくんぞすかしと云く
和琴
まことの物も云ゝ
さてその家の詞ハと問ふへバ 廿八丁オ
まづ咲けるぞ云く
吉祥天女を思ひかけんとすれバ 卅九丁オ
妻子
ごく稀ちの草葉 卅一丁オ
はまそうぞきあるして 同ウ
ぶ月のきち
九日のえん 卅三丁オ
紀伊ちかてしらしくつくらうまねるべく人 同ウ
きぬの袖とおもひちらくとしく
かの屋 卅五丁オ
いづまゝいづま 同ウ
いくづしぶ
むのちるべ

わくらばにまじらふ
見ならはしのみちをあやしとも云く 同ウ
目をさまし給ふて云く
あこ
浄らをちゝくふせ給へり 同ウ

空蝉巻

さがげなれすぐしふて 卅九丁オ
なかなかあらんうへみさく
かどあれ人ハあるまじ
ほらかにひろげてふせて 四十二丁ウ
いせをの海すれ 同ウ

夕顔巻

六条わたりの御しのびありき 四十三丁オ
さうじそこ
きよらげなるつね
おこゝろあてにふ云く
おりてて云く 四十五丁オ
さふをこがましう云く 同ウ
はよハひのおどろかげなく
なにがし院

かやうなる事ハとてそ侍るなるまじ
うれなるうちすれなどの底 卅七丁オ
ぬるよならばいかに 同ウ
お数なしぬふきやま地なる 卅八丁オ
これあやのひとんがさねみ
向きうす物のひとへがさね二藍の小うちぎ 同ウ
わくの人を 四十丁オ
あうれ志まふ 四十二丁オ
おうつきられきふおもくおもの
ひがさき
なのうてなも 同ウ
随身
揚名介 四十四丁オ
かどとをくり
むすめをバさるべき人にあづけて
さおらひうらゝハ 四十六丁オ
右近の君こそ

いそがるゝものゝ 四十七丁オ
しひておもひまさせまほしくなり 同ウ
あしこの家はいとあやしき世を
ほれたるかどの 四十八丁オ
べちなふ
なごりなくかりふしける法のさ法にて 同ウ
ことなるゆゑなき人を 四十九丁オ
むつましがりつるにて 同ウ
神事なるころにて
さらに本意なくものせさせとて
ぶくいとくろうして
法名かくしと
さはしバよしと
なかりし人のさく 同ウ
おやしやいろおやかんと 五十二丁オ
うちとけで 同ウ
願文
伊予介かみな月のついたちごろにくだる
なかまでのさく
なるにもさく秋の暮かな
かづらきの神
あらはれけみち
何をむさぼる身のいのりにかと
わたりなき川
ほくざかのなどおかしきて
をかしげなる女にて
ほるましてこはづくろい
いのちをかけく
かしこくれらぬ事をと結ひて 五十丁オ
川のなまて手をおしひらく 同ウ
けがらひいみなひしと
すゝろびのひこく山里に 五十一丁オ
かのありし院よこの名れなきしを
おとらぬをもさく
なのうにもさく
四十九日 五十三丁オ
なくしともさく
ぬさ 同ウ
おせみの羽もさく
見し人さん 五十四丁ウ

目録終



# 校正譯注源氏物語餘釋一之巻

萩原廣道纂注

此巻ハ本文の頭書に入るべきことなるを其説どもの長くして書加へがたき事ども或ハ公事の故實それこれ衣服調度などやうの注せでもえあらぬ事どもあるを本文義の通えがたき所々の考または舊注どもにいはれたる説はいかにぞやおぼゆる條ども論ひ辨ふべき事などを取集めて物しつるなり引出る文詞の下におのおの其丁と標しつけて本文と引合せて見るべし引ける舊注の標を頭書に同じくしつれバ更に記さず

# ○桐壺巻餘釋



## 女御

一丁オ [眠]周禮云三夫人九嬪廿七世婦八十一女御比ス三公九卿廿七大夫八十一元士ニ [河]周禮天官云女御掌ル叙スル御ヲ于王之燕寢ニ云 [新]女御ハ今の夫人に當れる女御てふ語ハ續日本後紀に見えたるハ女御從四位下藤原朝臣淨子卒スと初めてみえたれど是より前奈良の朝の末などより此称ありしにや此称總て卑くてハ三人なゆゑに雄略紀に女御の字ハあれどもそハ漢文によれるのみにて此女御てふものあるにハあらず權輿のやうにぞ見ゆる諸說之[弄]女御ハ無位以上二位三位までいたるまであるべし ㊞(釈)女御のす紙に入楚に諸書を引て委しくいはれたれど今ハ略きつ彼書を見るべし本居先生のむかしまま十三の巻に云女御といふ班をさだめられたるハ何れの御世の比よりにかあらん雄略天皇の御世に稚媛を始といふハひがごとぞ書紀の彼御巻に女御とあるハただ撰者の例の漢文にてあれどもまだ其比此号ありしにハあらずすべて彼紀ハかかる文字につきて後の人の思ひまどふ事多かれどもそれハ女御といふハもと漢国にて王の御もとに女をさぶらはしめるにいへる目にて一つ定まれる号にもあらずさて朝にても本ハ然ありしを後に定まれる名にハなれるをられ雄略紀なるもさて御女を女とも稱へるよしなり

## 更衣

同 [湖師]此局にて天子の御衣をめしかふる故に更衣と云あり 漢書灌夫傳此顔師古注に更改也凡久坐更衣皆起テ更ム衣ヲといへり衛皇后傳にも常起テ更衣ヲ子夫侍リ尚衣ニとあり本朝の更衣ハ仁明天皇嘉和三年正五位上紀朝臣乙魚オトナニ授テ從四位下ヲ爲ス更衣ト是始なり河に委し細流云位置の御殿にさぶらふべき上臈などのむすめなり [新]更衣ハ今の嬪にあたりて更衣といへりハ仁明天皇の御代の紀に見ゆるに更衣の字ハ漢書に云く東方朔傳に私ニ置ク更衣ヲ注に為ス休息更衣之處ニ亦置ク宮人ヲてふよりいでたれバ更衣を御休息所ともいへりされど女房も御子をうめバ御休所といひしかど東宮の御妃をも御休所と申すとあまたある此文の様なるにてハ更衣といふも御子をうめる後ぞ御休所と云ける東宮の御休息所ハもとよりあり ㊞(釈)新釈一本にハ更衣を御休所とも云へりといふ次に凡后を大御息所とも申し東宮の御妃を御休所といひ又皇子をうみ奉りしをさる所といふ條によりて此文にハ更衣の御ふうらし後に御息所と云ふ是皇子をうみまつれるをいふとみえて古しへ後のことゝなる后を大御息所と申しとぞといふハまたいせ物語又此物語の六條御息所などめるを云ひていふもるとおぼしくされど強説に似よりて御息所のむハ小椅の説よろしきてあげつらふに云 續後紀に嘉和九年正月丙申朔戊戌云々是日詔授從五位下秋篠朝臣康子ニ正五位下无位山田宿禰近子ニ從五位上ヲ並太上天皇更衣也と見えたるこの更衣といふものハいづれの御代のころよりかさだめられけむ御ふみにてみえたるハこれを始とすべくや 後宮職員令にハ妃二員右四品以上夫人三員右三位以上嬪四員右五位以上宮人とあるを中昔よりこなたハこまつるの号ハ絶て久しく妃夫人にあたるなどあるをバ女御とし嬪にあたるなどあるをバ更衣とせらる三代實録六の巻に光孝天皇更衣といふこともみえてさて仁和三年にハ勅以テ更衣從五位上藤原朝臣元善ヲ為ス女御ト中納言從三位山陰之女也ともみえてさりといへれば清涼殿記に更衣其員十二人以下不滿其數ニ尚侍宣下メ諸司ニ著ス禁色ヲなどいふものもみえたり

## あまたの御かたがた

同 [河]延喜御代后宮 女御五人 更衣十九人 中宮以下都合卅七人也 桐壺帝后宮実名露顕之分 女御五人 兼香殿 四宮母 麗景殿 花散里姉 一人 八宮母 更衣二人 桐壺 後涼殿 后二人 大后 弘徽殿 女院 藤壺 此物語に出るところ七人なり ㊞(釈)延喜の御代のさまハ例の准據なりあながちにとるべからず

## もろこしにもかゝる事の起りに

同ウ 細 殷の紂が妲己を愛し周の幽王褒姒を寵せしより世のみだれしためしを引く

## いよく 楊貴妃の例もひき出つべく

同 湖師 玄宗の寵愛あまりて安禄山が乱出来る事をいふべし 花 桐壺の更衣の寵愛あまりて人の事を漏の

玄宗の楊貴妃にまよひ給ひておほやけ事をおこたり給ひて長恨歌の詞をかりて一篇の趣意を出侍ればそのことをいはんとて楊貴妃のためしも引出つべくと先言出たり紀光の説すぐれてよく侍り 岷 云く 此のもろこしにもかゝる事のといへるとは長恨歌によりひとつのみにはきこえず 釈 かゝる事の起といふ中に楊貴妃の例もこもれるなるべしさて長恨歌によりてかく書きたるうへは諸本これをかの楊貴妃全文を知らざれバ此文のいひざまなどもの知りがたきゆへにここに長恨歌並に白氏文集のまゝをここに挙つ引合せて見るべし

漢皇重色思傾國 御宇多年求不得 楊家有女初長成 養在深閨人未識 天生
麗質難自棄 一朝選在君王側 回頭一笑百媚生 六宮粉黛無顏色 春寒賜浴
華清池 溫泉水滑洗凝脂 侍兒扶起嬌無力 始是新承恩澤時 雲鬢花顏金步
搖 芙蓉帳暖度春宵 々々苦短日高起 從此君王不早朝 承歡侍宴無閒暇 春
從春遊夜專夜 後宮佳麗三千人 三千寵愛在一身 金屋粧成嬌侍夜 玉樓宴
罷醉和春 姉妹弟兄皆列土 可憐光彩生門戶 遂令天下父母心 不重生男重
生女 驪宮高處入青雲 仙樂風飄處々聞 緩歌謾舞凝絲竹 盡日君王看不足
漁陽鼙鼓動地來 驚破霓裳羽衣曲 九重城闕煙塵生 千乘萬騎西南行 翠華
搖々行復止 西出都門百餘里 六軍不發無奈何 宛轉蛾眉馬前死 花鈿委地
無人收 翠翹金雀玉搔頭 君王掩面救不得 回首血淚相和流 黃埃散漫風蕭
蕭 雲棧縈紆登劍閣 峨嵋山下少人行 旌旗無光日色薄 蜀江水碧蜀山青 聖
主朝々暮々情 行宮見月傷心色 夜雨聞鈴斷腸聲 天旋地轉迴龍馭 到此躊
躇不能去 馬嵬坡下泥土中 不見玉顏空死處 君臣相顧盡沾衣 東望都門信
馬歸 々來池苑皆依舊 太液芙蓉未央柳 芙蓉如面柳如眉 對此如何不淚垂
春風桃李花開夜 秋雨梧桐葉落時 西宮南苑多秋草 宮葉滿階紅不掃 梨園
弟子白髮新 椒房阿監青娥老 夕殿螢飛思悄然 孤燈挑盡未成眠 遲々鐘鼓
初長夜 耿々星河欲曙天 鴛鴦瓦冷霜華重 翡翠衾寒誰與共 悠々生死別經
年 魂魄不曾來入夢 臨邛道士鴻都客 能以精誠致魂魄 為感君王展轉思 遂
教方士殷勤覓 排空馭氣奔如電 升天入地求之遍 上窮碧落下黃泉 兩處茫
茫皆不見 忽聞海上有仙山 々在虛無縹緲間 樓閣玲瓏五雲起 其中綽約多
仙子 中有一人字太真 雪膚花貌參差是 金闕西廂叩玉扃 轉教小玉報雙成
聞道漢家天子使 九華帳裏夢魂驚 攬衣推枕起徘徊 珠箔銀屏邐迤開 雲鬢
半偏新睡覺 花冠不整下堂來 風吹仙袂飄々舉 猶似霓裳羽衣舞 玉容寂莫
淚闌干 梨花一枝春帶雨 含情凝涕謝君王 一別音容兩渺茫 昭陽殿裡恩愛
絕 蓬萊宮中日月長 回頭下望人寰處 不見長安見塵霧 唯將舊物表深情 鈿
合金釵寄將去 釵留一股合一扇 釵擘黃金合分鈿 但令心似金鈿堅 天上人
間會相見 臨別殷勤重寄詞 々中有誓兩心知 七月七日長生殿 夜半無人私
語時 在天願作比翼鳥 在地願為連理枝 天長地久有時盡 此恨綿々無絕期

この次に陳鴻が撰べる長恨歌傳といふ物一篇あり玄宗と楊貴妃との始終を記したれど長ければこゝには略きてしるさず要とある所のみをいはゞぬきいでて添へつけぬ妻くはしくはみるべし

開元中泰階平四海無事玄宗在位歳久倦于旰食宵衣政無小大始委于右丞相深居遊宴以声色自娯云々詔高力士潜捜外宮得弘農楊玄琰女于壽邸既笄矣云々上甚悦云々明年冊為貴妃半后服用繇是治其容敏其詞婉孌萬態以中上意上益嬖焉云々雖有三夫人九嬪二十七世婦八十一御妻曁後宮才人楽府妓女使天子無顧盼意自是六宮無復進幸者非徒殊艶尤態致是蓋才智明慧善巧便佞先意希旨有不可形容者叔父昆弟皆列在清貴爵為通侯姊妹封國夫人富埒王室云々出入禁門不問京師長吏為側目云々天寶末兄國忠盗丞相位愚弄國柄及安禄山引兵向闕以討楊氏為辞潼関不守翠華南幸出咸陽道次馬嵬亭六軍徘徊持戟不進従官郎吏伏上馬前請誅錯以謝天下國忠奉氂纓盤水死於道周左右之意未快上問之當時敢言者請以貴妃塞天下怒上知不免而不忍見其死反袂掩面使牽之而去蒼黄展轉竟就絶於尺組之下既而玄宗狩成都粛宗受禅霊武明年大兇帰元大駕還都尊玄宗為太上皇就養南宮遷于西内云々適有道士自蜀来知上意心念楊妃如是自言有李少君之術玄宗大喜命致其神方士乃竭其術以索之不至又能遊神馭氣出天界没地府以求之不見云々使者還奏太上皇々心震悼日々不豫其年夏四月南宮宴駕云々下畧

## 北の方

日 河 男ハ南女ハ北に位べき謂也陰陽につかさどるゆゑ仍て貴賤ともに妻室を北の方と号す又后妃を椒房と号するも北向に位するゆゑ也云々

## 玉のをのこみこ

二丁オ 国 万葉五の歌に出る白玉の吾が子古日ハ云々うつくしき御傍こそのまよ玉ひかりかゞやきたる男のいとをうつくしげなる

をうくとのたり白居易詩に掌珠一顆児三歳 餘 ちひさきおさなくうつくしげのちごに玉ひかり かゞやくうるわしく国をまなやむともおさなく玉の光かゞやくをのこみこうつくしげなやし あひわてあげバ玉光りかゞやきて見えるまへ杜詩に掌中探見一珠新 などいへるも生まれたる子をさして玉に比していへり云々

## よせおもく

日 国 續日本紀八の巻に寄重務繁文粋貞信公辞摂政表に擁重寄於微身且太任 ウ 於小林にまつりてハ寄せ任せられてまつる事の重きをいへるをまつりより将りてまかりおもき八治に外戚からハ此おもくしるそといへる言そこく 餘 三代実録巻一安倍朝臣安仁執蹤請解大将日云々此職任當股肱寄重爪牙又同書に竊以将軍之職寄重責深などあり

## まうけの君

日 釈 儲君とかかれたる即皇太子の御事なり皇太子ハ皇位を嗣せ給ふべき さめに儲く備置るゝあまでを儲君とも申まうけの君まうけハ儲の字使之

## 坊にも

三丁オ 釈 東宮坊のことにてすなわち皇太子の居給ふ所なり坊ハ云々敬をさしてかく東宮のまへハかうくし此易の理によりて震の卦を長男とし又東方とし時にとりてハ春とする故に天皇の長男おハします宮といふこゝにて東宮とまうし或ハ字を春宮とかきても東宮とよめるなり

## きずをもとめ

日ウ 河 所悪則洗垢求其瘢痕 家語 吹毛求疵 漢書 あやまち無きよなく恨まるゝ枝もある物をそしきをふれきずをいふなりとかさ 餘 吹毛求疵とハ前漢景十三王傳また韓非子にもとも云ハ後撰雑二にあく ある八内親王のかなり

## 御局は桐壺なり云々

日 新 御局は桐壺ハ清涼殿の丑寅 あたれる弘徽殿承香殿宣耀殿などをまへて参り給ふつぼねまでバあまたの御方々をすぎさせ給ひていり今図をそへる コノ図次ニ出スガ如シ 拾芥抄などの御おもむきをかくなり

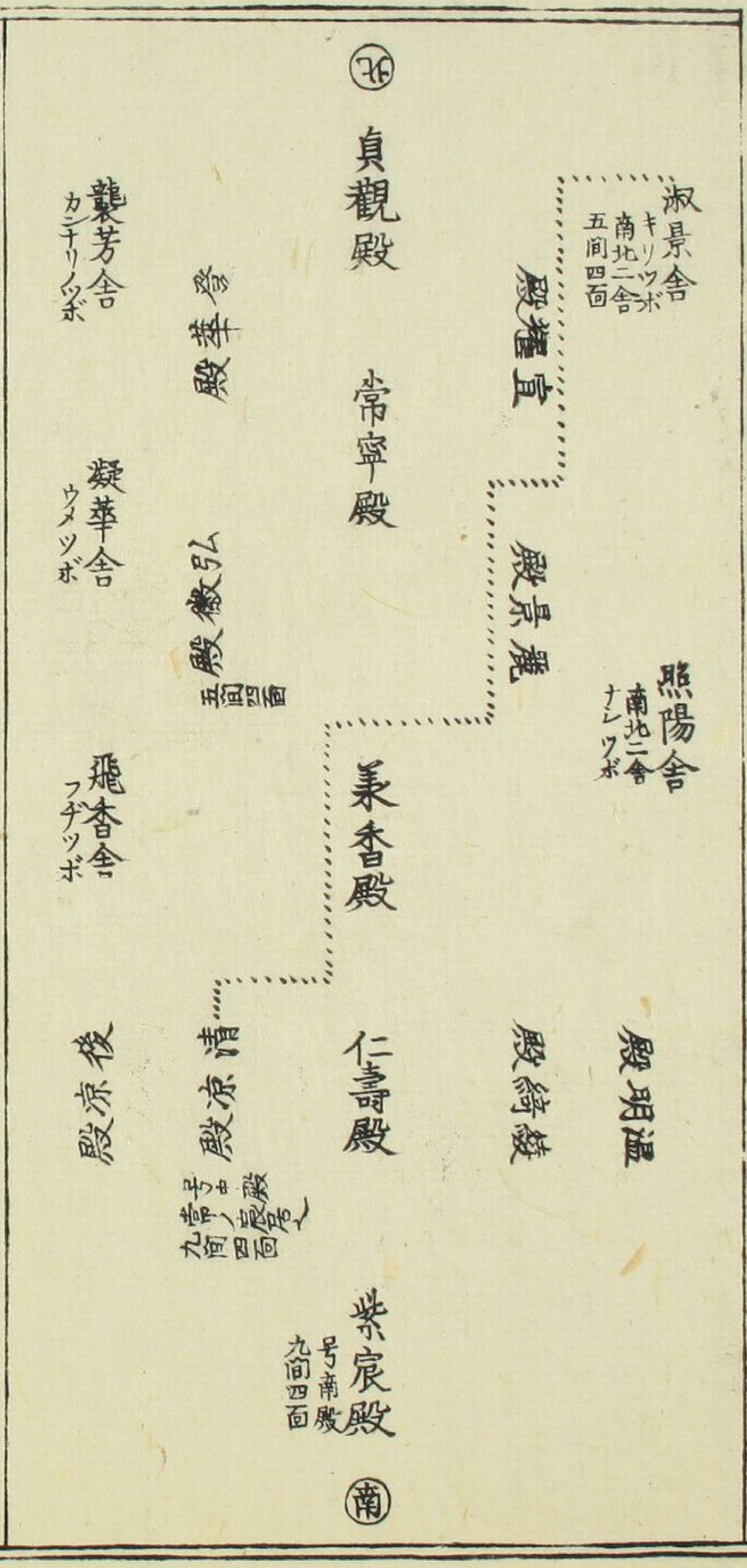


釈 右の図にてそのおほよそをしるべし今は新釈の図に拾芥抄を見合せて記しつ猶大内裏図考證などをみてくはしきをしるべし○伴信友云世の人大内裏は順徳院の御代まで延暦創造の時のまゝなりとおもひためれど御代〳〵度々炎上ありたればしばしばつくりかへられたる事などおほかる中に右記寛治八年十月廿四日内裏焼亡の事を記されたる條の裏書に國史以後皇居焼亡廿四度内裏十四度里亭九度太政官廳一度とありて次々に御代々の焼亡の年月を記されたる中に一條院四度長保元年六月十四日亥時内裏焼亡同三年十一月十八日口時内裏焼亡寛弘二年十一月十五日内裏焼亡同六年十月四日半夜一條院焼亡云々とあり此事を本朝世記に六月十四日内裏火太皇避之八省小安殿遷御太政官朝所東皇太子避之縫殿寮此夜遷坐朝所東舎とありて七月十一日造宮の國をさだめられ廿二日造宮雜事定ありし由見え同八月十四日造内裏始らせられしと日本紀畧に記されたり但し今なほ殿舎の寸法を減ぜられたる由兼久二年十二月九日の玉藥別記に見えて又同三年焼亡にて殿舎高大を止られたりと石練抄に見えたりかゝれば大内裏の趣もこれまでのさまには違へるなるべしかくて此内裏翌年九月造営了られし十月二日新造内裏仁寿殿にて安鎮國家法を修せられて同十二日夜一條院より遷御中宮も同入内あり同廿一日造宮賞として叙位五十人ありしよし権記日本紀畧に載らる皇太子八十二月十三日東三條院より入内ありかくてまた同三年十一月十八日内裏焼亡ありて同五年九月新造内裏なりて十月八日一條院より遷御なり此時の造営もいさゝか省略ありしと見えて三年十一月廿五日の百錬抄に造宮定止殿舎高大云々同四年三月十九日の條に定造宮雜事戒梁柱高大ヲ同比も見えたり度々の火災にてかく事略ありけるなるべしされど○此説いと委しけれバ國にこれを引出つ猶よまん人よくしおもひさだむべき事なるべし

うちはし

日 新 或説よく切りかけの板をおほひて遊ぶともいへるはいかゞ用あらん時とりてわたすべき料なるべし日本紀万葉などにうちはしとあるはかりに板一ひらわたせしをいふ今も同じ宮中にてかるがると板をわたしておくを打橋と云はいみじくたがふことどもにはなし或説に内橋と云はいうふぞやとまどの御殿にて廊をいふ和名抄廊保曽止乃殿下外屋也 玉 移廊をつめたる名くよのはしとれ橋はいつも同じ所にかゝりてまじりたるものなれどこれは時にのぞみていづこへもしく用あるにつけてわたしもしくはおしとほしてつくる橋といふなりさしかへてはなすなどの

○桐 余尺

間に掾に下を遊りんゐに切あてる所のあるに付ものぞくて見えせる之内構打橋なども侍るハ
うちそひ方あるいふ打橋とうけるハ例の借字なるべし ㊎ 移橋(ウツシハシ)といふ名の称ハいかなるあや

考へて定むべし

## わたどの

同 [餘] 禁秘抄云渡殿ニ行各ニ畳敷黄端ニ公卿在殿上之日不論花族諸家著之不然之時可然之人不著之北方副
高欄立ニ布障子二間(立柱打)ニ書打毬ヲ向下戸ノ横ニ女官戸ヨリノ道ヲ通テ立ニ馬形障子ニ(号ニ波袮馬也)
注ニ云下戸禁腋秘抄末ニ脇戸アリ下ノ戸ト云 女官戸 同抄小壁ノ外ニ南ヘ向タル脇戸ヲ女官戸
ト云女官是之ヨリ小庭ヲ通ル道也 波袮馬 古今著聞集渡殿よさね馬よせ馬の障子を立て又同じ
渡殿の北辺朝餉のあなよ馬形の障子あり」其西南二間有遣戸」其下一間ヲ篭テ下女居住ス
如ニ手水物ニ置ニ焼火ニ置」水ヲ自ニ中古事歟高遣戸ハ侍臣已下ノ参ル所也」注ニ云有遣戸」按是之高
遣戸也禁腋秘抄殿上人ナト春花門ヨリ入テ南ヲ経テ修明門ヲ入テ殿上ノ高遣戸ヨリ上ケリ
㊎ 渡殿のむすぶいさゝぶれさうしバ今ハ階梯なきを写しつさてこまハやく後世のさ治めれて
ゆゑらうものさハいふにあらんなよく考ふべし さて新釈ニ和名抄の廊(ホソドノ)をわたどのとよまるるハいかゞ渡殿
といふものハ今世に渡座(ジリヤ)といふ類よ似て彼此の殿舎を中に連ねたる所にして中ふ守陪あるにも中ね
といへる女房の渡殿ふ局(ツボネ)しけるなども考ふべし さてそれハ廊とハ別へこひのまうでるなどもありし

## あやしきざうし

同 [花][新] 世継物語よ村上天皇の御時宣耀殿の女御(芳子小一条左大臣師尹公女)后宮よさふらひせ給ふを中宮(安子九条右大臣師輔公女)のようら
おぼしめせしまりふ中ゝの御方へられ女御の手より上らせ給ふ不浄をとられちしうるゝあり
それにようてしハせしあるべし [餘] 安斎乃書云世継物語よ花山院の女御れまゝ母のさぶらひて
みかどの女御へ見うしせのうちそいあぐふ人のいうあるうきさをきつるゝふろものがりせ給
ちび上も見るしせのハびとあり源氏物語ふ出る事ハ世乃ふありしさまをふまへて作られ

標書部云古注の[illegible]細流[illegible]切馬道ふ板を[illegible]

小右記ゆうの旧記をよくしく人ハちうぬべし ○あやしきざうしを云くとも此不の文きくゝさ
かのこ所をよくかくしてうけり糞などふまれちらしてしるされあれしと云をふくめりきね
のすそくぐうりと女るふてちつしるゝ古へも凄なとまれちらしてけるすのあるしとぞ [玉] 不浄
をまれちらしハ人を詛ふえるさ之釈日本紀ふ云て神代須佐之男命の放屎よりおこれり
但してハ詛ふまきでふハあらでで衣のすそを穢さんさめの事もあるべし ㊎ 世継物語の
準據ハさもあるべしされど御のかくするべうにみえばしぬのなもふもにもおもりて
おしるぎしを中の
ふどもあるべし

## えさしぬめぐられ

四丁ウ

㊎ 伴雄云馬道(メンダウ)めんだうとぞふ同義 和名抄ヲ辨色立成云向堂之道也
とあるがごとく殿中の中の此板敷をいふく簀子よりつきさて孫廂・廂・寝殿・身舎などを貫通し
て直行とべくくさとと構へる板道の所ありさて前後の口に妻戸あれど昼も夜もあけ渡し
おきて此名の人などしに往来の便とせり然し殿舎ごとに必あるにハあらし仁寿殿兼
香殿常寧温明後涼弘徽の六殿に限りてその他ハ清涼殿の小庇と宣耀殿の南に切る所と
てあるのゝかぎそのみにむしろハ天皇通御のときハえ設あるべし 武家ぶざ所に大廊下と云
る所と同じ語なりめどうハ間道の約まるこの語なるべし 古今集物名ふめどふ削花さ
せるとあるもゝる所の入口此跳居ふさそるをいへるくめんどうハめぐうの延ぶ[illegible]晩の星
に兼香殿のめんぞうより平家物語にも長門本に主上をバ時忠にいだかれちうの法師のめん
ざうにくちかあさまき後のすあすがら年中行成記に[illegible]
渡らせてめんぞうつぶりより飛へまのりありなど御所をも陽成院の皇子にあり
さる時ちを主上をまへるよう号くとひへる古説ハいとよろしき解くこ ハ兼香殿の北廊
またすなわち弘徽殿南馬道をいへるべこの廊ハ常寧殿と兼香殿の間にあるていと長

き廊ゝ東の方にてハ義香殿のきざまともいひ西の方にてハ弘徽殿のきざま又弘徽殿の細殿ともいへり淑景舎より上のぼるみちにハ桐壺西の渡殿より宜耀殿の南北中門に凝花殿の簀子伝ひに片庇廊へわたる二の廊より中門を南に義香殿の北廊するち（こきでんの御局たちの）を引出て中殿の小廊づたひに清涼殿の北庇より東のみちあるべしかまた女御のさぶらふとさぶらふハ居所近き方出てく（読）他のみちとみゆるときハあらじ

**御はかまぎ** 同ウ 河 皇子三歳着袴の例 冷泉院 東宮ノ時 圓融院 親王ノ時 花山院 東宮ノ時 一條院 親王ノ時

**くらづかさ** 同 新 餘 職員令内藏寮頭一人掌金銀珠玉寶器錦綾緋氈褥諸蕃貢獻奇瑋 義解謂非常之物 其金銀已下ノ雜物皆自大藏省割別而所送者也之物年料供進御服及別勅用物事トいふ類の御物なり式にも委し

**おさめどの** 同 湖 後涼殿にあり諸國よりの進物などをおさむる所となし 新 納殿ハ累代の御物ハ宜陽殿に納むるなど西京物にみえ右二所ある御物ハ御料に充てられ用ゐさせられて此度のはからひにて出させられしといふなるべし 餘 拾芥抄云納殿累代御物納之在宜陽殿恒例御物納藏人所綾綺殿紙御屏風在仁壽殿頭藏人雜色為預以藏人雜色出納小舍人為預人 進月奏云々 此御物どもをことごとく用ゐられたるをつくしてとはいへり

**みやす所** 五丁オ 玉 此物語の例をもて考ふるに細流にも説せられたるごとく御子をうみまつり給へバ御息所と申せりさてそれハ女御更衣などの外に別にいふ名あるにハあらじ女御更衣などのうちにもその事を源氏の御詞にも母更衣の事を母御息所とのたまひ上の葉末にも秋好中宮の女御をも御子を生奉りて後のことばに御息所と申せり六條御息所といふも姫宮（秋好中宮）の御母なるにつきての称也竹河巻に髭黒大臣の姫君冷泉院に参りて程なく懐胎のよしなど

中も御息所とありきれバ御子いまだ生まれましけれどもまづに姫宮の御へだて申せるにて

**てぐるまのせんじ** 六丁オ 餘 和名抄云輦周禮注云后居宮中從容所乘謂之輦和名天久流万為輦輪人挽所行也 新 西宮抄臨時小輦車親王大臣之中老宿人有此恩女親王女御尚侍毎出入藏人經奏聞仰閤門吉上 雜載 雜式 毎度仰云々或抄云手ぐるまハ車のやうにて輪を付けて轅ハ輿のやうにて短きなり石階などを上り下るにいとかろびて中の重を出入するゆゑなり又延喜雜式云凡乘輦車出入內裡者妃限曹司夫人及內親王限温明殿後涼殿後命婦三位限兵衛陣但孃女御及孫王大臣嫡妻乘輦限兵衛陣云々そこによりてかの上局に移ありといふ説ハおかしろなし上局ハおのおのの時の局ゝ局にふるハ桐壺なるべきまゝバこの臨時の勅ありてそこよりまかるべきなり 玉 續日本後紀云嘉和六年六月庚戌朔己卯女御從四位下藤原朝臣澤子卒故紀伊守總繼之女也天皇納之誕三皇子一皇女也寵愛之隆冠於後宮俄病而困篤載之小車出自禁中纔到里亭便絶矣天皇聞之哀悼遣中使贈從三位也とあり桐壺更衣のこれによりて書あるなるべし 似たることなし

**いかまほしきを** 同ウ 拾 いかまほしきとハ生と行とのふたつをかねたるにてそおほかるを諸抄に返さしきまゝに分断などもおぼつかなる説多しいふて後世べし 然るに別かの身のいく末のしかりまさバとでめんよしとなるをとられたる戒秀法師 同意也何きん子に命をうけてちるひるんいろでやとぞよ時もあり名り実方朝臣 後拾遺 とめどろなげ此にこそハ命けきうらいきてとふべきくるあしかバ小式部内侍 新古今別ぶにもみかの人のしかるまハおほこのこびぞいかんとぞ心ず為余惟規 同しきまぢ路ハこれやらぎかの旅なんさへふいくべきところちてせ子法師 大和物語 まてもてやとりもあへぞハやりくていとのんぐしきそちててしきま 後拾遺 表僖 明

まうまふし その日ごろハめぐらさて
いきもつゞかぬ人でありし比伊勢守痛
ときこゆ年ハ二位よ准せしめなどの
礼ありしを猶いかゞあるべし

## 御のさはり

七丁ウ

新 喪葬令ニさんぬるごとく此時も
こぶハさりなんさまどいひあつう

日 河 おたぎ神をいつく 細 今の六道 こまこ火葬の葬所あり 拾 今按

## おたぎといふ所に

和名抄ニ愛宕郡ニ鳥戸の郡ニ別に愛宕郷あり 新 こゝ
されバ此葬ハ当郡ニあらじ或説ハ後をりてのことなり

## ちひふなりけんを

日

餘 御おくれ申さじとおもひなりなん時ニて人をおもひのやまんごふせめ
然お捨ニ恋ふあつてよき人ありけん 釈 ここまでハ勘へしにかふハあらしかど

## ちぢくまる

九丁オ

国 ちろこハ又のさこふく文字くもありといふ也の詞くてハ秋かあらく大かたハまご思ふくく
涼しきころちよけろ係ニおまり涼しくなりくころよ絶なんしちや又すゞし寒くも
あるさゝ今もさることいろものゝさる者ニ此詞ハかならず八月ごろふのこゝめりんをつくし
九帖などふもさかれてとあるも同じさまて大かたハ敷きて居などし又すゞし隠れも
しくろさまよふて居るをいつり拾遺ニ方舎の膚寒(ハダサムキ)を引てゐるハひさしくつね膚寒と八
別なるをや 釈 案ニ此説ちとの詞のつゝひさまをいそれぶるハさるとあまどこれハなかゞ
膚寒(ハダサムキ)のさこ拾遺新秋僻案ともに皆膚とあるふ従ふべしちこハ又のさまぐりおし見ふて
もし又も又秋のさまよつゝひさする所ならちてもさむを絶とある語勢ちさのさとしてハさらふ
受つざらし 所かるの風ぶちて膚さむく絶そていとよく叶へりかならず八月ごろにいひもやすかで
より膚寒くなるころおひあまるバくさて膚寒きと絶ある事ものもあまりを知らし所へし
おさろうむ寒ふさもあるべき時なりあむりぬべし 舊注又僻案などふ所々分がちてと須り
よろこて所なめさてふく風とといへるハひ見かなさてといふさまもしバふく風といふむあらてハ

さハ少えぬ
てふなるをや

## ゆげひの命婦

日 花 靫負と書てゆげひとよめり靫(コギ)ハ矢をいるゝ具をいふ左右衛門ハ弓矢を帯する官なるによりてゆげ
ひといへり 河 命婦ハ今の世ニ内侍の外縫殿をもとも中臈を着八命婦と号せり殿上人
ふ下の女ゝ 細 ゆげひの命婦ハ衛門の命婦也指官の何出るも其命婦ハ相ひて八林ニ中ニある
を内命婦といふ私の妻をも命婦といふこれを外命婦といふ當時も林ニ中ニ侍ふ女房の
中ニ内侍より次ニ侍(オモテ)下とてまゐしふゐ中よ命婦女房人として侍る 新 命婦とハ令よの
延喜式の三条まで八五位以上の人此妻を外命婦といへり中右記などの比より八女官の中臈を
命婦といへり或説よらて中臈を着八命婦といへりといふハくさししが比女房の父兄寺など
の中に諸つの官あるを依て嗔名(ヨビナ)とせしものゝ也そて女のよび名ハさるすゝし 新 イ本 靫負ハ衛門の佐
ふどんむよく其衣ふもえゝしりし人でさらしでハかゝる法役ハかむなるまゝバんをやめてむさう
さてかくふ行てのんぢうむなどよみしと絶侍り○靫負ハギオの文ゴあるを
ケふ特してユゲヒと云ふて衛門の官ハ靫(ユギ)を負(オ)ふゆゑに此名あり

## やへむぐら

日ウ 釈 和名抄よ本草云葎草和名毛久良(モグラ)とあるこの草よく生しげる物なるふ弥重葎(ヤヘムグラ)
といへるべきて葎また蓬茅(ヨモギ)などハ人の住ずして荒たる家よ詠ふよく出るものなる所よ
葎生(ムグフ)蓬生(ヨモギフ)浅茅生(アサヂフ)などいひてあれまてる家のさまはふいへりあはがちふ
蓬茅などの一種をさしよハいはしや多く草の生けるさまをいへるを見るべし

## みなみおもて

十丁オ

国 すべて人の家も南向を正しとする故ふ南おもての舎屋を正面とするから然しも南向の家
あらで南おもてふハあらねども方角ハ何方ふまれ正面のこころを南おもてといひなる
へるゝ内この方をいひおもてといへるも同じ抄緒の中よ多かるるゝ此らかくべし 釈 今案
よ此説のごとし 但し古への家ハ大かた他し方ふハ向むして皆南向ふ建らうとおぼしくされ

そ面ハ必南なりし人今も田舎けなどハ大かた南向なりしぬハおかしき古への作りざまの残れるなるべし

内侍のかみ

日 釈 今云内侍司尚侍二人掌供奉常侍奏請宣傳検校女孺兼知内外命婦朝参及禁内礼式之事典侍四人掌同尚侍唯不得奏請宣傳若无尚侍者得奏請宣傳

松のおもはん

十二丁ウ 新 是ハ古今集よ何をして身のいたづらに老ぬらん年のおもはん事ぞやさしき又いつまでか世のなかの人とて御れ松をや昔の友とぞせん

こゝちぶふ

此二首などを以てつゞめて出たらん歟例の古哥を充用る事に巧なるゆゑ又猶るに或説にいふてあり又古今六帖の松の哥を引く此哥今の六帖のはいまだ古今の松の哥を引て見ゆれどもさも見えず此は古本にさ有し後に其おより出入しあるべしよりてその事の後にきも誤ありむかし作り出しけんべし此説どもにはさる作るなじそこさる哥を書まさりて六帖文の作にもきこえて誤なきかめ 釈 此説一つにきこえてさるこのみかれど六帖の古本ともにさ残なしくさるか見えん事もなきさなれバあるがちにきと定むべく人あしぬさまざまいふハ説おほく引出てるゝまゝとるべしさて此月おに細流を引ていかゞそあるとさかれしの説を落てきかれども見る人ひとしく

すゞむしのこゑ

十三丁ウ 玉 此ても八常にいふてもの声ハあはれをかしハ俗言にまあとりかまあらて一ぞ此言ど深くの辞又後京極殿の用ひあまて月やあらぬとかくちても云ま此ちあり哀うつんなどのても同じ 釈 業に此説一そのまま深くいふ辞くとあるハさることなまで俗言よさくといふれるハいづく此ても八あはれなるとさへ係まる辞ゆて其のてもとかくる

雲のうへ人

十四丁オ 釈 雲の上と禁中を天に比する

てとかし後京極殿の哥あるもてもハうつんへ係まるさまて常のてもく異なれまあしだ

うへ人ハ殿上の人にて上達部其外殿上人とハ云さぶらひて大かたに仕まつる人をいふてくハ御衣の命婦をさしていへり 玉 花宴にも昇殿の人を男女ともにさての上人といふべしとあまたさとときくハさど禁中の人あるまじきよ

御さうぞく一くだり

日 新 或説に裳唐衣なとく一領あるべしといへるハいかなる昇殿のたまふにやあらむ

らるかりし雅亮装束抄の女房装束に唐のさうぞくを女院あらバ使に女房のさうぞくを給ふべきさく裳唐衣濃張袴これを女房のさうぞくといへる法さみぞに入ぐくとり集めてこれの事をといつりやんてあはれおまへの給まあれハさうほようりうへのきぬなるべし此にや右ハ女郎に限りていゝすら又今昔物語に伊勢の御れをとへ伊衡のまうでしたれ肘も大のごとし此さうぞくるを出きしてまありわつさがりしそて行しきりしてたちくだ掛ぐさうの中納言どの八講八月よよりふ中納言よりの御使に綾のひとへがさねそうぞく遣さよ庫さまさ葉掛のかさて此党をるをうづけなひつとまゝこれでとふる御使あまたバ半のそひさるにや裕あるし

みぐし上のでうど

日 新 鬘をとおぐるてう院ハいかしく天武紀万葉におどふかんてされども形定らたいひがてしさく内宴のさ御出づる古丸纏に女楽の形ありその舞妓の鬘は梳と此の日記に髪をあげし緑をかゝの絵に似さりと出しをむかへてなるにぐふ相似さりといふべきさ御へ形くりしさるハあべしその事も出つその調度ハ雅亮装束抄よ女郎の姫君髮結(カヅラ)(カガシ)差櫛(サシグシ)とりぐして折ぐれの品此なるに入くさくとありて数かされどころハ楊貴妃のすがくいへるによるに釵子(サイシ)鈿合(ハサミ)なども有るべし或説く多きまでさられよくあるしまで

長恨哥の御絵亭子院

のかせ給ひく

十五丁ウ 新 是ハ寛平のころどおかゐさせてまて後に一條の通に路のなまつてせなひくおちしまりくまべてのし此みんの

みかどハ中々亭子院のみかどの御人して長恨哥の絵をかゝせて伊勢貫之ふよませ給ふにかきのせて
られたるが侍りしを今桐壺の帝にあげさふらんずるに云く 河 亭
子院七條以南油小路以東一町 伊勢集云長恨哥の御屏風亭子院にかゝせ給ひてその所々よませ給ひける
よませ給ふひとつ絵におなじくかゝせ給ひけるこれはかのうたのすがたにて秋の夜ありけり（イの字にてみるべし）
むすぼれあくるもしらで寝しものをとひとりけさや 餘 今のいせ集にハ亭子院よ
りかゝせ給ひてとあり 紅葉に云く 抜粋 恋回 御よみけるなり 今本の伊勢集にハ初の字あまれの語句
よむけるうたとあり 花 長恨哥のうた 紅葉の色よりもまさりたるの一すぢハ帝の御事なりてかゝせ給へり
と伊勢が家集のせ給ひて亭子院の御製にてあるべきにや 今一その歌ハ御息所ありけるもなし〳〵と
よめるハ伊勢がよめる貫之がうたハいまだ見出し侍らず可考之 玉 上に女房の人さぶらひて御せ
ならひて御物語をさせ給ふといへるハすなわちかの長恨哥のすぢの事を御物語をさせ給ふにあり
さてそのすぢをぞまくらごとにといへるすなわち上の御物語をさせ給ふのうへを
いふにまたるなり此哥の事ハうかゞふ可なれバ長恨哥の絵の事にてハよしなし

**ごとに** 旧 新 左傳に籍辞とありいふは似たる文字をおかしめ給ふよりかくすを下に出
としてそれよりつけくわへたるの御物語のひとをのべ給ふせのうへ枕ハ臥の下にお

**まくら**

く物なりしハ作の中にも第一のことき物ぞまくらごとハ其故事を籍めのことくなりとして
必ずなりて今の御物がたりのてすんバいかゞ籍辞てふ物ハかし 妻之 釈 今案
此說ハいまだあらんまくらごとハ此寝物語といふんがごとし見るべし 枕ざうしといへるも
寝ながら見る草紙といふ事と世に申せバこれもそのことにて帝の寝のひまがら長恨哥のすぢ此
事を御ものがたりあるべし 寝ながら物語するハ打とけたることなれバ打とけたるといふよりちる此
あつさしてハ物とかやと用ゐたる枕詞といふハふさてはなくといへるなればに別なり

**おしな風ふく** 旧 拾 拾遺雑下 東三條太政大臣の七條にこのめし花はなにふてびかへてるふかきかのまゝをふく風いあしきゝ八あそびとて
きぞのよかげにふせぎつべく



**なつかしうらうたげなりしをおぼしいづるに**

釈 万水一露の本に此句につゞけて女郎花の風になびきたるよりもなよびなでしこの露に
ぬれたるよりもらうたく」とある句を載て花鳥の説を挙さり一本説に此一段為相卿本には
かく此文をまぢて桐壺のよそれるちなみをおぼしいづるになるよしのことも志らふも
よろしきとあるに文志るも女郎花撫子にさふ人侍らバ或後の句を達するによ
りて此句をすべて略し侍るにや河海の本にはよしバ云く此句ありてさんげ侍れバ或後
お逢もおなじまや似し源氏の本一樣なしにし人の本好に志るべしとあるぞふも此河海のごと
く此文ありて八中ふにつてあし證人のいづくに出加へしかのかるべきなど今八ま表氏の後本に
あるが出てあろそのさまで又見さるに粋べきふもなしのバてふかげてありしまふ

**いとおしうちかどしきおぼしのふにあまりて**

旧ウ 抄 太后など艶ぞかし

附事の說深によりて或ハ麿朝の子日之日之麿朝ハ天子のづから政に臨ませまして
ぬるより廢朝の時ハ音奏樂舞をとゞめ林泉に物のまふ所し其おなじ日おもの本すあ附
子ハ廢朝に及ぶべからバ時に数目の物おもふなど止るべきにハあらねばそれを義を
立てるがかつらしきされども帝此風の事を宮の中にもはなびのまさらべきあらの情
丟備をまつかいぶ日にすべきてふ頗母宮の事く
附足にかくれまぎる事をいましめておろく 新釈旧

**たとへの侍るそれとのみ申し**

## のゝし

旧 奥 亥一刻左近衛夜行官人初奏時終子丑一刻右近衛宿申事至卯一刻内豎亥一刻奏宿簡 釈 とのゐまうしとハ近衛の武官なる人當夜御直にさぶらふよしをまうしたてまつるなりさて武官等めして仕まつる人の御防衛にさぶらふよしをまうして上の御ぐしを安らかにあそばせまゐらするなり宿簡とハさぶらふ人の姓名をしるせる簡なりこれをよみて奏するなるべし於夕影にもみえ謝ばの名を對面あらるゝもいふなるべし

## よるのおとゞ

十八丁 釈 おほとのごもり所 大殿所

旧 河 朝餉二間也於此供之 湖 朝餉の間とて御膳をまゐらする所なり或抄云陪膳の女房御さきをまゐらす

清涼殿にありて帝の大御寝所なり四方に妻戸あり南ハ大妻戸一間あり諸抄に

の給まうて大殿をおとゞといふも大殿所のさまにかく大殿とのみ同じさて夜御殿ハ

簡にてめし對面あらるゝもかの夕影のよ

## あさがれひ

旧 河 朝餉二間也於此供之 湖 朝餉の間とて

御乳母たちのまゐらせたまひしかども常の御所なるよしなるべし

とうぢをとりて末をおしかけくおりてさぶらふいづれも儀式なるべくかくのごとく小供御なども

御乳母などのまゐるなりしかるに常の御所にてよるのおとゞの後世の所に 王 湖ハいと後世の所に 万

てかの蹟よりかのやうハ大床子の御ものハおさなきをもさかりハ便なくまゐらせ給ふとて

よおもふにあなたむかひ供御ハいとしきそ御借なるべし箸をとりもよろしくげにておまへ

さるまじきを箸をおくりてもしるべきなりよき相とらぬ 釈 これも後世のさまなり

ゆく此物語の比まあるべし小様の説よ借るべしさていまだしくハ世ハ御飯ハ日に

二度まゐるべくさるあに朝の飯ハ比るハ或ハ蹴或ハ冠ハ服などを合せてされどもかの

干飯をあめしかあふるは朝の御わたりと供御も下の女官下にまゐれば厨のおまへの

けふもこハいひなどをめしたりつりて考合すべしさればかの朝餉をめして上はしくハ御内にまゐる

なるべし陪膳も女房たちのつかうまつるなるべし 新 西宮抄臨時部陪膳事云々御本

殿朝夕陪膳四位奉仕女房不朝干飯陪膳ハ女房候無女房者五位以上候者正下公卿供朝

夕膳者挿笏不脱剣云々 禁秘抄にも女房しもにまかりて大床子御膳ハ時々必可有著

御其作法藏人奏御膳時御直衣自帳後著大床子陪膳人警蹕候昔ハ正食之云々

大槐秘抄云おほかたのきハはなはだしく大床子の御膳の比ハ勝著之東向陪膳人警蹕候

陪膳もそのされなつとむべきをさなくものかなしくなりてまゐるまじきよしを申しけるなど

殿上人ハ見まくのみぞかしてもちらすといふ

## 大床子のおもの

旧 湖 禁中に大床子所とてあり

机をたてゝ又よまゐらするに御膳をまゐらする 孟 御膳をおものともよむなり大床子を

おきてのち上を御膳をまゐらせてまつる日の御膳と申すよし 細 おものまひるは女房の陪膳大床子

殿上人の陪膳ないづまでもいと見てぬくまゐらする 釈 おものハ食物のことなり今もおもとのと

いくう天皇のおもてはなはだからかくさて大床子と孟津にいそまでさごしく大床子を立

ておもてに御膳をまゐらせ大床子の食事をさへむあまりても大床子にまゐらせて

朝餉の御ものよまさるとのいはゞいかゞせんとにことりてまゐらせさせまうくせし

よくこまのまゝにて見えたるもの見ていはれのまくかくさくなどいふもよほしてあるいは諸抄

## ふみはじめ

十九丁 河 皇子七歳御書始例村上天皇親王時兼平二年二月十二日

ウ 一條院寛和二年十二月八日 花 御書始にハ御註孝経玄宗注也或貞

観政要を博士讀しむ云々御註孝経序五字尚復云此詳次尚復讀五字如先皇

太子親王等の御書始にハ聊替る事なく 釈 さてのちに西宮記にも次第ありて委し

## こまうどのまゐりける

九十一丁 王 延喜のころまでハくのくに勃海國の使まゐりて来

オ まハあらざれども勃海もこの来朝のまへに皇國に

かくのひたまひしまくれこゑとかくろしく文徳実録一に高麗國遣使と記させたまへるその時にかの大使橘清友の弱冠にてありしを見てかしこくおぼしめして骨法非常子孫大貴と相せしもありそうして嵯峨皇太后を生まゐらせき

## うだのみかどのいましめ

旧

〔新〕こゝハ寛平遺戒のうちにそれに云外蕃之人必可召見者在簾中見之不可直對耳李環朕已失之慎之とあるをいふなりされども是ハおのが作うらすゝ三韓などの人此故ありて必ひとさせ給ふことを簾中にて見給ふとのことなるべしさきに外蕃の使として来るをバさらに節會などのついでに豊楽殿大極殿などへ召て百官威儀をそなへて使人拝礼の後に位を叙せられて昇殿すれバ天朝のまゝのべきかゝる事貞観儀式の正月七日の儀に委しくみゆ

## 鴻臚館

旧

〔抄〕日本の玄蕃寮の細注ハ今の[illegible]とのことなり漢書應劭注鴻声也臚傳也傳声賛道也云々〔新〕云ハ傍厄蕃ハ蕃客をさゝげて僧尼をも玄蕃寮にて統べ給ふ或抄云此館ハ延暦遷都の始東西の大路にこれをおかるゝが弘仁年中の鴻臚館をもて東寺として弘法大師に給ふ西の鴻臚館を西寺として修円僧都に給ふと後七條朱雀に鴻臚館をたてて三韓の客舎をその中におくといふ今の[illegible]なりといふ〔花〕傍厄といふものも蕃人西域の人来朝せしかバ時寮に[illegible]ありつく鴻臚館ハあまたふるくよりかくのごとく異国人来朝の時ハ通事としてありつきけりかく西國のものどもを傳ふるなり

## 世のおもとなりて

旧

〔拾〕又の字に太上天皇の尊号をかへしたまふべきことをおもひてかへりけのうらめとあるなれどもかへらく天下を治すけバ乱世ともいふべからんずる柳ハさらにひくようるべしとかんざる人ハ又の字をそへしあへり〔新〕源氏のみこ天位にのぼるべきをあさきめでたきこれバ乱世ともいふやあらんと思さんぶとて臣下として天皇を補佐する人とありて既に天皇の相をふりかへさせ

遠ざかるべしといふなるに臣とハなしたまひつるを[illegible]せ給ふとておきて位に太上天皇の尊号をかへしたまふべきをおもひたまへるとぞ

## せる紀

廿二丁 オ 〔餘〕むかし親王のけさくとよむべしといふ源平盛衰記巻十九前兵衛佐光能といふ人ハ文覚子ハげさくに付くまうつなりといふ

いひて皇子に事あらん時のまうけおほせバいとおもくおもうして品に叙しあるにも后腹ハ三のみこの八[illegible]よりもまうしても時に親王宣下ありハ無品之今ハ源氏君なども元服しあるねあるにあるに無品親王をめぐらく事をとめがしめぐる臣のごとくさて古へ皇威の盛なる時にハ親王ハ臣下とハ格おもて威光おもくしつる代このちらの御代ども臣下に威のうつりされども御父帝の御代久しくバおのづから光君の威もおもきんを自ら御よりひもえしかなじとおぼしめせバいよく親王にてしらせんよりハさるかし臣とおほひつよりくぞ男も附をうへばさらんとくなかもおさきをしく皇威のおよろへめぐらせらまじき

## 無宗に親王の外戚のよ

〔新〕親王儀の第二とさまバ外戚にあつからべき大臣などのおこて後見やきぬ親王ハいづまへもたちぬやうかておハさうされども御父帝の御代久しくバおのづから光君の威もおもきんをとおぼしめせバいよく親王にて

天皇の御子とまうさんに臣の外戚のようしれ御後見おもくしてハかなたねやうにあるべしとちをもそのさく几著ハ親王にて政をきらすへからバ御代もさらにまうしをきを後見ハ臣下のぞかゝるおぼつる政を執しあるに皇威おとろへすひくまさき國のめみすらこ家をおそしつゝそれになりてかの平将門が乱貞任らが乱も起りゆくる独立バいるで古へゆるへして皇子を執政の臣として后をも皇胤のうちより皇子に威あらバ法門のさらえまさんとをあるぞのりかくれてありしるべし今より先々ものはらの臣下のことが寺てせし綱ハ源と平家にうつり漢金に及べくくれを思ふに此ある記者ハ天皇にかるく患ありけるをさるゝをおもんばかりかくバ飛をきて此所くく文保あることとまうへのはるのくをならずハまうさるをまうせを表として[illegible]つらんのひきるべからバなるの

づからすべしぞのおぼしうるぞかなふべきすぢを思ひかけざるなるべし 源氏君のさだめられたるわざどもハ皆ちひさきよりの大なるさハ別ふかくとてなをさまし ㊗ 国終始の時お隠れさせ給んやう

すべてかくのごとし 称ゑらふ評ぞされたるものまでど
そふるありて大かた略そうし其対ふ書し見るされバりけれ
義解云天文者日月五星二十八宿也云々られ天文博士の
学するとふて星の行度を考へて人の運をさとるをいふ

**すくえう** 旧ウ 新 宿耀ハ職員 令云天文云々

のおん代ハ花山院おはしませど此文ハ其ゆゑもむかしのさかのぼれるつゞきバ
いぶきかの帝おどろの院ハいふかうし帝をとふよりむかし其音あり云々

**先帝の** 廿三丁オ 新 当時一條院

**三代のみや**

**づゝよ** 旧 新 伊勢物語ふみよのこゝろどふ伝らうまつりてとらのみ後候なきみよとよ
むべしさて此三代をいつよりてかぞへさてもいふでよし 此文の次を朱雀其ハ
次を冷泉と出られバそれを泥して式ハ光孝宇多醍醐三代なるのかハ此ゆゑもさらバ
餘 雅望考るに此説に従ふべし既よりいづらめ時ゆゑと初ふまうさきまへ時代をあてられたる
まづ此ハあらむて 玉 河海に此先帝ハ相当光孝天皇と典侍詞にも三代のそゝやづらへとあり
光孝宇多醍醐となるべきさるとあるを弄花細流よさしてこ三代なるまでとものこくへしくとのそん
らめらと河るハいうぞえしくといそん為ぶらうに三代とハいうでらいそん河海に注るべし先帝
も光孝天皇に当るべし ㊗ 今案に小櫛に弄花細流の説をあやまりてたるハさきるとあれ
ど光孝天皇に当るなるべしとあるハいかゞくさひて
准拠をいそんハお後の候事新釈に従ふべし

**君さかうおハする家** 廿五丁ウ 新 先

ハころどの着壺をえんのふゆゑに名さうおはすとかくハ法らせちへくくと世に名そるゝきさく
此ふかつをあげくをまてかうもひかる君の称号のまことのそ ㊗ 新釈一事の後ハ陰法よかくげら

国さて今案に此院いとまぎらハし 舊注ハこふ弘徽殿のなゝちのみとせしまてつゞかふよ
宮の文れそこびハさかうかゆふふ 称まても名そるもむかすをらの弘徽殿後のなゝちと
しそハいかゞくハ上に女御子たち二宮このゆそしにおそしやせとあぶしひのふふさきぞかど
なかうそことをもかくまバこうゆふうびのかべきよしりくハ東宮の御まうとも
おぼゆれど東宮がさびに東宮めとゆてかへハかゝね後なまさバさも少そえ代さまハ新釈のごとく
藤壺のかれ中宮なるべし されど又世にさびしひとのかたとひとのかなの帝のかんまりのふこと
とハすこしゆえぞさるやうなるふかま又若つゞかふなしび侍てとのへまかハさうふにさやく
えぞさにそゝや称よく考ふべきさるのゝ指きさむわ標たなふさる後ぞのあおほさふに後同ねのでとくよ

**きれまや** ひかる君

いまふかし 旧 河 亭子院第四皇子敦慶親王号玉光宮ト好色無双之美
人也又光孝天皇皇子式部卿是忠親王 始賜源姓号
光源中納言源光仁明天皇源氏号西三条ト 延喜元年任右大臣 ○日野系図とらふめの称の大臣
高明を光源氏とされをきさしく 新 光君とかゝれるを称ハ敦慶是忠歌王或ハ是忠歌王又當昭公
おぼそをも光源氏とのひしおどうの説々あまたゞと定らかる紀をも引ぞてよし
さるとのひとつをも必そへくの据ありとある大かさてもなくべし

**のみや** 北六丁オ 河 中宮彰子 御堂女上東門院十二歳入内
のまゐらせ給ひしをうつてかゞやく藤壺
と常の人中宮に栄花物語 新 一條院の御時彰子皇后の藤壺におそせ時かく

**かゞやく日**

やゝ藤壺と申しるハ栄花物語にみえくてそのみちふも筆さうつ藤壺を殊候又同し藤壺よ
おそなどうしをかゞやく日のみとやまそ今ゆ物語ハ当るめ当代のをさをたしと見んかまべ是そればゆきさ
しくのひさきどとのかをとあるやうにおもしゆゑりてつまもおもえ 新 一本ニ云く栄花物語中宮御
ふそそうつてかゝるあんとをあまり男君もさる事ぞひありて光る君とハいゝひしゆや称説に

こゝは中にハこの段ハ後にあひて左近しるしけるをきゝてもおなじく此源氏君とよびなしたるにて
まかでとおぼしゝをかばかりにてやむる人なくともあるべきまでなり
考の料とハなきに 釈 准據のことハ後の例にしられたるかひもあるを八月まてかゝる
ものなれバ大かたにてあるべしよりは十上東門院の御時の例に准へてさてとかゝる人いでくるかもしれん
物よく考ふべし

# ひきいれ

旧 新 元服の式ハそれぞれ定まりたる事なれど中に此事をそへ入れたる
まて西宮抄に親王元服一世源氏元服なとの式ハかしこ見えたれども
此度ハ事をかへて文句の中に親王元服のさまにあらましとあるハ親王の條をひくなる條
かく云 云くこの外一世源氏元服の式ハ都て略き皇太子御元服の式などの西宮抄に御前なとに委し
釈 新釈に西宮抄を引きてるハいとよろし今其文を挙べきなれど本書いたく乱れてすべて略きつよ
かゝる処につきて西宮抄異本をもて校合しつれとなほ全からぬところありてそれバさるべく
のちに本を得て加ふべし
おひつぎて加ふべくなん

# くらつかさ

旧 新 拾芥抄云穀倉院ハ二條南朱雀西在
大学西納諸國銅銭無主位職田
及没官田太宰稲等諸庄物ヲ勤年中饗宴有公卿及四位五位別當預蔵人等或云朱雀
門前ト云 續日本紀なとに穀布をも収むとみゆ 釈 勤年中饗宴とあるごとく右等の物を出
してさるべく饗の料にもちひらるゝなり
今もなほ穀倉院に仰付らるゝなり

# いしきて

旧ウ 新 大子の御座へ西宮抄親王元
服に云御座を撤して大床子

二脚をそへおかるゝのよし源氏元服ニハ殿上の御倚子をそなへ
られたるなれども此度ハ親王の式によるべくなんとぞ

# 申の時にぞ

旧 湖 称名院殿
御記云盛明

親王天慶三年三月十五日申時倚殿の東廂にて御まおいくえ元服を加ふ
此例なとのこともとをつけてかくすべし先例なとをしるしてかくぞかきける

# 大くら人

旧 釈 御袍に又安論義の雅有とと康紀なとの向をを案るに大蔵に蔵人のあ
ほまひくらなどぬれる右の例をもてしるべし侍字の出くるなどにもまうすこ
とまやとかくりむかしのもにまゐりとにまゐりてぞはさまるに此時にまひてあるべしといふべく
よ理髪のものなくてハかなふまじさて御袍より論義ハそふらくに知らぬ方なれバ引ても用ふ
くて略きつ又大蔵卿蔵人などの
今文をも考ふれどそれも略きつ

# ひやすみ所よ

旧 国 御所に康保二年二月八日御記
下侍東第一間旋立屏風其中
敷土鋪二枚茵一枚とかくり今此御椅を考ふるに茵一枚の下にはハ為親王
換衣所といふ文あり此かの御所ハ此文までを引ではするゆえ略するハいかに

# そひぶし

廿七
丁ウ

国 北山抄皇太子加元服條裏書云息所参事寛平九年七月三日丙子為子内親
王當夜参入延喜十六年十月廿二日甲辰故左大臣女参入用輦應和三年十二月
廿八日辛亥昌子内親
王参入俗謂之副臥

# さぶらひにまかでたまひて

旧 餘 禁秘抄下侍
三間有炭櫃四
面敷疊号侍臣乱遊所也 如折松於此所也或又酒宴等於此所行之清華人近代
不着之 新 西宮抄の親王元服を考ふるに加冠の後御座を退き冠者舞踏
おどろくさ後に引入と理髪とを御前にめして禄引出物など給ひ退く後に元服せし親王
の曹司に引入を召て酒禄などたまひ其後又引入を御前へめして宜陽殿の西廂にて饗を設
させしる此時ハ王卿も御前の孫廂に候じて酒肴を給ひ楽舞などもさまざまを以てとまぞ
らるゝ侍に退て大御酒などまゐるといふハ此度ハ曹司へ召て酒禄ハなくて下侍にて酒まゐる
こゝにせしなるべし曹司にての酒禄ハ有無不定とあるらしハ此度ハ無きよしなるべしさて下侍
にて坏酒例のごとくなりゆ或説に此時に天皇もおなじくして饗ある様にいへるハ誤く此次に引入

〇桐 余尺

を内侍所弟へ召といひ又光君へ左大臣どのくるしきげに給ふと云などゝ御おふてのさるなゝまで

㊎今案に西宮抄の注に親王下殿改衣とある下侍と引入被召親王曹司とある親王曹司と

ハ同所なるべしさるハ親王ハ常ハ何方の御曹司に住給ふもあまたなれど自ハ事の便につきて仮に

下侍を帰して御曹司に定らるゝなるべしされバ御休所ともあるも同じく此下侍のことなれバ引入

被召親王曹司とあるハすなはち曹司にて親王の引入を謝しまつる事に盃禄のことあり有無不定

とあるもこれハ必しも朝廷より給ふ盃禄ありしならねバなるべしさて朝廷より給ふ方ハ加冠依召着御

前座とある注に内侍於廂妻戸下召引入女蔵人授給禄云々とあるが帝より給ふ御禄なり

又召御前とある下の注に有酒禄云々とあるハ帝より給ふ酒禄なりその以下ハ事にあづからぬ人

公御こちをあふぎてひきいれの酒禄ありしかバ其時ハまゐらせ給ひしなりて但し此物語によるに

ぢゆうハ曹司にて御酒あり後に内侍宣旨承り侍へて大臣をめしさぶらふにおほくまゐでたるハ西宮抄

といふ書に見えたる旨あるにて彼記に又召御前とあるにおなじく内侍の引入をめしてまゐるさまにてこれ

ハ事を記してゆくものにてかくハ出まゐるさま或ハ又西宮抄のうへにあへるなどよく考ふべし

親王たちの御座のすゑに

旧 新 一世源氏の座位ハ臣の三位以下に着くと後

世のさだめなれど此度ハ別勅にて親王の下大臣

の上に着給ふなりと見えて花鳥に李部王記延長七年当代の源氏二人元服の時盃酒御遊の間

両源氏四品親王の次に着給ふによりてその位の人なりとも親王の次に着べきよしをさだめたるなり

別勅ありしさまにてかくしるしけるにやと見えたりとあり 湖 源氏元服の時例上

まての盃酒に仰によりて源氏四位親王の次に着座のよし西宮抄にあり

うけたまはり侍へて

旧 新 既に着座ある西宮抄に加冠依召着御前座注内侍於廂妻戸下

召引入女蔵人授給禄下長橋不着沓於庭前拝舞云々これに

内侍せんじ

同じく女官の内侍所侍へて大臣を召させて侍べてとありハ職員令に尚侍勅を奏して掌侍に

侍べく告るよしあるに依るに今の内掌侍所侍べ兼くく出て大臣を召をのふ之役く侍るに

内侍といふハ掌侍或説に蔵人の宣下を

内侍宣といふよりおほひ誤るることなり

うへの命婦

旧 国 帝のおまへちかくつかう

まつる内命婦く花に内

裏に伺候するを内命婦といひそれを上の命婦といふべしといへるハめぐりこれハ外命婦

に対へる内命婦およしそれぞれハあふびハうへとおもふハうへをやつくらう侍るとあるうへに ㊎ 西宮

抄に女蔵人授給禄とある

女蔵人にあるべし

大うちき

旧 新 袷のうちきを二ツまはするを大袿と

いふとおぼし其後うちき一かさねといふ

ハ袷袿一ツに単をくはへたるを女のうちぎにくつへく男のを大袿といふとある説いうもよ

ぞやくはしく考ぬ説とさてうちきさハ禍に同じくて裔のあるものハもはらのそれからかわくえ

御そ一くだり

旧 新 御表衣御下襲御表袴とこの三ツをいふべし江次第天皇御

元服の禄に太政大臣ハ青色御表衣御下襲表袴とあるを引西宮抄親王御

元服の禄に白袿一重御衣一襲大臣六加二白橡とあり此御衣一襲とあるハめづらしく大臣ハ

ぐらし右の江次第のごとく御衣下襲袴などやうにあらんをおもふへくとぞいふ

ゐきりておりてぶたうし給ふ

卅八丁オ ㊎ 西宮抄に下長橋不着沓於庭

前拝舞とあり舞踏ハ手の舞足の

踏をも忘るゝばかりに厚きよろこびを表しゝるものなりといへるの儀礼なり 餘 草木子に舞踏唐

制也自武后賜宋之問始とみえてさうり拾芥抄云舞踏事再拝置笏立左右左居左右左取笏小拝

立再拝

ひだりのつかさの御馬

旧 ㊎ 左馬寮の御馬なり職員令云左馬寮 右馬寮准此 頭一

人掌左閑馬調習養飼供御乗具 義解云謂具即自内蔵寮

〇桐 余尺

所送者ヲ其ハ在大蔵省賜之料ヲモ亦同送焉配給
穀草及飼部戸口名籍事ヲ云々

## 蔵人所の鷹すゑて

旧 花 鷹飼ハ蔵人所の所掌之近侍随身さ

あらぬ人も此鷹飼に補せらるゝもあり出羽陸奥より鷹を貢せしも蔵人所より奏さるゝ 早 蔵人所ハ禁中仙洞執柄大臣家にもあり殿上の次の間に布障子をへだてゝ蔵人所といふ地下の者の候ずる所なり 新 或説に引入の大臣の禄にハ馬鷹なとハなき之限あるものに出をそへのふどいへる此蔵人所といへれど今考るに西宮記親王元服里亭にしてハ鷹のありしや吉部秘訓抄にも此例あるよし侍りけるにかならずしもいひがたし さて今の世主鷹司(タカツカサ)あり天平宝字八年に廃して放生司をおかるゝ其後又主鷹司をおかれけるを後に蔵人所にあつけられけるなり よりて今ハ蔵人所の鷹といへり 釈 拾芥抄云蔵人所在校書殿有別当左大臣一人頭二人預人八人出納三人小舎人六人有熟食年官進月奏或云衆十二人有内官或所衆廿二人滝口廿二人或蔵人八人五位二人或ハ三人六位六人或ハ五人是皆職事也

## きりびつものこめの

旧 河 献物(コモノ)ハ之 或ハ籠物(コモノ)

葉籠ともいふ籠をくみて蓮葉をしきて五菓を入る木の枝或ハ松に付る也大臣以下これをまうく後にハ膳部(カシハデ)にて調ぜらるゝ五菓ハ柑橘栗柿梨 花 献物(コモノ)ハ其名之元服の人これする物之中に籠に入るをば籠物といふ又折櫃に盛てるもあり親王元服の時ハ献物あり王々已下是を見て庭中に列立せり第一の大臣一人座にとゞまりて何ぞの物と云ぬものハ上首の人奏してこれをたてまつる捧贄とりて名物の名を奏して其時大臣作ていかくかしこまりて所へ即膳部(カシハデ)内膳司にすゝみ出てうけとる也一世源氏の元服にハ献物なきにや侍りし此物語にてかぎりあるものに手を加へさせるにとあれバ一世源氏の元服なきとも別足の時此例をあて献物なと右大臣うけとりて用さるにや 国 籠物(コモノ)なり献物にハあらで 新 折櫃物籠物あり

諸記録にハ掛(ス)てを称して献物とまうるも多く又このみ出くハ祢に折櫃をいひ又籠物あるをとりわけて献物といひしも侍るに似たれどあまりにかゝくいひてハ籠物てふ説に従べくもあらず也或説に五菓ハ松子榧棗榴栗と是も時に随ひて用られけるにや
〇西宮記裏書に親王元服献物百捧又六十捧なとあり

## どんじき

廿九丁 河 屯食て オ 之食(イヒ)といふ

ものゝ下薦にまゐらする飯之云 花 元服の人の本家より諸陣の役者にもくちなはるもの 新 花ちる云ありし西宮記にみえたる孟津云屯食つゝみいひと訓下薦に下さる物なとといへど今考るに屯食ハ飯十具と諸記にあるをしるせバ器に盛てく物に居(スヱ)るを一具といふべしかつ台記春日詣の条に屯食裁十具裹飯(ツヽミイヒ)裁百とあれバ屯食をツヽミイヒと訓説ハいかゞ也屯食ハかりそめに二重の台といふ物ぞ其後製なるらん

## くらうどのかね

旧ウ 河 執政ノ息補ニ蔵人ノ少将ニ例清慎公実頼貞信公ノ一男母ハ宇多院皇女源ノ順子延喜十九年正月廿八日任ス左近衛ノ権ノ少将ニ延長四年二月二十五日補ス蔵人頭ニ

## さとれゆのハ

卅一丁 花 … オ …

十五の宮(盛明親王)のすませ給ひし二条院をいみじく作りてそのかみよりせうにおなしろ元服をはじめかぎりの作りさまをいへバさく今案法興院(ホコヰン)ハ二条京極にありなるを二条院と号せる所也書三年法興院と名をかへてまつる源氏の本里たれ二条院ハ是に可(キ)准(ス)や 釈 こゝにハ例の准拠ありとそおぼゆべくもなし

○上にかくしるす西宮記の親王御元服の条をここにまた引合せみてその大かた知さるべし

天皇出御。母屋御簾撤昼御座鋪毯代立大床子。親王着座。

東廂南二間敷茵所錦畳三枚上敷之。引入着孫庇南二間。依召畳一枚置茵。二人候鋪有二人敷二枚北面元服之時東向。二枚第一二間大臣錦端納

〇桐 余尺

言西面茵。本家儲置加冠具。親王座頭。唐匣一合。泔坏一口。巽角二階御冠入柳筥。理髪著親王座東。菅圓座。理髪了入巾子。候南小戸前。引入進。執冠入了。自座下著本座。有二人之時。引入並進。或自上﨟進。理髪進搔鬢出了。親王退引入退。親王下侍改衣。本家立四尺屛風三帖。鋪地敷茵。著黄衣。親王拜。入自仙華門出於東庭拜舞。加冠依召著御前座。内侍於廂妻戸下召引入。女藏人授給祿。下長橋不著沓。於庭前拜舞。懸頭出仙華門。白桂一重。御衣一襲。大臣加白橡御衣。云云理髪給祿。候南廊小板敷。白桂加阿古女一重。同拜舞自仙華門退出。牽出物。左右入自北門。牽于庭中。引入取小拜。授(イ桂入)織人。引入出。或引入。被召親王曹司。有盃祿。有無不定。又召御前。有酒祿。或奏見參。宜陽殿西廂設饗。春興殿西庭立屯食三十具。給祿男女。或本家設。内藏寮備酒饌。賜王卿殿上人。本家獻物王卿已下所人執。(イ取入 報)(イ候已前入執)入自北廊立御前。重行人少召内豎屯食所撿非違使分行。王卿候御前孫廂。賜酒肴。有樂舞。近衛内奏加冠同候。有御遊供天酒。祿。納言已上白桂。親王同。參議紅。四位或御衣。殿上四位五位衾一條。六位童疋絹。樂人同。尚侍白桂。(イ襦)典侍更衣乳母命婦紅桂。掌侍命婦藏人衾。已上后腹儀也。或敍品。后腹三品。親王同之。餘四品。

# ○帚木巻餘釋

**名のことごとしう**

二丁オ 新 抄語つゞけてよむべし ことごとしうの下にて切ハわろし 釈 この説ハいかゞ ことごとしうとよむ時ハ名のことごとしくいひなして

ひかる光るといふ名のことごとしく化事とおぼし

**いとゞかゝるすき事どもを**

旧 国 いひつたへけるすぢのふかき事 のちの世にもすゑの世にも

詞にいひて忍びたまへるかくろへ事をさへいひつたへけんといへるをさへべし かゝるといへる詞ハそのかくろへ事をさしていへる附にいひつたへけん詞ありしかバ抄にハおしたる事ならんかし 家抄語のごとかるすきごとといふを抄物の地の詞とみて此一段ハひがことなり 釈 この小櫛の説ハ中々にわろきなり 補 あ(?)バ好色の事にハあらざるはまにいへるハひがことなれば他のゆゑによりて前文の説に八語をそのまゝにていひとゞまるといへるハいとひがことなり 他の文のおほくいひ流せるまうへにいとゞさんといへるハ他の登場の多くかゝるかくろへ事をさへさんといへるにハあらぬを

さてこれを源氏君のかくろへ事おほかりとみえれ(?)るハいとひがこととぞ考へ

**なよびかにをかしき事ハなくて**

旧 国 実にをかし

きる事ともにハあらぬ事ハかの かねなどのでなた あてなどをいひてかる人の見てくさせるのやうにいへる

**御ものいみ**

二丁ウ 国 例の御ものいみ いへる儀軌のことゝ拈

きこふることまへとるがごとしこの儀軌といへる説ハ拙きことといふこれをば底なきことゝいふなり てこれをやがて鬼王の名として造れるものゝ事を拙し 釈 儀軌の字不用なれバ今ハ拙きことゝ いふ流まで拾ひとを見るべし 餘續に禁秘抄をひけるハよろしからざれバこゝにさしはさまて 續(?)これハ後世のさかしらなるべし さて文ハ本書を考へてしられバ餘續にひけるとハ異同あり 餘 禁秘抄云御物忌之

時惣不出御他殿舎中諸事於簾中有之或出御廣廂不固之時例也云云同記江房卿記也

云御物忌時初テ恭亀人ハ丑時可参之云云御物忌数日相續不快例也云云禁中御物忌

時諸礼近代公卿参篭極難叶仍多不動破之近代万事如此物忌不加御字以テ鋪

造簡許三分指御冠纓上御放本鳥時附左御袖書紙白紙也云云 御物忌諸陣立札御殿之

御簾毎間附物忌屋書紙外宿人不参御前云云諸職皆大内別司各職也不引禁中禁

中職又不引諸司有職ニモ仰諸陣令立札云云 これらにてその大かたをしるべし

かしこまりもおかれ 三丁オ

新 大臣の君まてと一世の源氏とハ後世ハいとてとある ぬ親王まてと父の帝まで八まうで一世の源氏ハまろく きつ(ん)が中に既に元服の事あれど産も大臣の上に源氏になりのかたにあられバそれなり(し)ハ うしこまるべき理りなるをむつまし(く)れ(ど)友あるべし されど源氏ハ(し)相いどむあるべしされど源氏にハ

おとなぶ

旧 餘 延喜式巻七大嘗祭式悠紀主基二國進御殿油二斗と見ゆ此外物度ぶくふお

ねびまさりたるさまを(こそ)あらはしたる(と)見え(べ)し さまえて さうそく

ちづらしげなきバ 五丁オ

餘 この頃に臣中ねの仲人とぞらかけるハここな らびまちつらしげをよく解えたる人なし付するの 中なる見てとるハ初元服にうた(く)ませらくあるをとりて見るひつくわれそこまでるちづらしげ なる姿浮摘花にいでられぬるを秘情部のちつらしげなるにかくすでみるべきとふひと思ひ しえしてよ(ほ)なよをさなしとも(し)そてなづらうちづらしげなる人まうち出のひきんもつ ましくなるものに子なづくもちづらしげなおもする人ざ(ら)なきバまくなきれ(ぬ)見え まなみ(の)情おおよう(ち)すらふきくいらふさなやう(ひ)とおなつらるぞもとなむとて(新)古今心もち(の)川 うげなりそれふて志るべしその人の徳にかくりかの人これ知るなり古今説に何をとりてとその

いさつふなりぬらんすのおもりんるぞやさしきこれハちづらしこれくんある 人をやさしきといふハ向ひそまえんもんづらひそしまてちづらしさくとい(ふ)名あれバ こふこのんをかるこふ名づくるこえくとありされバやさしきこの同じなるへとハ 年のみもそんるそやさしとそし(ら)とやさしとそへども知らのなかそやくへき

まろうる中ふそ

思さぐ 七丁ウ

新 抄ての頭おるハ一まろうの思ひまろうされど大国小國によ ひろうるが数ふていふ時八大臣の末ふておん揃ふ坐る(ら)ある給へ入道の女中納言の子ふて伊豫なるの 妻となりける帰けば君なるく文惟光が女も既ふ宰相までなりける上なきバ中の品のハ入べし されど(こ)てハなりひろうる方ふてもすら いつとえ(ら)れバ上の方ふつろていふべきさく

こうちひなり

旧 玉 当時のさま(を)いふなく文 おどくいふそきふて見ぬの 中 玉 花なるふ 此の名ま

渉をさしていへるごとく中もすぢれど上より の神とせちらびをそのよまな紛中をおもじ

なまくのかんぶちめ

なりある(ん)とあるハ公の非ふは(ら)さハうるまへ(し) 蜻めく公(ひ)ふなりうるるあとあるハいさくさふ(く)ろ そハ(か)みのまうとの出てるひぐしえ さて伺ふおとハ物目なる人の公ひふあるひとなもとひめと いえるも同じひきし(く)え 新 なまくとハ物の熟せぬを云こゝハ先凡なからぬ(と)いへハ非参議の公にて とあるぎてさま(ら)ど時をゐて三位の上達部はハ殿上(と)なれ(ぬ)非参議の四位 とハ終ふ大臣とも(あ)るべきのなれ子の(な)くぞ四位の大弁にてあるひとをいひく即非参議の 四位とハ四位大弁をいふ名目(の)きまへバ(な)がらへうくてもの(つ)ら(く)勢も富もあまくの上達部 みずつの(か)らくひそいひも(ろ)んさる(あ)くぞ(な)き まろびの法家の人いる女あれバおくしめくこれく

非参議の四位

旧 釈 近藤芳樹云三位に も四位にも非参議あれ

どもニ位にての非参議ハ公卿補任の所見前官ヶ散三位ゟ四位の非参議ハいまだ参議にハ
なりあがらねども大弁 衛門佐 蔵人頭 近衛府督などの顕職に居て宰相にすゝむべき途すぢにあらぬ
くらゐにかゝれバ三位ハ三位ゟ位ハ三位までも齢のかぎりやゝしばらく昇進のかぎりにつゝありつゝき
ぬなまくの上達部に父ハ三位の中ねにておんおもしろからぬさまの事ありつゝ
あそをここにあるハ三位中にて松の下つゞきおもひ出つゝのけねをまざまざとやすらかに
これらをなまくの上達部といふ位持実大臣の御子息に非参議の三位のある様なる三位中
将などいふくだ説書にみえてあるハやがて此源氏の君五位中将などにひとしかれば右くにて不宜の
内にハ引出べからぬかゝの事なれバ列之同じ三位の非参議にてもかくけぢめありてかくのごとく四位れ
右兵衛右大弁などにも非参議にてもなき様なる事どもおとりぬ也とあるハこの非参議の四位とハおなし
非参議にても弁川参議左の大臣の宰相中将大臣のまうけ日中につけてもこの中将の非参議の四位と
これらにもあるれハ贈大臣のありくにもあらずしかとハまうけ子共もこれ若藤にて左大臣の宰相
中将と同じ御事にすゝみて居んめのまどむかしの君れあざまざさまぎれにもなひとの中すぢまざまに
参議の四位にても世をもれあるもあらうかならずしも申すべきひとにもよきにまさるとハかくされバ非
よくく文義をおもひひらくおげつらふべきされど二位の非参議よハ摂政大臣の御子息これ
外にさらに世のおもくもちゆるうちにといふほかの人にあるべきならねバこの文も表紙に三字を記
をあらしとすべきなり」といくうなし寄居歌詠にも見出文よハ王小猪を尋ねられじも此説
いとこそやられバ法らべし此歌に四位の
大弁にかゞらていそれもるハよろしかるれ

こゝ人のいちんやうに

八丁オ 新 源氏ハ位の高きにかなひたるに

論ずもふつたてつまびらかしく留まるうたによるべきおもふとて数まくのことこそ上のこゝろづゝに
出て世ありといふハ中無名よもちくも井あひくよろしく文自然にひろきふりかゝる

あどいふハ頭中将のうちなどにあるさまバ中将ハ再とくめてふくなかめとふん数をも作せらるまなど
いふ詞にて志くる志らきバこらにて一段されてうそのやんとよるもにむとしまくをゆるんと思ふハさもあれ
もとの源氏の様を見るまなし論ずる者あるべし 餘 末摘花巻にもさる人のいかんやうに出世
らハされそとさるハ中の若き女のうへなどハ源氏のよかしせなとふべきさにゐかしくハゐいめきすべし
よおもしろとおもひてありいへるにや 釈 案に新釈の説あしきやう心まぐさなし
好忠集よりさる末摘花巻の詞ハ尋常他人がましくといふさまありこゝもその意にて源氏君ハ帝の
御子にてうち左大臣殿の婿なるさまバこの上もなくめでたくしあれかしとよるべきとなどならぬ他
人のいちんやうにゆぎりくしさにおるべきさまあらゆきにかげくとかしこと思へる様を思ふこゝろ
でみく中将の目のあたりの武ハ桐壺の巻の御おとなびにてこよいひとかいのやうにておしとある
ちぐ源氏君にんの桐壺にある所にもかくいとかくいとかく流れ情案とあるべしよく御後の御ひと
あちらハふべし好忠の説ハしらぬなぐして
といふをさるいふすどめどひがことなり

さうふもいちじ

同ウ 国 此詞ハ次のうちおもひてすぐれさらんもこうん

もおもしろくましとある下へうけてしかべしきやうの君れ人ハ何よりもおもひとくすぐれさらんも
いよりも徳るべきことあれバ先づいうしれをまへしておもひきらんハきらんもいとをいま
うひおくおがやべしとえ 釈 此説ハまだうらんハ源氏に論ずるにも及びがたくいはむとハ
申の御らかたちにもそのおくまんハ源氏にやうら方にてさるやんてあるまじきハいまさらにあるべき
いへるときる為に何をしてかくおもひ出さんとしたらば万のおもひさへいふもかれ
てすぐれさらんもこゝろよりとハさる君の人々のをもおもひてすぐれさらんも尋ぬるなるべき
こゝくといふさまをしてとわりといへるにて文の
柳揚よく云事もちるとこるなるをや

うちおもひくすぐましうらんもこく

旧[玉]上にいへる條々ハ或ハかとくのさまハよけれども時代のおぼえなく或ハそのさまのおぼえハ
あれども家がらのきよらかなど或ハいへるをこゝハそもにおしひくよしをいへるにてされ
もあなたの中の品に一種之上が上の品をいへるにハあらじひとまづあることゝしるもの品とハ家が
らのよしをいふなむをつくべしやむごとなきもの品と時代の沙汰え
とうちあひたるをいふ之上が上のよしにハおもふべくされバことを女三宮にあてられ為やにあ
しまうなどいへるハ物ぬしに[釈]此説いとよろしきことなれどことをあまて中の品の一種々といふ
らるハおほきに上が上の品ゆるすしかもかくの品とハ種姓のよしをいへるにて家がらの事にハあらざる
血脈のすぢしかもかくのとりにかくをつくべしといふを申されつまでとふかくのといへるハ上にかとよあらさる
べきすぢあらぬハといふ又かくハやんごとなきすぢあるにていふをうけていふ所なる家に
かくのよしいへるにてかくハよろしからぬがくろうく後に又時世のおぼえある家にハあるじのように
種姓のよしをいへるにて然る人も時代のおぼえなくてハあらぬなる家それも打あひ
てやんごとなき此上もなく筆きをいふにて上が上なるを論じさきバ次の詞に上が上
ハうちみえ侍らぬとしるしるかる之此一段にても上が上のさまなるをしるべし　女三宮にあてられ為
やうにおもしろくなどいふ説ハしるしあてたるをよくしるべくと上が上としるしる品ハどにさがなり
のたぐひの
るなるべし

## 上が上までおしはかりぬ

旧[玉]まづ此品定ハくぬ中の品のうちにて
上が上と下が下とハあづからざることとする
さハなる事なぐく此説のやうをとなふにも中の品を論ずべき下がまへにおぼえぬものゝがく
なしもぢめに中ねの詞に人の品くらくうまれぬきバこゝに中の品にあんこく下のきざみとは
て中の品れうすをいふうちに此のうちら上と下とのくだくもこめてあることく[釈]案に　此説も
いふべく中の品をさるといふ論にハあまりど始より終まで是れ中の品を常にハあらぬをいへる

とひまがへらるゝ人此一語をもて此品定をみな中の品と定められたれどここまでの論ハ上
が上の品なる家にてもかくてとりてさし出るゝさて又此次の條に世にありと人
しられずさびしくあばれたらんむぐらの門にといひ又の筆おいめのむつかしげにふとりすぎ
えたといへるなどハ下が下の品なるをいひて何よりせんさばかくならぬにもいかでそひの外にをと
らざらんと侍るよく論じあるすべて疑ふさきのくらびにてはよばざりめなどいへるなるに
下が下を論ずる詞なりこれをも押しくるめて中の品とせられたるハいかにぞやさだめに中ねの
詞にさくとあるをもて中の品を論ずべきさて下がまへにおよぶめのこといひたるハ侍るさとなれど
かく三つにいひたるにてもおなじく上中下三つの品をいひてとくハ関もてるをやそれにかくに中の
品のこれるにハ
あるべしとしるべし

## しろき御衣

九丁[弄]かくてとハ先きぬをいへり御衣裳の惣名をいへる
オ　所もあるべし[新]こゝそとハ服をすべていへどこゝハ
けに下着の単襲などの白きをいふ之一條院の比よりハ小袖てふ
物もなかりしとみえどなよらかなるとあるうらハ小袖にあるべし

## なよゝかなる

旧
[孟]下がさねをバぬぎて直衣ばかりをめしたる体之白衣にてハまへ〳〵まさに逍遥院説ニく
[細]夜居なれバ知音の中にてハ指貫を略して直衣ばかりうちかけたり勿論なるべし　一條
禅閤の説之然れども直衣にハ必下にきぬをかさねぬるものなれバ下にきぬをかさねざるを
なよゝかとハいふなら指貫を略する説ハあまりなるべく[新]下がさねをバぬぎて単
などの上に直衣のこはきをいふなるべし　ぬれたるもなくてなどいふハいたく末になれ大
臣殿へ拝する時なれし下がさねの尻ながく引てえもいはずおかしきみすがたといひ〳〵り
此時のさまなりし常にも御門の御前へ出る時などハ君の御前にさうぞくハ
直衣に下襲ながらしくハ下がさねをきる直衣ばかりといふべし

## 女にて見ん

今按紬説ハ女ヲ手カヽリトシテ女ヲモ云ヘバ女ニモ云フノ意ナルベシト思ヘルナレドモ猶シコハ地ノ語ナレバソレニ拘ハルベキニハアラズ

なよびかし

旧 餘 抄注 あまの女ゝなりてみ人なよびかなるべき義也 此説非なり。これハ源氏君の心どけなくおりしてよろしうつらくれらちし

なよびかなる事をわめて女ともいふなり 女なりとも、かならずしもなよびかなるべしといへるに、細流孟津の説なりはやすからず。絵合巻にも限の院

女にて見まほしとあるも同じく手跡をいひて、梅枝巻に若菜の巻の尼になりぬるとて

院の冷泉院へ参りたまひし時に冷泉院の御手を見まほしと見えて又いはく、その手をのうつら

くしさハ女にて見まほしうつくしきなりといへるハ冷泉院のいとおほきさ御のうつらし

くて女子となりてみまほしとげなるといへるゝ、すゞろはかにおほえていへるゝ

みる人のおもはれみる女にありて源氏にむかひ、らくしと心ゆるハいとねかひある事の兄を云ふ

玉補 江戸人石川雅望が源氏物語の絵に云その絵いづくにありても此院を女にしてといふの

こゝぞ女になるはおもしけれど葵の上に女にて見たまふ御さまとなりしんさうの心と

まゐらなりし文の評の中に若菜のあはれ乗のあのほどをバ、のかみすゑが目に見まほし此説

の物きよらにすぐれたるといふ事をばしるさず、ひとへなる者と案ずべし冷泉院

ひとつとくし 釈 物語の説をうつくしさがめくなまでもなかけ 補さるに手へるかなるべし、冷泉院

ハなりさし補遺に引ける葵の巻の心よりいへるそのうへ女にてといへるの院ハおのづから御物のさまを

は女にて見てといふまゝハ女にぬ物のやうの御もの女にして女のうゝしとおもひ、いとゝ

あふさきるさにて

十丁 河 古今集俳諧哥 それにとてとすれバかくかく

オ 思へバあやなく、しはあふさきるさに

あるみちかなるなき

釈 この物語のいはくその事をよのかたともやすからざるべし、一わたりいひどそへにとて、旧説に順ずるを

るりをよいとなといへるさてふさんとびやといへども、なさまさて人のあ

すかのそのへまといひて左すればなり、右ありとてあるさくがめてまおかにとひ

そこしぬまでもづかしと欲息さるにつげていへりとむあきさるさハ物語に引る往左来左

あとのごとく合ふも離るにもといへるさてざハ往左来左の左と同じくさて読むにあたるまと

いふ物をさかふ往来といふとふしてとげるハ云のなかにありひかつてくさてはなをこくふり

物ゝさくらであしもるべきさ大字ハらむかふにあるどかのあふさきるさにといひらんやうに一字

よみまへバ一字ふしくなのめかすふさてあるべきさ女ハいとくふさきをとふくといふきこかにもとか

さるよしなきをかくとるまへバ本文のこころすぬなを読おふさへさこあれハいとおとそらく新釈に

そこまとてもを添ゑとよめるハいみじくひがごとし 餘 万葉三 白菅之真野乃榛原往左

来左 君こそみめまさに此の榛原このさうハさるくるといへり散本未集恨躬恥運

雑哥百首 今よりハうれしからせよなおもひくてあふさきるさに我ならずとおもはん

すみつき

十二丁 餘 詞をそらしびらすめくかけるなるによむ

オ 人そのことを後のそこれしそへくを

ほのかに心もとなくおもはせ

ふみのむすびをもしるやといふうち

おのずさをこゝろもとなしとりけるにし

さやかにも見てしがなと

かくいはゞこ゛でさぞやうにつれないるをもとそあまりと

いへどせんすべなみなすらすで女のおくをといへるなり

餘 うらがなしさ添のひらさのまに心かさはあやの物をまりてみ、たをそくてまどひれ

いれとなる文様角のまてまもみるなきこしてくうばそくらひ いづれて秘の手りとの宝

式部卿宮にやむひのつのうち川家にありるにかさうへなる車に法師のかはそうしるかぐれて

そらせむちとるをこてみしべどのむさらにさなりてもみてくべきよらうしてもまどうろ

みくもにくしかちに

十三丁 旧 餘 このあとのかち

オ おだつらなるさを

ともちせりこまにようりてみくそさみといふ物ハ別にある物なるべしとひそしくおもひめぐらすに
慈光大師の剃髪せられしを見かけにて耳に袋のごとくなるもち其物をそさみてあり
是いふのしへよいへることもそさみなるべし むかしの女ハ髪を出まして あられバかれに髪のうら
ざらぬにかかる物を用ゐられけるといふ 釈 此説ハいみじきひがごとなり 法師ハ尋常に着する物にて頭巾のごと
くなるべし みくそさみといふ物のおふよしくハ何の事にもあらずぬすみ するの法式耳菜
のさハ法師の髪あれバ紙を冠りして博士めきてある様をうしくおもひて戯れたるなるべし
みくそさみとよめるハかの衲を耳にそさみてとめたるを髪ある人の耳にそさみするなるを
いひなして戯れたるにさまバこれをかりて説とせんとハいとあぢきなし 王 或物語にこうくまで
すこしもちがひたることなくみくそさみしてゐたりといへり
この物がたり説号に正三位とあれども此名ハうけがたし

びさうなれいへとうじ

同 拾 今按 無美相主人母といふ事なるべし 遊仙窟に主人母をいへとうじと点ぜり 六帖第五の歌よ
家童子を好めりといふをある人流布の印本に從のかたちなりと校合しるに八仮字
をそとうじとあり 日本紀第十三に名恭天皇の后忍坂大中姫いまだ母のもとに御許よ
おはしましし時 附 闘鶏国造とも めのとうじと呼ぶのしせらるをちしえてふかくよせまへる
事ありそこに戸母此云観自とあまれバ家をまもるひとをさむる以上の老女をいふ家に従ふてせ
すくるにや 和名抄 負 俗作 刀自 劉向列女傳云古語老母為負 漢書五娼武負佐引之今按俗人
謂老女為負字従自也今訛以貝為自 欽命案和名度之 万葉の一に吹黄刀自おのづく田子ハ坂上郎
女が娘をみくるふすよこなたの刀自とよめまれバ老女に限らずていへり家童子とかくなれ
るよりふ坊にも後人まちがへにせる欲そじをとこしといへるハまる使なるべし 新 いふしへハ只とじ
と云て戸ハ即ひとつ氏家をいひじハ主の略かく宮主といふがごとくなりしを中ころより文

家てふ所を上まへて
いふハ俗にあまねるものくなし

うちもあまれ後もさしぐみ

同ウ 新 これハ彼うちも今せ
ちやとぞつづきられバ
手女のいふひあれを打なしハれ又かるたのと相すむくちそつさに調ぐすると いふなるべし
さあくて八いひつづけるをこ海しぬげ上よ次ようちそむらまてく人あれぬをひ出ましひと
せしまあいれとも打ひとりごつるといふ詞実妻のいみを歌あるしハをひ出とりへるしえをお
ふろハ卻く尤意ある女をわざとうちなるまくかで次なる八公私にあるし事をおひ出く播悩
摘縦といふなるべし 又上も下も同くぞなふ云しるをくみわりあハせんよしなりまバきひいで
矣ひもあれまてもいかあて同じきま似ておもしとあるは二首なりとせんかされど上の詞れ
つづきハさとも聞えず 釈 この説いかで 五に播ふもかくやくふこそまさるれどあかいろくくものさハ
朝夕の出入につけても公私のうへにつけてもよそにたちしれ家の耳ふも聞ふもこまるみたさをおひて
手ちかまれ後ぐまれりしハ何とおく後を見しくおもひあまるゝ家の尤めるをうとれ人よりさしこおまへ
猶ざんやハ近く見ん妻にかかりもあはせかやと見つかふきこころとさなひおもひちめるふたつ事しバ何れよ人
見ちんとみふよつけく わのづからおをむつまじく人忘れぬ思ひ出さましひもそこしまあひましとおもちおわ
ひとりごとふさ妻の心をぬぎて何もなどいひてあらはしつくれさうし作ぎ居さらんハいちぶんぐち
をしかりしぞしんとのるゝあるをかくおやおもしていへる八彼の文法にていとめでたしかくりもあはせ
ちやとぐひとりにをひ深きすなど心をとづく語様の中にそのかなる様を構へたる法なり
くらそ付べし 猶くをよのつまべくく上よりつぶくと出でるやうにかんしまてたる故にかかる説八出
ろしそ妻のいふひあれを知ると思はれるハさる事なぐらおすむくちをつさに調ぐするものと
ある八云のことなるべし 又そ妻のうと知るあれバ見ひ出とりへるしべしとまてとある八さるに
めづらくあまれバこれハ公私のうへ此耳聞ふあまるをとなひおもふにもあるべし 然まさども手妻れ

いふかひなくさし作きたるさまのなかしこそ見て人にかたらふべき事にもあらねバ人しれず思ひ
ひ出笑ひをするさましてきこえぬ事にあらし。およそおもひらひこそてすさましハ其妻のうらひなき
とおもふむねを歎息するさまにかうりもあらせやくいふ語のうちつゞきたるさまよといふことゝしれど
こゝハいそある隅々語なるきと上にいへるごとくつゞきたる語の中にて年月経る
そのうちあしかれそうらひやとおもひてかくぬさだめり才覚まれ間ぐすれといへることゝしく
いとよろしからずとや。その人のさしぐみあはれといひあまりなれどなかるさまどの勢ひ
皆一ツ事をさしあらそふてさらに別に妻のすがたをいへりとハしらずおして。おし。いはゞ上の耳にも耳にも
なかんまハ源もさしくおかく句ての心ゆきさへなかる語ともし。此説どものごとく
こまかなる事をいふかり愛らる語とせで、ハ語の顔とかゝりがらに総まとめよろしき由をきこえ
人にとつゞきさる勢ひにさやうなれハ此のこゝろ人にあかくものひとつへしさて文上も下
も同しく登せまく、しまたとこそといひ入れらる説をもやさり
さるを詞のつゞきハさともゆのかたとあるまで中くにひがごとゝ
釈 此詞ハ數例まであり引歌とハみなべうしきを
の清水臭らふにさしぐむ物ハなみだなりけり

## さしぐく

旧 拾 在摂ふ家 しへの形中

## いおやけざらさしく

旧 玉 松

冊子にあさましうおほやけざらしもてきんぞくのこゝちもらうくゝ見ゆべきまことゝ身のうへ
よそでは思ひきゝぬよ出武紀目紀にすゞろふんやましうおほやけざらしよう
ようしぬ人のいふやうにおちてそへ思ひのへらきまし。栄花物語日七てぬ若またぐに八みづから
やけざらしさまくらなどみてもらうあやれとハ家見に住うらぬる事をもていへるなく

## おひ出ごゝひもせらまし

旧 玉 あしゝまをもてのうちにおひ出して見ゝふそいふらこハ
ふひとつまおひ傍ら事の中に笑ふべきさまをおひ出で

てハ思ひもするさおひあまりすハ哀しもうちとかうしきるなどにハらさしもあやにや
事をうしからなどまでもんまあやりて人よかくらしまりしき事ハあるし宗祇注にくち
をしくおよおもしろなど法ゑくといふはひがごとぞ

## あそれともおもひとわびさうすに

旧 玉 これハおもひ傍ら事どもの中に

歎息をのべたるさまもをおひてあり歎息するさまて人にしられぬといひひそかごゝるといへる此妻に
語りてもかひなかるべきが故に宗祇注にあはれ歎身がこゝろといへる又ひがごとにてもゆめのとかにて
いふべきにあしかれ 釈 こゝハ此説のごとくまでもゆゆしべし。総まとめでも上にもいへるごとくうちも忘
まよい源もさしぐみかくとあるが事なれバこてハ妻のうかひあればを思ひおもひなかるべし
かんへふつびてとるべし

## 物語よみしをきゝて

十五丁 拾 才 を按大和物語に平仲がことなるにあたる きゝらにいかより男をよふにいみじくそのす

ふしくるといふまでの武蔵がなる一段にて似たり 新 此條ハいせ物語の男みがちのなきと思ひたる
女かくとしいひやせんとよふでてしかに又まごしよりなるいひハきゝくふゆにハ中ぞうくのす
浮さる其のこしてのり登ちみてるとて又有常のむすめ尼にあらしかうれしくおぼえる程てそれ
に事をなへてむかしと見ゆ 餘 これハ大和物語に平仲がむかしのとすめ女をよそひてさ
ておひく後いろごうりくまはバ女からくみ見びとくこゝろよくつらふ人にも見せで尼になりたるを
平中きゝて出ためらでとめらせざるにかくれていふ人をなふせけバ事のまやうまを見ぬくへふい
ひくあみれぬるよしかの物語よまでことおもなまばこゝまよいそぶ情け日紀にもさるをとて見えたるよ
うふ物語よみしとみえハことよしおどまやかくん 釈 ぐふみのうのをおもひくなるべし総まと
どもおかびくかゝうていふちまうしかくる事ハ右の物語にもあきらき
事なれバ昔物語よみしをやしてたうおひしといふばかりふいまてそ

## ごぶち

十六丁 才

○帯 余尺

【拾】御箏といふことなるべし本朝文粋第一慰少男女詩菅徒践弾琴者閭巷称弁御と注
【俗】謂貴女為御蓋取貴人女御之義也何事といふこともなくてただ女よりおこりてさしぬふもい
へり

**ひたひがみをかきさぐりて**

旧【新】いまいまへはそぎ尼とて髪の末をそぎたれば額髪をばことに短くそぐ故にいふといへど額
髪をば殊に短くしてする何の心あるにやあらがつからしといふは若くはくやしき時にかく
て年をなかくかのそだちたる髪のくるしさを見はせてかくあるのことなるべくぞんゆ

**うち**

**ひそみぬかし**

旧【拾】一方ならずひそむよし 百年尓老舌出而与余年とも我はいとはじ
まれとも家持 これを六帖第二おむな 堀兼の老女の歌はおほくちひそ
みならぬとも我はいとはじとはあかしてへつらふよむとは下よりかかる大ねのいとにたる詞
さんあるとつと撫りてちぢくもよにくひぬるしまへりとあるに合さとく案ずればよぶれ
をさるいをいふなるく【新】これは泣くときの口つきをいふ一方ならずよくてふるを六帖よくと
よみてたる万葉にてハ口いおいざし出くとよむとにて六帖ハそのこと違へるれどまさにかそむてふす
のあまたバ語仏おハすべし武人まゆをひそむといひ
又老舌出を遊仙窟よありといふを初しし

**にごりにしめる**

旧【餘】古今集夏達 はちすのにごりよ

ちすぬころかてあふには
はゆをひそむく

**やがてあひそひてとあらんをりもあしくも**

**んやあしくもよくも**

旧ウ【拾】今按ずるに此二十七字異本になしといへりあれハ底さ
るたりやも哉ハあまりにもならでいがなるらんもやが
てあひそひてとあらんきざみをも見すぐしたらん中にてちぎりふかくあはれ
なるめでたハてこうのちぎりぬべき方をやがてそのといふ下にあるまじといふその義なるべしや

【玉】一本にやがてのとの下にあひそひてといふ文字のありてよろしこれは詞なくてハやがてといふこと
のきこえ此月の本に此ことある外は同じのちにもあるなにとにつらさと見ひくさりしにちがふ
るや又一本はその見ひ出といふよりあしくもよくもといふまでれせ七文字のなれハあひそひて
といふ詞の二つあるによりてその中間の語を見誤りて脱ちたるべく此語どもなくてハきこえぬ
やがてあひそひくとハ一つびそむきしを後男のくれあらむべきよしもなくてそむきしまく
まで又くわくあひそつくその見ひ出ハさばかりにてそむきくあるを出しつる見ひ出るをいふ

㊞右の説どもさもあるとおぼえどかくおなじことにても心すらかり指ことにやがてそのといふ下にをりかど
いひとの義なるらんとあるハそのぞれ見ひ出といふ事の気なるべくされバこれハおぼやらんに指すよ
やがての下にあひそひてといふ文字のなりてよろしきとあるハ理ハさることなれど文づら
むげにくみつふやもいくさびもよみおとしひて考へなるべしこの語のことにいる本ハ下の語よりう
まぎれて衍入るべしやがてといふ詞やさむといふれまどこれハ例の隔て係る文法にて
やがてしめしたとつくときされバ今人おもひのまくおしてあひそひてといふ文ハ着きつる文章
に此下の見れも人もうしろめたく心おかれじやハといふ語ハ上下に係なくてありてゆ
すしくわれぞむかうんものの下に此句の行くにさてやがてその見ひ出るしとつぶけるを
此語いらくみぐまもく写しひがめるを後に補ふとてかくへちがへるにハあしきぢがすし
独しバ此のさだおなさてけやもべしとふうくふこの説見ハあしくもよくもあひそひてなく
ちぎりふかくあはれなるめといふ所おもひバ此下に又こころかて
さしまてもへくもえくといふべくへおぼえされバ猶よく考ふべし

**よわりぬる**

**なほぞちるよ**

二十丁ウ【国】こうのことは皆同じことにて女のくしきがめるうへのなさけと実
あるべきのやんへ心ふその実ある方のことをな妻とるべき女のこ

とく知どあるハ元てくくり又宗祇源氏君臣抄ハ世をまつりごちすふべきさてゝと
いへまいどさるさいハ知しこふかくふ志ひくかゝ者のさにかまんとするハむりのはれ志う
人のためにあさくせなるり 釈 こゝふいそまじるぐしくこゝのさしへハぞれぞこゝると
実なりとのさくへよハあれどその実なるが本妻となるべき元をいはれぞつひよハらがやと
なりしさて子の実によるといわすり品定の中それむかしある所なる前にかくこゝのさしへを詰て
何のうへにもさかすまじくなの子晴かくなるべきとゆりをとくらへしおんこゝにひ定めるゝ

つらゆきをつれて

旧 餘 伊勢集よみすぐらぬ右の時のゆらしゞ名ハかはひなるさ
ぞあられざりそり古今集俳諧大備たらざるところ也とし

ゆくなかぬまさハつらゆきのことぞまづはられたる契沖云貫之集ふ
こそしぐたんとよりさく ぬ名ひれ花の枝をそへてはらづ名よはく

なかり

ウ 廿二丁 拾 万葉ふ十八大伴家持喩史生尾張少咋歌の中よ云ちさの花さけるさ
かりふそちれよしそのつまれことあさよひよちくちまゝくこゝちあげき
かくりけまくハこゝしへよかくもあらめや天地の神をこよせて
春花のさかりもありんとまちし人時のさかりぞ云くこふ似たり

台 手をおるくく

人あまたくふ也

ウ 廿三丁 新 元の八指をおりくわそるぞふるしさて指をかゞめてといふをそへあさて上句ハ伊勢
俳諧の句をはなれのうりあゆく俳諧ぶくふかくのごとくもちろ紙奥とするゝこそ伊勢
俳諧よ先古今を詞紙ゝ又上句と下句と別の古今をよせあつらして化ぬるを始として
此文えも化ぬるあるべし 釈 古哥を用ゐるりといひまるるハさるゝあれどもハ指を
かゞめてといふ詞の縁よりかの句を用ゐるまでふかく下句をいくく時してこの意を取ら
しくいひなしるがめでゝえさるゝ紙古今をどる合せる例のやうに此文をも評せられ

さるハあさしぬかすゝ 玉 やまくくぞやのさゝやといふべきをやをとくいへる例多し君がうれ
ふしハ女の事をそくしとこふべきなりし一その事ハ指を折て逢見そめしよりいくらかさの年
月をかぞへて見るの事をそやふ君が心をうしとそしふべきものハ家出ぬ此夜の一ふしのこゝ
とハあしめ事ふハなしとし次の云ふ見え振らしといひも此言にまでてくらうれ 但ハ誤あり
もし此の句とまたりなつかしのさまおもしバられ一つらをしとうそてみるべき事やとやそとかふべき語ふあ
らば古人の心にさゝうのつらきたとよハなきさゝ 釈 妻縁のひがことなりよしハ小指ふ兪へられ
さるがごとしさて小指の説も初めてさへまことにひとつとさるゝ詞ハ此夜の一ふしをさしていへり
とハ伊勢ぞすぐくし事などいふ時ハ一つの物をとくへてさゝ種々の物なまじバ一時のをりとしてふ
似つかはしく見ゆ 嫉妬をさしていへりとぞ定めるえ振らじとといへるもあれど女よ縁ひて
いりよ女の事をそえ振らしといひさとして八事がらの情操うかしくハいよいよ味ひ考ふべし
るれど女をえ振らじといひさとありくま考なくゆるし。むてといそれしてぞとしもいへれ
さてうたがひしといへるハまれがんまうしとそひさるふしとらんるべしさバえ振らじといへるも
女の方を指さしていへるやうにも聞ゆれど称さふ実あらじ
俗云ふユメく根ごハスイとかつさるゝまじバさてもはゆるく

ゑんじのまつり



餘 大鏡五十九代寛平 十一月廿日日のわどふかものこゝやしらつめのへんよ癡つらひあそびけるき
ゑるよかの此縁をくさんしのひるやう此へんよ侍る翁ありそるぞ家あまりく侍りみるの
いうごくつまづくあるに家のはりんと中のへバ云くおのまゝハちらしおよびけりにおかやけ
よ中させまへとやさせまへバ云くいくやうふうせあひぬいろあるとともとてくろえバ
おがしめしるるぞふかく侍よつるせまへるきバあんじのまつりきさせまへるぞそうし
かもの明神のさくせんしてあふさせまへとやさせまふ日酉の日ふて侍りくれバやがて霜

月のさそ此間の日脇時の紛るゝらしく

さらなる花のさかりといふも云く

九七丁 国 ウ 上文首出二条 ありもしの

ここあひとハ花のさかりハいつもさかりをめづる物から花ふいへる事にてあれ人の物深るさまのよく
物ふいへる事ハ紛しくもハ上よりうるあさ事をもまことの大事とも云くといふより
そのうへもぐしてといふまで云とすべてうけくに紛ふとてありといへるこれをさぶ物
波るる者のこれくく物としてハ次の語よ佐るによりなるせぞと云くといへると似たり
さしりしぞ物深ることのつもるみらんぞらむをバかくハいふべきよあしくハ女の身也
うへのまくてハ事として次の時節もよくらみへ事よ又ある詞の時あさうの説もひがごとと

むかせぞとハ云く

かく

月 国 此所湖月又ある詞などすべて事を誤まるによりてひがごと多し かの女九事くらせく紫のみじらかりしるを雑としている

ハことぐり文政説ふ嫉妬の深りしを縦としていへるもさぐへりこハこれ女のるすハめぐらほ
めぐる事ふそて縦の方をいへる事よハ紛しく定めるみらむといふハかの女おごとく大よさ何るも
きらひるるハみなからん世中ある者ふ定めるみるよしく次の詞ふいひもやしきふとある
を以てかの女をバかりそしりつれふるふて縦の方をいへるにハあしぶることをまうべきさて
又此月ふ世ハ定めがらん物ぞといへるもいみじくひがごとし定めがくきハ女の事よ
りてあまた世のうへのハあしく佐ひのよるべとも定むべき女ハすぐらん世ハなる者ふ

定めんぞうれし

このくれいふやう云くむぐるしれとく

九八丁 国 ウ られたる こる此ら木

枯女のあるよ之よしむとをひく陵上人ふいふ語之物るを当よりことを陵上人の
語とらなるハいかがさて八紫式部にれバその人のいふやうといへるハりとその人ふ

とまらんを陵上人の侍とらるる人のおをのふ侍あるる女さのと誤りるらう陵上
人の語とらなるふもあるべしかし事を陵上人の語とするゆゑハ下ふかとよりさるらんを
おそきるふやまてくむといへることとさくりわけハ待ツやどのあるを神ふいひさらんさそ
くらせせるハいとよりのうあまさバまやふさらんなど語ふべくも何しかでそのさ人の事陵上
人の語ますてハとてといふ辞も下ふがこあまりし物の事もさにまハ殿上人の語とらなて此
とそのトふそまさぐるよ物するにおどいふ詞の意さるらと思へりしをおよく考へれバ
とふらくふ陵上人の語ふてあらねそれるはが語すそてとそてハ下此下里待らぬらしといへ
かくまる辞之陵上人ふ云くといひく車よりおりくさまぐ此語ハさはぎまでといふ下く
うつしておはぜし 釈 この小櫛の説ほくしれやうある事などおつらく考ふるに陵上人の
御さかりの所なる八まづは車よとあるハるはが事あひのやて侍事バとあるハらへ人あるさ論述
さて大観云のあふふまうらるあしらんとするに とあるハ馬頭ある事バこの人ぶいふやうと
ありて小語つづらむかし此人ぶの意とせバまうらとましらんとしてぞなくてハとてのひ
がごと下ふりとよりさるらんをかさせるすやあるらんといへることとさぐへりといそまでつまど
さもあらばん人待らん所どのあるといひけるハ殿上人のるはが車よ相乗ふて出く此のれども
物語とゆかし事バるはハその待らんやどるを何事とも知るべきやうなし下ふてふらうへる
ハ既ふ陵上人の車よりおりく此女のあるふ入く簀子ごろ物ふ尻うけららんとえてもじあて
け陵上人と木枯女とんをかそせるすをさとりてさてハ今宵のさぶらひびに元来んそうハせる
ゆやありけんと思ひさる事バ縦なりし文とてといふ辞も下ふかる新なしとられたれど
陵上人の語らしてもとてハ同く下待りぬらしへ係る之待りぬといへるハるはめきてける
やう事ぞこれハ源氏君頭中ねなど対ひく御らハ浅ひ詞ある事バ論なし上ふもあひ

のりて侍りしバとあるも殿上人のなりしバかへるべき例也かし といふ辨もしらるらん人ハすて八
用なくゆかめをなめべしされバかく殿上人の語とうかく穏なし但月ごふやどるすみろ
をすぎんもさんがふてといへるハするいかなるらめにくもけせまじバ必ずなよ必脱文ハある
たるべし とその下ふそなこぶ陽ふ掲すうにおどいふ例の落ぐるうといえまじてるハこされやると
べきなり 御らバおりて侍りぬといふ語ハするれのう人とあるべしされど正しくさあるとも おぼつかなぞ
すべて此一段ハ詞ふすむかるゝまゝふつきふていとまけらくまさをあれ試ふそさ陽をといえども上ふ
おびくんうよハせるんぞそまきしとへハ後ふ此段を語らんとての結構あらまじバ重ちうるる
ふハあるぞさて其當月のころかひろくといふより此段後の始なるるなれバ内裏より
退出るふ或殿上人来合てる時車をさて相乗しつかくてなかふからしの大納言といふ
人の家ふて物しまひらんとしてゆくふ この殿上人おのふやう今よのひろくひくく車より
下侍りぬとのよ中間ふ此女の家れそしきを掃てて御まいるなり大納言の家よまうりしとなん
とするふといへるハ大納言の家の門まて車をとらんとすらやうかもゆかまじどこの女此家そさ
よぎらぬたありけまじバとうかとふさある
べきまじバなふ大納言の家よかたてとまりんとてゆくにのりとなべし さて女の家れなとぞん
もされバゆでてる段もことよりんとおからうちふ殿上人のまぢ下て内ふ入べく簀子ぢうつ楷ふまうりけ
て月をみてるるなるべし 此所の文さらうへくうしくハゆよ語ど殿後のさ端をちにして出やふさるぞと
ゆやさて此殿上人の先車よりありてへるをとみくかとよめさるんせらハせるなんとてる段の
さとうくるゝさて此時るるハあるとも不折りて按らげなどようらひひんてもろ或ハ又車ふ
生なぶらしみゆしるう所あるさ傍をと着ろるきふ今おしまさうりしさまでど女の件る
みが来まるすハつゆもさしぬさ傍なりまじバてる時ハ外ふおりてかいまみさるすハ差くゆさぬあり

こふれて名文の家ふもあるべくまでかへあでの年まて八必するるが所在をあくりしおくべき事を
けくこの大納言ハ此後ふするが父死と語まししてるぞふさもあるべしかしゆきりわり
されど家不詳ともおしえとまんとするにとめりも車をとゞめんとと
するからまいハ何ておもんとするうの仍れふでもやさんれどわまぎうりし

## おり侍りぬ

同 国 馬路車よりおりくしかし 上のこよひろくの傍を殿上人の語としてとてを
こくうけく殿上人のおりてふしてハ上よりれつぎさうあぐれ 釈 おりハ殿上人の

## かし

おすぐしとてハとのいてのさふくあふ殿上人之又家ふ上てのもいへるごとくすぎんもされ
ぶゆくといへるハするなんめれれバするれもおらとも不下さるふもあるべし殿上人のいへる
詞とするなどやうなるを引すべておそまよ下りさるを語るなる
なくの法まりしありさしバするれハ物語よりいまそをるく

## 和琴

廿九丁 オ
河 和琴不能鳴 識ありとれふ文
ていへるハ和琴ハ伊弉諾伊弉冊尊御時令作出給云々仍諸楽器乃最上二置之也あづま琴
ともあづまともいへく 鴨長明記云和琴ハかりしも弓六張をひきあへて用ゐたるを後ふ琴ふ
ならひるとぞ くやちのおへくハ春夜ハ呂双調之秋夜ハ律平調之ゆく 新 倭琴の始を非代ふ
あとといふ様なし仲哀紀ふ弓六張をならして非託をやさせ給より始まりとひ伝ハ
さもあるべき事ならさて本朝ふハ梧桐日本琴一面とあるきバやまとごとくひしを中後倭
琴とも出しより後ハ六字音ふてよぶらんといふ此物語ふハいふぞやゆめとぞてかぎりなん
ありあづまといへるをとくバこれもあづまよやまとらんおがつされし此琴ハ鴟尾琴ともいひ
ひしまし和名抄ふしる 録 和名抄云日本琴萬葉集云梧桐日本琴一面天平元年十
月七日大伴淡等附使監鱧中衛将督房前卿之書所記也體似箏而短小有六絃
俗用倭琴二字夜万止古止云々 釈 此所ふ能鳴調とあるハさる曲名ういとまじうりし

ことハことすゞまでよくなる琴とものことなるべし伊弉諾尊のおもひげなるをきこしめしてお取のごとし
天照大御神此岩屋戸にこもりましし時に起るなどもいはゆる皆後なる妄説也琴のこと
古事記上に天詔琴と見えてこれが始とさへきこえて此形ハいかなりけん知がたし又これを諸家考
の上よりおしてハこれが渤国のかみありけん伊弉諾尊のかたにハあらじさて新釈にいへどもやまと
ごとくかぎりなんといへれるハいかがあらんとおぼえていとあやしき世なりしかバことおもひするまでよ
て何の事もなしあづまといへるに又さらにひくよろしき琴ことごんとおぼえてるが物さふかあらじ
さて又呂律を陰陽五行四時などに配する説ハ中古より
ことくせんとていふことしあながちに此理をかいあらん
そなもつきなくつきなかりけれバ
つまびくしさせてそうらしに似たる也となし

**琴のねも云く**

**そなつきなかりけり**

旧餘 その

旧ウ新 月を一本に菊とある八葉をおもてと

ある に菊のよせかしもなにかてとけバ中ハ葉とあるよやさまでどこくの新月とあんでおに
ハ似つきなる此二つ穂なしぬをおもへバわしハつれなきたる人ハうれるよ人とやおもへん御しバ今
葉のうつりひ登おもしろんによしるく中上つきなれ人とおつけていそん理も此おもなにて見てねで
うたし此句も違へるうしおぼし 釈 月とある八実に縁なし菊とあるうべきとうべしこの新
釈にいそれるごとくうつろふ人などいしバ菊のよせハあめまでむずかしく似つかしかるぞ
つきなれ人とおつけていそん理もなしといふまじされどそハつきなれを第一通に見てしる
なくつきなれハかしも其人に対ひてつきさ世のことにハあらじ俗言に
ナンノヘンモナイといふにあたる詞なきバこに論なし其説ハ臆説のごとし

**今ひとこゑの**

旧 釈 この今といふ詞ハ今一声のきこえまりしさふなど
いへる今にて俗言にモーコヱといふモにあたれりや猶

**そやれべきさ人のとける時よ**

を諸注よ即今といふぞくれなんまとこるなふこのまつそやれべきさ人よまぬ女氏
殿上人のみづからいふと解きつかいそれひざとよくよく味ひてしるべし

**さてその**

**ふしの詞ハと問給へバ**

卅三丁オ 玉補 此詞にて中ねの思ひへくおぼし あそもうらやまさ
る体のきこしきハ面白きうきざ構くかの左傳の有窮
后羿晋侯曰后羿何如とある事も其に同じ左伝の注家ハさしふことを取おしぬを式部ハ
才子なるをよくさとりてうつしたるにや又ハさうしずとも才子どもの考よざハおのづから
符合もしつべし此手の本文ハ皆諸の事ある中にまこと言あり年代昔語のいかにも此巻
限なく後につゞくのなし そのあうしに此一段を挟こいれて後の巻の伏脈とせるいと
おもしろし 釈 この説妙なる事なごふさるとあるを左傳を引くうつし取らるるやなど又
るハまろうしこれわざれるのの似せんハ何の人にも知らるるをこれぞうりあらいそんわの心ハ
此その本文ハとうやうり下つるき
の論ハいよよく見出せる事なめでたし

**むかし物語めれて**

旧新 うつほの後蔭のむすめれ
あまりける所にひとりおる

さへなどよく似たり中将にも今見てぬふみにもまたべし其も
さむらふ何まことはすぬにて和てはし物の語などのめく思ふべらしと

**ならひまじるらく**

旧新 案でしくところ同じ花なでしこ二つの名あるにつけくなでしこハ梅ありけむ子ふること
とこなつハ相ぬる床にいひうまきバ女の方に多く人なしするのことさて此花なをそへてと
して秋のまかきうけくもうつくしあまきバ姿を常といふにするいひすてるこゑとといふハ言
中にいとむらうらげにてうつしまうまでなでしこともいくたらしんそとるハ中の人の
へふるの人べき筋をうるなれ上なき親此なハなあなをおきてなでしこ子のうへをいひけるを
中将ハこなぐ子をバおきて母の人をとるべきなうなかくてまるかへしの一つかくおりけるし

されバかのはらからのもとへ



これまでより或人ハてる説が強といひ或人ハ猶中ねの詞といひてとかく中ねのな
らバかのさがみのもとハ馬頭にむかひそのさまハどちてる説ありバあたらぬもありかんや
ことのほかすゝめわらんも詞の猶よそくしきく仍て推するに今ハ下に云てもひかひ
ぬといふ詞あまた成りくおもへだちのされバとかくよりハ中ねとてる説とこらくいひし詞を一ツ
に出すぜとかとまべし 修うに各いひてとらう まバ又かく二人の詞をかはきんとも文義
国 これまでより又てる説が強といふ説と中ねの猶といふ説といづれもすてがたき所ありてまさあ
られをよみ詞に於て家の心をくくれより下此事をしひのひぬといふすぞハまづまる説のいふまう
ちどめて中ねの詞もみな上より向着をおて出きこるにてハ二人の後をひとつに出さる趣くさて
絡まとしひのひぬといふにいてそて八源氏をもなりてそとまる説よろしそまし上に出とりて頭ね
二人の後をおきていせんにハされバかのといふよりあらんやといふまでハてる説くなに中
ねの後にてハてる説に對ひくかの女をさがみのもとへいふまじく見すれがこゝまでいふもくの
こゝろハ中ねよりぞれなんやのやハよみさく次に云ののあることなりうこそげんそへいふまでバ
といふまで八中ねの後とはするりすゝめりきんハてる頭が拙後をきゝていふゆゑなり
んすこみえもといふハ頭が男のかうへみゆるをいふやうに中が恵まれバさとていづまでといふよ
りハ馬頭ともすべきまで上よりの詞つゞきれバ中ねの後なるべくばよういふ
ようぞてる説あるべきにこまでも中ねとせんもうるらし 釈 右の説どもさることながら
あまでも称よく案に花ちるに中将の後とをりまてるにまむかぐさくちがひ中将八されぞ
かのと詠ずる詞とが後をつぎて端を起しこかとのふみすて人の後を受て云へいり
とハきこしまで此拗後の文かるが有ばやうに自他の差を立ぬハ俗れすあやうし抑俗が強

ともからねやうまはハあしびて自より他に移る所などハみなそのへ人の形容などを挾くでそ
ひらちをバたてゝしてゐるに此所ハ称もさるはすゞろハけなんざればくさがみの物といひぐるハ上の
馬頭が詞にこのさがねりの成おとけるらうさにていへる成受ていへるにてへんの拙後するよ
ハその人のいふまゝにかゝる今世にもあるゝらくとあるまじくとすまぐらにもあるも説が拙後を
さるがらうけくいふゆゑにバこれちるく中ねの後とせんにあでふかうらけんあらかんやの
や。を小称にようのさてといへまでされどこれも激辞のや。にて向ひみけるあるまでバ中将の後とし
て論ぶるるべし説のあるといふようを中ねの後とそへしまでおるハさるゝこと
後として八中らりあく出べしこゝのんおいるなとといへるぞかのさぶみのとあるまで上をてる説が後
詞あまでハうくて一つゞ泥の語ありと決しさていづるとはひにといふより成又てる説が後
とひふ説ハどうしれざらしろどこのさまぐへ氏といひふよりをバてる説とも中称とも定まりぬ
さまにいそれさかされどこれも皆中ねのかり語まてどもまたらびしうりぬべくもさとて出云く
とある語勢をそのよさおのさ俗ぐのといふよりハ謂ともあくてみあし因てしいひかうず
ちれる説とすべし皆といふ
まて熟考よりよく味ふべし

## 吉祥天女をおもひかきんとすれバ



小称ふ引まてる日本霊異記のすハ聖武年のよりどころあるべくゆゑその年のハ聖武
天皇の御世に信濃国の優婆塞和泉国和泉郡血渟の上山寺に来り住る其寺にある
吉祥天女の像を見て愛恋の心を生すづいりて天女の容好のごとくある好女をあたへ給へと
毎日六時よ祈ひけるが或夜夢にかの天女の像と交合すとみてさめて見る日かの像を
見てまうれバ裙腰淫精に染穢しありけるとぞ記しるそのうみ此拗後まて彼も知るまこと
てありそあ 国 倭衣云は供のくハまぐるるなるからつる拗をいるぞうる吉祥天女

あさんさるハいとかのげなれうしれなるをとおもくいひあへれべしさて こゝま狭衣大将の御供のくしれ飛鳥井の姫君のすゝをいふ 餘 うつぼ物語初秋のまくよろこんくよんとあらまつぬべきさんありく吉祥天女ともいゞせまりしとおもりせつべき大ねおりさく

ほうげづれ

日 国 浜松中納言物語よおびいろかうぞあるどあまりくうきみてうちやつましまくるいろくふ志せうぞれさらんよりもなまめかしくさゆううりあげづれさあげふなりそ

さいし

卅七丁オ 新 續日本紀八 元正養老四年四月 三位以上妻子及四位五位妻子並聽服蘇芳也とみてくるも妻のすゝしを妻子といへり 餘 妻をさしてて妻子といふを庶人の俗語ふもいへり

されく

日 細 若紫紀が旬く女を云を ちらかし式ハくちをしなど

くちをしと云くちさんなき物ハ侍るなる

ハ云へども若世ふまちせくあまいバ男ハちきいもなれ物なりとてすゞきのひくらく結めれどもよしきりくぞのこしもといふよりおこして見るさ大くて男子ハやすれかのなりとありて花鳥の前ふハ上へつけひとつふ見るさをのこみてめちきいなれと云くいゞ 孟 男子て男が物よれとし 箋 此段狩思惟きてへたよりし侍り 万 大くさ男子ハやされ物く云くすぐせのひくらく結めまバとよくしきりて次の詞を見るべしさて 袛 をのこ子などのれ物ハ侍らじ此れらくしさく 湖 女ハ才智ありてくるしうしぬ由を云をいふくさく男ふしも子細なくて大やうあるかのいふ物をまして女ハ才学ハいらざる物でよのかくく子細ハ物のこまかなるかく子細なれとハ大やうなる義也 新 既ニ馬ハのいひくんかくちふどよりもへしうしぬバ化をしまことふきさとハ美なるやうなれどけしきうしのかハでかくくれなる男のさまなまじバくさいかでもきらしびかる女よりハまざかのちらかくくちをしとても緑ふちくぐひて男の心ふ

持ざらくそふなまバさてもあるゝすなまじバなで男ならりで何のいひどころなくよかれかのとすこさくとらく女ゝハ既ふいひしごとくの疑ありし又中にごとなも侍らぞといへり女れむかしくれをひくぶるゝすてよといふゝハあしれ次下ふそのよれおどゝのまなびおくをバことゝりくせくるをあわせくらんるべし〇ちきいなれ物ハ云く是ハ男で何れ郭なれ物くといふ化かくなれ物ハ侍るとも也 又なきさかのハ何ゝなどもお物語ふく枕ゝ草紙などゝ也らわ後の俗ハちきんなれものハなりしといふぞのくさくるゝ人の説ふハ違ひ侍り也けし。もの二辞ハ必しもと云のまで又ハち柳の糸よりかくる春しもぞなどいふ類ふて一つの辞く常ふいふじハ助辞もハ物をかゝていふ辞とぞいふべかしれ是此なんハぞといふごとれいひざるく

釈 此段いとくわぶらしきさを諸注解得しましかりとおぼゆるもんくぞさればいづまでも引出てくふ笑まくわくてべからて考ふべしこの中ふ細流ハ大らさよろしと申して花鳥の義をいらどと疑じゝ人々もことゝりいはゆ万水一露ハしらぐ花鳥 細流のむねを記しくるのくふて事比すぢゆるぞ湖月ハ子細なれといふ説ハかなひくわりと字中ゆるを女の才学ハいらぬ物といふ也とあるハすべてひがごとく新釈ハせらくしく論まて得れどすべて何の事とも守らぬがくく太らさハあざし字をのくいをまてるやうなる人いくるぞやその中かも男でらかで何のいひどころとなくよれかのくといそれるるハいみじきひがごとく既ふするふ笑まくる所ふ栫ハすべてのことをば得しまらうと申るまで女の学問ハあゝでもいらぬべきとのふすをふくめくらわといそれる本文ふさる詞なくれバうつらくさやうふハ得すらぞすべて何までもくかゝうてとかくゆるハ近さて今試よいひくわくも文からすなべくハいゝしざめまでおのが心へるよしそも称いひてんさハ先づそうなしくちをしとかつみてもといへるハよくあひそふ女をそちれくちをしとかつハみんなくくもといふ意ぶくでうんなよつれすぐきのひくらく結るめまいバとハ、らで相見る男のかなよつれて若世の因

縁のひく所もなりと見てこれバといへるさまて。さゞハ相見る男の我ありくにつきてハ俗にいふ
きふいりてといふなひとし。當世ハ例のみなまとゞられ自然の理をいふ侍るめれど。ありと見てこれバの
こゝろかりめれぞといふによりてつくべし。そのこしもなん子細あれかのとハをのこハ男子のこゝろハ俗の
ね一つとりおさるさの辞にて。女もあれど男をつくりとかゝ出てしもとへるく子細ハ字のごとく
こまやかなるさなれバ子細あれハこまやかなりし大やうなるさありがたく上文の詞どもよろ
しくげて解んに才学ある女を妻としてハ無学の夫此なまふのおんなるまひあどと見てよしんば
そ妻に對してたとへうしさやうにも見て侍りき家来ぞにかくのごとしまりて其うちの上な
きかくめにハさる才学ぞてする後見をまかりけく侍りすハしあそりんといふさふてもべて女といふ
ものハ学でありしさをのこしてめづべきなかるにさハおくく才学のなくなるハ我妻と
いそんにもかぐやりしくんおりてりの之然れども家うぐどれ残し見者ハ其妻の才学にて
身を立るよりあどなれかしも付しぬを君うちハさる後見せん人ハ他にいくしもおりぬべけ
ればなつりかるべき女のさいかくてなりくにちゝらに才学ある後見ハ何なる志のりん者ぞ
なつりしくらくたをしてわとりんのハめといふ言を含めるなくてハうしりにふくめくれりと
見ゆる後ハなくましども上文よりつづけるの後の読にかくさるさとハげゆるくさてそろかしくも
をしとそりかしにつけてからハ見つつもいそゆる當世の因縁といふもののよひろきゝ示ゐもありと
見ゆればまんへのかひぶにすればども男など何のむつりしきも子細もなく大やうに平守むものハ
なしといふさくもえぶんにつれすぐせのひくろき侍るあればとハ宿縁がりてさふいるといふさあり
そハ氣にいるも即チ當世の因縁にひりするまれバあんなつれさぐものとしといへるくかくしく
見る附ハ大なき事も無くゆきる
やるかるハ初ひぐとゑやあらん

## ちよのわかりをこめれて

同 玉 俳優めれたる耄をして西宮

記に右近衛内藏富継長尾末継善散樂令人大咲嗚呼者也須よをりしさまをこへて
ふるさまくといへるハひがことゞかしを須もよろし 釈 鼻のこゑハ鼻のゑとくとめれ
てハをこなる愚をしてくをこハ
今のよバカアホウなどいふあれり

## ごくねちの草薬

卅八丁 オ
拾 後拾遺に侍に ひるくひて侍る人いま
ハ香もうせぬらんとおもひて人のかとふあらりしかるにならりの侍るにや七月七日
にはらりしるる皇太后宮陸奥 君がかれよるれ衣をとるなげてハかへしや志つるひるくさしとて
餘 宮部保物語に出づりのなにかけいかくごくねちのころよ侍りしバくるしくて肉にもおゐわ
侍しむてとぞめく 釈 古事記云到足柄之坂本於食御糧處其坂神化白鹿而来立尓即
以其咋遺之蒜片端待打者中其目乃打殺也日本紀景行四十年日本武尊云々山
神令苦王以化白鹿立於王前王異之以一箇蒜彈白鹿則中眼而殺之云々先是度
信濃坂者多得神氣以瘼臥但從殺白鹿之後踰是山者嚼蒜塗人及牛馬自不中
神氣也とあり此草ぐにかゝる効あるゆゑにて暑の邪氣山海の瘴氣を防ぐよきりあてよし
されバ夏の土用にも暑さをとらんとて食ふなに極熱の草薬といへるにて細流にも記され
ふるをおもへバふるき世よりのならはしと見え風病にも効あるとハ小柳に引きたる春記の韮草に
てぬらるゝ韮も蒜も効ハ大かた同じさぬるゝ蒜ハ殊に勝れたり

## さゝがにのふるまひ

卅九丁 ウ
餘 ことぞせこがくべきよひ なりさゝがにのくもれふる
まひかねてしるしもとハ古今集墨滅の歌日本紀に見えたるハあせこがくべきさ宵なり
さゝ蟹のくもれおこなひこよひしるしもと 釈 日本紀あるハ小竹之根の隠るとかける枕詞に
て小竹の根ハいとちげくしありて隈あるゆゑるを蜘蛛よいひかけたる隠ると隈と通ふ
音なく同在なり然るを古今集にささがにとよみそれよりくへまくてふにより蜘蛛ハ

小竹の中にすむ蟹のごとき物なる故に小竹蟹といふなどいへる説も出来たるは笑ふべし
蜘蛛と蟹といふぞら同じからん故に蛭の八ッあるをもていふといふ蜘などもささがにといふべしと
かけりしを知らし日本紀の泥字は和ににごりて二つはあしなきをもやさしてささがにと訓て
蜘蛛の事としるは山をあしひきならをあをによしといふ類にて枕詞をもち給ひし
ていへる歌詞の例なり

つまもらさをもちて

四十丁オ 釈 或抄にこの下にかの字ありといひてかなしけれども ちごどもかしひなせといふ詞あるにあらば
いへり然れども古写本にさることもあるならで今かしこにはこそたゞらならねば諸本の詞書に依てしばらく後人考へ定むべし

むげに志つるいらく

しとらしん

旧ウ 国 学問のすぢをとく

すこしもかどあらん人の耳にも目にも

とまるることえく

旧 国 かどあらんとて切べし学問とてはさくはもとをすこしも
かどらん女は世の人の耳にとまるちやうざはおのづからおもしろ
るべきことにてめづらしからねばそれにすぐりぼるべきことにはいづれにかどあ
らん人のとゞけて見るはもろしかどあらんは一ぞ女のすまそて人は世の人と 釈 この小柿の説は
知ざることまづおほやけとさくにつけて云くと云るを学問のすぢと見て出しるはいふにぞや
三史文選のうたといひるて学問のはるにてはは世にいはるすの おほやけわたくし 公私につけてともしばらく
公私のすにつける世事の事なるを縁あり もとめに学問ぞてすることの おほかた 才気 かたちを先
いひく次に世間のすを知らばするけふくさをいふもておのづからよく 才覚 わかちてるちや 案 よ
かどあらん人のとはるかどをふと学問のすとゑひさぐ人らまでるよりかくは解まらん才学を
うどくはよあまでかどくいふ時は才智の事をいひぞんと音にていふ時は学才のすそさかは給あれ

ぞさかげふさまてけるまゝには云くといへるは学問ぞそて世事ちかぐはと二つのすをうけて
いへるはかどあらんにて切べしといさまてれど切ては、あらんとあるらんの辞そてのかは何すとも
弁へがたくなるゆゑにこゝにあぢはひて知るべしさて文選月抄におほやけ私わたくしにつけて態と
かゝはじ学をねども又みどはる人の耳をとゞめ目をよろこばしむるたぐひの事女のまなぶもいふ自然
よまかるべしさやうにありとて又女文字をきらふにおどせんはいとらんことといへるは
耳にも目にもとまるすとはるを女の行状と見てるにていみじきひがことなりかくて女と
いとんくらにとある諸の染にかゝはひがくさるまゝにといへるにもつれあしかどあらん人とは
女といとんくらみといへる女をさしてるにてなが女にすぐ才智あらんば世間大小のすにつきて
耳にも目にもとまるすは自然
によまかるべしといへるさまるぞや

うたよむとえける人の

四十二丁オ 釈 玉小柿にこまとを消息文かくすをいへるや

うに釈まてるはいかで消息ぶくのすはさるまじき中の女ぶくにとあるが消息の事にかく
それはすでに此うちの事をやうなかまじかめりとえ申しゝと許しをとりさらばこれよ
申さは歌よみにあるらいのほうきを以へらす論なし歌にまつれれと我は歌よみなりと
ゑひかこれるぞ歌にやがて家のまつそれてさほぐつたるもるまのひするをいへるなり
やがてといふ詞よ心をつくべし物するをやがてとは歌よみといひをるにてその由を消息み
も歌にまつりたるといはれるは事のすぢいとく宜かずかの人の歌よまずやにとあるが消息
ぶくの歌よまつれとはいふぞらげなきかくそひさぐんれるなたよみうけるといゑるをも
消息ぶくに歌をよみてやることを注されさりよみうけといへるはさとひ消息ぶくの中に
かきそてやるにもあまと云のすぢはさで
よみうけるものくなるおもてや

五月のせち

旧 花 五月五日の節 天皇あやめのかづらをかけまひて武徳殿に

行幸あり内弁外弁諸節會のごとし宮内省献菖蒲内侍藏人
續命縷を群臣に賜ふ三献をはりて六府騎射の事ありとぞ

# えかゝぬ根

旧[拾] たかきのあやめハ菖蒲によせていへりえかゝぬハ伊勢物語に末の世
ふりしくえよてありつまじされどめでぬえかゝあれバなど江に

# をこうる事

縁をうけて流きはすにいくぞ流かゝぬをえかゝぬといふ詞をまてよそりて流さゝあし
よハ流にまとを引ていふすそ江ハ流かゝぬ物なまじバこれハ江にハあらで流をいふなれど
とせと同韵にて通ずるなに見をせともえともよむこれよあずしへて知べし物しバえぞ
らぬ根ハふかき根するなち上のあやめれ深くそまじを深くをふもちくふすまで又ハいそひ
うちもよみかくるハ菰玉くるに縁ある詞なまじバ引うけとふへり[新] えかゝぬとハえもいひあへ
ぬといふ略語にてそハあやめのふかき根とちめていふくさそてとにハ只いあやめの根を引うけ
といひく足まるやうなまじどもうしずつて八条内よんいそがしくそのころ時に都て似合ぬ
乾なる詞をわていひくるなれバなぞとえかゝぬなどの語を増さて待りかくなぞと詞
なぞの似つかぬを用るも又文あり文元をさとりぬ説くあやいふおもうらべ○引うけと八
やあやめの根にいひよそてなをよみうくるを文(ヤヤ)にいへり次の句に葉の縁を記(カヨ)よせといへ
るふむくてちるべしうこちハ繋着(カケツク)するなまじバ引うけといふことは同じ [釈] 右の説どもくざ
くざしくしてそのさゝ分ちがたし拾遺よえかゝぬに江をかけるやうにいはれるさしハある
べきさしむどももこてハいえくそり江にハあらで瀬をいふなれとあるハ深に似事とも守
られど引うけも菜玉までいふへからざるべし新釈にえかゝぬをえもいひあへぬといふ略語
といはれる略語とてハおろそまじときハさることなそり物するに又あやめの根を引うる事
といひて足まるやうかれどもかくしたとていふまじてゐるとは何のくぢしくしてすうりがくし

あやめの根の深さに引うけといへるにて事足まるなくとゝ何のちからえかゝあらん引世に着する
玉に掛をひろうとすべし集注どもにえかゝぬを縁なかゝぬ或ハ秘なかゝぬなどいひきかくまじ
くるハいづれきひがことなり拾遺も新釈もそまじよかづらハれるらなかく何事とも
叶すぬことをバいそまじるなるべしえかゝぬのそへハいかなるぞともそひ得ざれども湖月抄説に
只かゝぬ根とあやむるんぞといへるさへにいひづくもしつゝひちうさまじバくもをかづき内する
とくにわりうくしきぬにさぐなかゝぬ根をよせふしるなをよくうけてえかゝハするさしなり
さまどもえかゝぬよてハ物ありぬやうなまじバかくハえぶかゝぬとやまそんさゝバ去ること
を得ぬなとなりく引うけさでめしまじてらふといかまいとよくかけ合て縁あるくちなる

# 九日のえん

旧[花] 重陽の宴よハ天皇南殿に出御ありて内弁外弁をの文人
博士を召まじく題をなましめて各韻の字を探りて詩を作く
文臺の上よて講ずるく三献あり氷魚を給ふ御帳のたかに茱萸の袋をかひつく
御前に菊於花を瓶よさしして立まるまよりく宜陽殿にて平坐と
て上卿以下着座して菊の酒を
給ふよし何の書のよし出あり

# なる神

四十四丁 オ
[餘] 古今雑上かくしぐまよ人の家にまうれる時にあるじの衣をきせたる 後
撰恋にかゝふくぐりて男のこずりうまじバあかしとのうさふくぐりて君こびハそふくのさかふ
そらぞ大和物語に臣の命婦のかとに中務の君おりしまりかりひくるをかくのふさがれぞ
こよのひハえらうんすうでぬとのくまづりそまでそのは思ひことにあかしとのうらハ昔のにぞぶ
さかんひともめぐりの君となりれバ貴之集詞書にちらどなりなる家にかくくし人にある女の
見くまるとゆて之く又之集のあんしれかくしぐ人を見ちくてつとめて久しくまま伊勢集に
かくしぐれとて京極なる人の家にいきてえく今昔物語下をとくのうちハかくしぐ人にあめく

なかるといそせ給ひけれバはらちくるよみ人しらず君こそハ一夜めぐりの神ときけなに
はゝくしらぬかゞみなるらん　江次第抄云天一己酉至甲寅六日在艮方乙卯至己未
五日在卯方庚申至乙丑六日在巽方丙寅至庚午五日在午方辛未至丙子六日
在坤方丁丑至辛巳五日在酉方壬午至丁亥六日在乾方戊子至壬辰五日在子
方癸巳至戊申十六日在天上在天上之時向乾拝之為秘事　新 中央よりつ神
なかがみ中神ともいふなり巡行の時日を避てあるくなれバ中神と云といふもいふなどや

きのかみにてはらくつかうまつる人　旧 新 紀伊守ハ源氏の家人とかいふ説ありいかゞしへハ北家にはべるを

家人といふハ諸氏にていふ名也今を考るに職事の親王にハ一品以下四品以上皆文学家令
扶書史等なり今源氏親王にハあらねども別勅にて親王の下大臣の上に座するなど
の事なれバ文学以下を賜はるべきなれバそれらがうちより考撰にあひて昇進して
國守ともなるなるべし又さなくとも女房などのよしみにて名簿を奉りてなにがしの家の根にて
給ふ官に仕るもあるべしなど家人とさだむるハおぼつかなし　釈 中ごろ唐國の制度を
撰ひまつりし時はよろづ彼國ぶりに拘はられしかバ君臣の分もさバかりなちえんなりあり
ざりしを我國の上古はさる又今世のさまをもてみるべきにあらず令條に記されたる
事もやゝ後世となりてハさながらに行なはるゝものにもあらねバひさふるにそれとあても
いふべからずこの一條院天皇の御世のころハ地下の官人などハ大かた権勢ある家〳〵に私に
仕へてその労をもておほやけにつかうまつるくさハひとして官位をも給はるさまなりしと見え
この紀伊守もさる人にて國守にハありながら源氏君に心よせ仕うまつる人なるべし
守護せよ紀伊守ハ下りなどしてよりハしバしハ暫く上京せしなどなどしつゝかくに朝廷より

さぶらふまじき文学などのさまとハ思ゆるぞ
人 俗のよし出入の者とりなすべきさまとみゆる

ないゆうだのいそぎありく　四十五丁ウ 餘 拾遺
京四小式部内侍いかにしてよそにきくらんこゆるぎのいそぎいでてもかひなかりけり　同雅京
よろづ人ちはやぶるぎのいそぎたつなみもなくまてきそれおきつ白波　釈 これハ類
例なりしこゆるぎのいそぎといひかけたるハ相模の國にて津の名なればなかむしろけれ
とハよみなれたる事なりてそれちのくれたのふかちずり名所のその陸などの類ひなり
さてそこに引る風俗などよりいかれるハいかにとさかゆまぼことある注旧説どもにおなじにとせられき
るはまだといふものをかならずみてさかしらに改めかへらるゝ物ともみえてなかりいとふきひがごとく
又これの小ゆるぎをこゆるぎとするも誤て玉垂の小緒とかけたる
枕詞なれバこゆるぎといひくハあしぬてとくなまりて改むべし

さうとして　四十六丁オ 細 夜ハよふすぐしをきるべきなどよきあるまじたといふ説

きぬのおとなひちら
あり瀬ありわが夏も思ふかきよとて下のかさハ板ひきさ
きあるべし又ちり落ちもいとびきなまバきなくてハ不可叶 拾 日本紀に喧響音の字をおと
あひとよめり詞花集雑上にもちひさる男のなりけるきぬをかしがましとてれしのけ
そまさバよあるものこき記さるをきぬハくるしき物を
身にちかくなるとていとふ人もありなり

さうじれかみより　旧 新 障子の上より也
べし紙より火かげのうつりて見る説ハ今の紙一重なりけるあかり障子のことと見ゆるにやさらバ
いかにもすきかげみゆべきをひましあかれバといへバ必古へ絹布などを表として紙の中へを
ちりぬる障子にてそあらめ且次下にいふこれ中のほどに立てたる小さうじの上よりほの
かに見えてあかりけるさまといふぞつゝてさうじなるべけれどかくよりて御簾のかげにもを

にさうじひきたるなげしの上に透たる所あるより火かげハ見ゆるなるべし源氏をおし
まさせたる間のへだてをうすれ紙してをはる今のめきさうじのことにてハあるまじきにや
㊟この説一わたりいはれたり然れどもこゝハ唯紙なるべきにや火ともしたるすきかげさうじ
のうみよりもりくるにとある語の勢にあはずもし障子とハいはずしてあるべきを態とおもひて透影の漏る
といふやうといふべきなり上文に格子ハあげたりつれど心なしとむつかりておろしつればとあ
るバなげしの上より見ゆるさまハとも見えず格子にそへたる障子ハ女の影にうつれる格子
の間よりもりて見ゆることとおぼしそへたるひまのあれバとあるハもちろん影の通るなどのありし
見ゆるをおもひてのぞき見えど障子の中のふさぎてありて間障のなきよししるされバこゝハ紙
紙なるべし又次下なるハ上なるべし其なハ簀子の中にあらふさぎてある小障子のかみより
あのうち見てあけたるなどいふまでもあるらむと語の勢をかりかこつまでハあとより簀子にて人あるけはひ
ゆるされバこそ西の方へゆかねばてふかりの小障子をさしてあるしめバさぞうつり
きびしくさぐるべくもあらざれバ小障子としもいへまがバ上のあたりたる所にもおそれあり
穂るを小櫛に穿穴とも紙よりのことして破れそつける所のある穴などより見ゆるを
と翁のいふ上より見えてかへるといふ破れしにかなんぞあるなどいはれしもいかゞ
なぞの衣をいはでハさとハいひがたからん穂るを小障子といへども上よりあるまじきぞ
かひきて障子ハみなべくもあらじなどひとゝも上よりみえんにハあなさよりもよく見ゆべけ
まバひそかにハいかでか見えんといはれたるハいかにぞやひらかぬ障子を小障子とい
いふでいふべきよしや又常ざまの障子なりとも簀子にそひてたるなればそ上ハ穴おほ
てあるべきさまなるをや上よりみえんよハいかなるさよりもよく見えゆべくまでバといはれたれど
彼ハ西ざまの格子をそゝきて上てはなくかくてまで見えばべくまでバこなたよりもちろ見ゆべきやう

もなしさまたバおのが見て見えるところからうつれるにていとよく情景をもちつゞけられたる
ものなれバこのさバ上よりといふべしさといひ同然の例かれバとてこれそのことにて一つならぬと
もちいへハ釈参しき
ぞとやいふべき

## も屋

旧 [拾] 上文略之兼挙 又延喜式に身屋とかゝれたる所ありみやとむとかよへバこれもおや我身狭とかれてむさしとよむもみ。
とむとかよへバ身狭ハ大和高市郡にある地名也 [玉] 身屋之名を古へハむといへる例あらじさく
むともとハ身にちかく奥にあるにてもやといひかけたるを母字を借て母屋とかけるに八母をお
もといふなる借てかけるのことにて母屋の義にといふ説宜しからずさて身屋とハ屋の内の最中
よろしく主とある所なるよし也俗云にも物の真中をみといふ同じ ㊟案にこの二説
のうち小櫛の説よろしげにハ聞ゆるかうしかあらず身屋といふハいかゞしくおぼゆるにへ八
身をむといひ且みとむとハ殊にちかくかよふ音なれバあまりに家のさい中なるきバとて身屋といふ
んハてとやうなる名也延喜式に身屋とかきたる所あるにて却て借字めきて八字なるに拾
遺の説ハ母をおもといふ義をもていはれたるにそ 此説ハ殿出ニ引タリ もそどのひさしなどを子に似されバ
とあるものなるに八あらざるに似たり且おも屋と八今俗の云にもいひおものおを省く
あいうおの喉音を省く例なきバさることも身屋のことなるをみやとハいひでおてむ屋
といふもいかでなるに又縁のよりしてむやといふものハ皆かに注遠ることなることされバふなく
拾遺の説よるべくおもふ也仍てそうつる其のおのさ家に母をおもといふやうにいはれたる
説いかゞいひごとくさてなほ小櫛に身屋と八屋の内の中のまたくむみとある所なるよし
のうちとあるもいかゞ真中にある八母屋のこなたの寝殿も中にある家の中にて八寝殿
こゝ主とある所なる母屋八主人の居る所にて
今の世にいふ勝手がとの所なれバなくいふべし

なずしげにもあるこの所

四十七丁 （釈）万水一露本又一本なども此下にどもあり案ずるにされどもありしを写し脱
オ　してどもの一字のおちたるなるべし「されど打見おとりハなかなかとあれバ半
のさまうゝふ
学者なり

いづまらいつまし

同ウ（釈）此詞いさゝかまぎらはし さるハいづまち
いづまらといふいまにさなる此下のかを一つ
省きたるにやと思へどさて今おしはかりぬるとなり又かのいづまを濁りていづま
かいづまといふことすまバ今の俗にもてハいともおほく学者もかゝる所のかを濁る
雅言の例にあらざればそれもいかゞしされバなかなかかのかもしハ清てよむべし「いづまらいづま
剃るといふことなるを下のなるといふ辞を省きたる体とみべしかのかハ却て誤なること

まうと

同（新）真人之古へハ皇子に氏賜へるハ某真人といひて八等の姓の第一真人
等二朝臣と天武紀に見えたるを後に公卿にあるハ朝臣盛になりてより
源にも朝臣の姓を賜へりさて後に此物語の比とありてハかく背つる人を称していふ
語にも用ゐたりなかに此同じ人をさして真人とも朝臣とも源氏のきみともいひたまふ
（釈）いにしへハさまざまの姓ありしを天武天皇の御時に混じて八姓と定められたり
其中に朝臣ハ字がらよろしければ後にハこれを中にもいやしき人をいひたるをいらためいはく
こしらるゝ事之史を読てしるべし藤原朝臣のなどくにハ何しざるべし朝臣ハもとより借
字なれど朝臣のおしれ朝廷の臣といふかごとくみゆるからに物のづらしるびたるなるべし
さて又庶人の御制役より後ハ人の実名をいふをバ無礼なることしたればかく姓を
うてのしこともあらしにてされどそれも人の正しき姓をこそ呼つらんをこの詞と
ありてハさるのも既に失てたゞ朝臣とも真人
ともいふかゞたまふかいふぞうのものとなれりし也

いさゝぶし

四十九丁ウ（餘）孟いさ
なかりし

淋しき弁のひとよぶたいさゝぶしをくすしといふらん 此字 拾遺恋二に見てよみ人
しらずしよくいせ集にも人まちてあはつてあかれよおくハいざゝらかにもありぬべきされ
後撰恋四 藤原成国 秋の田のかりそめぶしもしてけるかいたづらいねをなにゝつます
兼盛集 あふことのなれつゝえるよなよなハいさゝらねかもありけるかな（釈）孟津に引き
さゝるも勘物のことくいふ子ハあしびきて女と共に
寝ぬをいさゝぶしともいさゝねともいへるなり

なげし

五十丁ウ（餘）契沖云夕良
の夫らにおもへち
うくもちにましぬてまし さよなげしにもこのかしぞ 楊の本よこすだれひきゝて
なげしにおしかけてともいう殿舎の中に上段と下段とありて其上段の座居より下
にあげしを付る是にあげしの下とハ下段をいふなり於きさこゝにあげしのうへにのぼり
て扇うちならしよせられるなどいふ雅言考にも和名抄本朝式云長押和名奈介
之とあり源氏物語榻記に七ヶ年の祇王祇女をぞ
一下押落る床相にはかれしもとくらく

むのあるべ

五十一丁ウ（餘）古今六恋一 よみ
人しらず「あはれ
あしぬ何かあやなく見えていさらんなかのひ
のこそしるべなりうるま（拾）（新）同引之

おくなるおましに

五十二丁オ（餘）古閑
云こゝのお
ましを母屋といふ説ハよろしく上に寝殿の東おもてをちらひあけさせてといひ又次下
かの女房どもの物語を聞きたぐへしに西おもてのちかき母屋にのどひさるなるべしとあれ
ば源のおましハ東西に二間あるうちの二間のおくに移るのおましハさるたのなるべし
（釈）此説よろしきを新釈一本にひさしのおましにいづれまさるハよろし案に一本ハ
よこかさなりあるたどの
説にぞあるべき

かやうなるきちきハとつてこそ侍るなれ

五十二丁ウ

[祇]くらハぬしあるものよハかゝるさりあれせぬ習ひのよしく[新]既に夫定まりてハかくハあるべく
まてにおのさかさなんハまうしめぐべきにいと押ちちまふハ見下しあまづりまふもれあり
と思ハちうえてるいひさまゝ[玉]かやうに夫ある女ハ夫ある女とそのきハをさつるとにて
こそ俗事とりふく[釈]既に事に習る作法にいへるごとくきハといふハ際の分際なりなる
てさ引る末摘花の詞にくあさうゝうこめしくハきハとは極の字まそかやうに出まち
まへるハあさがちなる事此極といひつるにやあしんとぶひしうども前後のやうを考ふ
それも猶まつうわれとぶらくよ諸説のごとく夫あるまを
きハといふハ際なれすにていそよる〳〵花鳥作法に従ふべし

見んなのほし語ふのち

五十四丁 [河]君が猶ある後世の山にのちにまさあひんとの
すとも[餘]此引歌六帖第二国の詞よりり三句後もあひん

さとめやとらむと云く

才

思ふ君は見る人なとせりまつく此等く志りるを志剛の説に第此ふに後嶺端山繁も揺る櫛と云く
こそまゐべき詠をたふまでもおまゝてふこれ牛後を取さくうけるのことにてさし式説に若猶
ある後世の山てふ事を引されど何より引るるやさくと新釈ふうけり六帖に見えたるバ定まり
しとなんふう云く式説がくよハ六帖の事をと思ひてもてるるにさかハ見えて[玉]こゝよひてそがく
んのそれのふ思ハ事まるとも後にハ又さもあらばと見むしか此やうもあらんうと思ひて
見がふをおぐさむべきにといへるとおぐさむるバ源氏君にかなさけおそれりのまし思ひけるが
あしきをたつぐさむるく花鳥よけんさしおろかなりとも云くとあるハはまそ又河海よ
引まつる見うき形るさくの家ハ万葉集にかふうくにへハいふと君が猶路の後倒此山の後と
あひん君といふお成おれずまんずへのあるべし[釈]こゝ八引歌よ及ぶべうくれのちせりくて
後の附といふおどのことにくせハうまつれせうおりきせおどのふぜにて附といふきえう

右の歌どもにハ後嶺の山とこそあまさことに後嶺といへるにあらねバ新例にもあらぬぞ
いとづしごとなるをかふかくにあげつくらまつる説ども皆ひがごとくさて小桶にこよひ
こそかくらあさめのよぼとれなりとも云くといひまつるハいふぞや此よふりてくハ
うれ君のほどれ定まぬぬなりしがさらの身にてといへるにてこそ大らかなるをせめて
いへる所なまでバ年老人ハあのまとへまでにいそるかくさゝしに今昔のすよハあらぞては
犬へを見まうしとあるまへバの辞を味ちひてもるべしさまバ見まつるふハ宗らが
ごとくいやゝしく見よくれ者なまでどもし後にハ見まつりすよりおもやあらんと思ひなぐさえ
てもちてゞひまつべきふといふさなるすハいるまじれ家がのくにてどいへるよたるれめ
またや花鳥の此説のごとくなるべし

かゝりけるうきよのなかとも

旧[釈]かゝるハかゝりてそんなるといへふうきよハ打とけて
寝ぬるにいゝしびてさあらしゝにならせるあまバうきよといへりうれハ浮てよひぬるさ
なるべし小桶に拾遺集恋二かゝ君の松れうきよとなひしハされバよつひよあらくさまてよ
それ作法に六帖人ごとの志ぐさゝハされバ此舟の時れうきよのやすらくもあらしといふ歌
どもを引まつる八類例あり独をば作法にみゆるれうきくぬるといふよりいへることいへる八
いかがうんこにて八本末きぐくるやうく[新]こゝハいてふをいひのくしるねつて上のまし
あらしの身よく云ゝおもひすへあぐさめましくといふ次に人の妻と定りて思ひもうけは
らぬにかく添とかりそあなぐしもそむぶしすゐハ又ぐに出添もみそのまうやとおもひ
まどひるといふくさて折ぐるにあうての詞あるすてと志ぐるゝ下まぐらぬすぐせおそくり
ゝる身をのびつゞけてとあるも即ち是なり

月もろ所にて云く

才

五十七丁[新]月もろともに…
此そ月の作意八なるあり

て月の形なくてさやかなる見ゆるをいへバ影をといふハいかゞぞや

古今集に白雲にはねうちかはしとぶ雁のかげさへ見ゆる秋の夜の月といふ歌をも地にうつ

る影といへることにかなへる説あるによれるにや彼も是も地にうつれる影をいふべき所に

あらずたゞその形のみゆるを影とハいへる也惣て影といへるハ物よりうつる形をもいへど

又光をもさして數にも見えてもいへり 玉 ひかりハ月のあかりをさすまゝるハきゆる之影ハ

地にもあれ物にもあれうつりて見ゆる月のかげくろきものさはるまでうつるといへるごとく

あるものゝ 釈 こゝハ影釈よろし 小櫛 影の説ハ釈のごとく

光をさしまりてハ物よりうつる影をあるべし猶ぞなり

ぬるよなからましバ　五十九丁オ

餘 細 恋しきを何につけてなぐさめん夢にもみえでぬる夜なからましバ此歌も古今

あひらずしぬるよなしといへる也万葉集巻十一にしきたへの枕をまいて妹とふぬる

よハなくて年ぞへにける古今恋一首のうちにあひみんことをたのみつゝ暮らせ

るよひハ寝んかたもなしなどをとひていへるにや 釈 此哥奥入に海にも引まへり猶海

にみゆる所なしといひてハ此所ハ解得がたし然バ此あたり今猶あらぬ

集などにみえべしけるを此歌猶海にいへり猶海にひかるゝ葉にも古今もこれにハかなはぬ

あこ　六十丁オ

拾 日本紀にハこに濁音の字を用ゐられバあごなりあござともいへりさく

万葉十九大船よまうちでぬるきこの吾子をかゝるいへやるいそへ給ふちち

是ハ光明皇后の御歌にて藤原清河をさして吾子(アゴ)とのたまへり 釈 案に日本紀にと

あるまて御歌にもいへるごとく継体紀の歌に阿誤豫(アゴヨ)阿誤豫(アゴヨ)とあるをみるべし

歌のうへの詞とかへて吾子の事とハさらにいはずぞ又あござとあるハ

古事記伝の説のごとく吾君(アギ)とされバて事ハひとづれとどめ擬(ヌ)べし

くびちてしとて

同 餘 和名抄陸詞切韻云領頸也頸居井反和名久比(クビ)頭莖也とあり今の人頭をくびといひ

頸をのどといへりこれ誤なりといへり 釈 此詩にて係氏君ハなよらかに瘦(ヤセ)てなまめかしき

姿伊勢物語ハかくしかるべきからかたちをもよせくるけるをとあるべし

かずなしぬふせ屋にまかる云々

六十三丁ウ

餘 袖中抄に勘國史云仁明天皇承和二年六月勅如聞東海東山兩道河津

之處或渡舟數少或橋梁不備由是貢調擔夫來集河邊累日經旬不得利渉

云云宜毎河加増渡舟二艘其價直者須正税又造浮橋令得通行及建布施屋備干

橋寄其造作之料共用救急稲云云又云陽成天皇元慶四年云弘仁十三年國分寺

尼法光為救百姓濟度之難於越後國古志郡渡戸濱建布施屋墾田四十餘町

渡舟二艘令往還之人得其穏便而年代積久無人勞濟屋宇破損田疇荒廢望請

被充越後國僧五人永令預守云云　今按ずるに信濃なるその京といふ所にふせやといふ

所よりとぞいふに布施屋とてくありつくまるまでされバ信濃なるそのいくつもこの布

施屋をたてたるにや又後拾遺田家秋興の心に山田もるきそのふせやに風ふけバ

あぜづたひしてうづらなくなりとあるもそのふせ屋ぞのふせやなどいふ作りとなずるに信

濃の岐岨(キソ)にもかの布施屋あるにや又きそその京に相近しといへり 新 或説に或ハ各ひとつ

づゝとの説ハ語なくといへる二つなども妻しらずて光君ハ右の方成小君して語り

またを女の見えくかくハよみたる也同じくふせやのたとへさぞのるをも詞とせるにてきこゆ

さまで女をそよしとまでをしもハめしてかくよそなるめでたなるべし詞にはそらとある

ハよみたりてまさのいまし光君にそれゆかしまじバ上の詞にまじろまへらぬとハ

めゞ此詞の根かねける歌を見えくいとえしく絡もいはずてありてよめるをきこゆべし

釈 彼海に引かる神中おハ岷江入楚中も引きつゝ行きども行られ給のさま八詳ならねバさて新釈の説ハ舟の路にいひさる語の委しきものゝ私ましども岷江入楚にもいとましてに下に小君いよいよむつれに物ふくくもあらでまどひありくとある八元使人さるさまをありしさるかたきバえしとハおくよそさるを使ん〜かとハ見るべきくさて又此君の下句ハ源氏君のこゝろのふをまちつけましくして逃られさるさまをきゝめるとハいへるなりと家人のへうあるふもかうしバといへる後名へバさもやあるべき

ゆうくこちくふふせのへつり

六十四丁オ 釈 この小君が年を頭の男色なるべくいへりしをかへりさいふ人もおしめど五日邦にもふかれ代よりそのさ語られれてぞあり中にこの物語れ比小舎人童（コドネリワラハ）などいひしものハ近き世武家にて童小姓などいひしんのさすにちかん見ゆめる俳優などに大名のちひき小舎人なをしぞひるハそれとかりよるハさしてん拾遺集に山ぶしもかくてこゝろふつ今をてもぬらぶ物座ぞゆうしれなどあるを考へ合すべし

# ○空蟬巻餘釋

さりげなくすぐろにて

三丁オ 湖師 今夜のさまを語るべかりしにと見えさるにひなきなかゞら出まふ夜源氏とハ見えぬやうにしておそれ給なり 新 夕良ハのちやへうぎぬ姿にておそろしげなく光君のさまなかしまでしそく 釈 按に此説どもハこの事もをさなれをそくとあるよりかく考へらるゝなかめどいかゞこゝハ出ずぞ清めびおりさなむどのさまよなしで何年なれさまにめでおして出かけなきりさりげなれといふ漢ハやつそなどいふとハ見えてさあらぬ体をよふめてなきてぞありなむ

こきあやの

ひとへがさね

三丁オ 花 女房の装束五月五日よりひとへがさねをきさるなり此時ハさゝるよひとへぞをきずにこれをとハこゝろひとへ二つをかさねきるなり

ちさきのほく濃さハやまそやかるべし河海よハ紅のきこれとあるされさりいろごとおもて侍り 細 花説河海紫なるべし 釈 私釈もこれを紅といひそれまでいろありけり侍権云濃ハ紫の事いと深く染るをいふ今も臙紫（エンジ）とかへるなるいろさきまさ抄みに紫ハあかくれ朱を奪ふといへるなど拾芥抄にも紫ちらくるをのといへるやうの紫をやしかるに後まぐバ濃といひるこにかなるべく赤きに沈みていとありつきたるのこ井ものさせくく濃とあるこれこのいろなりその俳ハ某の濃淡こき（コキ）紫などことりりて物せる例く云く此説のごとし

なかくかあくんうへふきく

同 新 これあやのひとへがさねハいろもこくて火ちらくまさバてり合くまがハぬこさて何ようあへん上に見えてと云ハこ（コウチキ）まゝハ小袿（ヒトヘカサネ）なるがいのいとうすくて見えたがるゝなるべし小袿なるをハ下よ見ゆ 釈 伴雄云これおやの単重なめりといハ今めのさるしく見えとめまくるおもれをいひ何ようあへんとこハその

単重のうへにうちかけて着たる袖の色とも見えたれども一様あらしをいへるにその着たるを小袿とさしたる物なれば色もしろしといへんには下なる単重の色ハ濃とも何とも知るなし見やるハおしはかりやうハいと打とけたる有様なれバ上に着たる袖も何袖とも知られぬなれどもに見えたる文字のあやとみるべきにやといへり細流もこの説のごとく唯次がけにさしたる見えたるぬ袖のとまくられたる様にしも似たれ衣領袖口などより見えたるにも何ともしらぬ次なる影襲萩ハあいだしらず小着たるさまにて下に着たる単重の色とす（？）まづ着たる単重の色と見えたるはつけて衣の片袖なるまでとそれを推へてもいさゝか見えたるともすゞきまや又上に着たる袖も小袿の外に着るべき袖もあらしくバもひく小袿なるもとあまたバ小袿をさりうちかけたるハあまりにうちとけたるさまにて定めがたけれどさて右に挙る説共のごとく見るくあるべし

# のこうちき

旧ウ 釈 白き羅（うすもの）の単重（ひとへがさね）二藍（ふたあゐ）の小袿なり 傍注云 新撰萩のさうぞく単重も小袿もあざやかに見せたるハ白き羅に二藍の色のうつりひたる透かげと東向にくのるあたり見えたといふ文を綃せてさしくゝしことし萩ハ西の對よりさて今来る人まかくまぎハ客人なり故小袿も着たるなるべし空ハ上に着たる袖何袖ともしらいさゝかうちとけたるあるハあらじさびたるにやとあり 細 二藍なりふさへとも同じなりあろ（？）花おきを花二藍にて借る 花 こうちきハ唐衣（カラキヌ）を着ざる時表着（ウハギ）のうへに唐衣の代（カハリ）に着する物なり

# あざやかにハあるまじ

四丁オ 餘 安州冲云源のんなるべし朗云上の内よりハさしずりなりハ草子地なぐし源のんて下の婦君なまち

# つけくいかにもあさましくうちにハ

つけくいらじくのまふらくもつうしあまふハ草子地なぐらに君なまありていふさ此さだひ釈あるべし

釈 この諸本氏の説れごとく源氏君のんならぐら草子地より評じたる御なりて下のすゑしてものおく

まうとあるも同じ古注氏ハ脱文あらどあるべし其の中のさ六衣しがたしといへり

# おくの人を

旧 花 此時源氏君のおはすところハ東のつまどより西ざまに見やりたまへり母屋の格子のそとなる人ハ西の対の君なれば今ひとりハ東へむきたる方なるのさかりてみゆ西の方をいへり東より見まはせ母屋のちかくらうたくまにある（？）は西へむかれたれバすぐしく後ぐだらうたくみえまへし西ハおくのかたなれバおくのひとと見ゆるなり西の方おくに居給ふさまどあきハに見ゆる故にのちへむきたる方なるべし 細 西條なり居給ふる方の（？）おくなるべし花を考ふるに義有不審 釈 細流のごとくなるべしさて此段のすべてをやうを考ふるにまづたちかへりていひたし此侍すど戸にたちまてあらハ南のすみの间より格子うちのしのびてよくぬとあるハ源氏君を東の妻戸あるをたちおきて小君ハ角の间（スミノマ）此南の方より格子をうちあけさせて入らる事なり此格子ハ角の間の南の格子のごとくなれど下文のさまを見るに東庇のつまの格子とすべからぬをさるハ直（タダ）に東よりへいれバ源氏君のかくて内より見とおすべきハ南の方よりへいるなれバさて次にやがてあおくしていでゝすかれのたちまちにへはぬとあるハ妻戸の外より歩（アユ）みいでくわしう南の方なる東ありての格子と簾（スダレ）との間に入るべし此南の格子をあけて外に簾をかけたるべし次にこの入つるかうしハまださゝねど見ゆる小君がへつる東庇の隔（ヘダテ）の格子まで西にあけたる所より西ざまに見とおしつゝありて細流にまみえたのかたよりすぢかひに西の方に見とほしおもてとあるよりまで次にもやの中柱にそハめる人とあるハ西條の柱に側（ソバ）み倚（ヨリ）て西へ対（ムカ）ひたるさまにてその中柱ハ母屋と庇との界なるべし碁盤ハその内に据ゑたるなるべし古注氏ハ庇の方なるべしといへり釈考ふべしさて帝木に女達の後より出たる泉にのぞきて酒のむとあるハこの下に渡殿の戸口によりゐてとあるハ東の其そのまゝ長押（ナゲシ）をのぼりつゝあるよりいへる间に此西おもてまで人のけはひするをとかひこの近き母屋に作どいへるなるべしといひ又此の中をきうじれ

あるさふ人のけしひするをきあさやかなる人のかくまでするらとおもへんとのひ文女君ハくぐるの
侍らどくちすぢらひさるやとぞふみてなしらるべしとあるがく後ありせく御めのま中障の居る所
すれども 母屋ふて御ふ対面あるべくきそてそこよ新蔵苑もすむさ僧くかくして見ゆる時は
母屋の奥ハ東南ふして西北ふ端なるべしかく中障ハを奥の人とはいへるなり此後の手を長
源氏のゐしくかくしひやかてあけつるひとふ図を作りくおこをしれぬかくてふかいやまもげな
まハ右ふ此図をさながら率て御さ中の人よ示ちて常末君のさ湯をも侍のでふ記しくるなハ合せ
みんくたるをさとるべし

## きちみひろげてふれ

六丁ウ 細 屏風あるべし次の間よ見てあり 拾 今按 まで広げれあつさをもひてくろちかれ

げさる屏風もさしむべきことをきらく文字をみさる屏風をたゝみといふべらしぞて又とぢらうそら
られたゝみひろげふ。おほとおりんをひろげでと写し侍るれその由おハ風吹とかせとのはで處
締て火あるにハ屏風をひろげてといへる意も出せり 新 後ふ火ある方をさんへんよ彼ある
るさへ屏風をき、みよせく所をひろくしさそくてまづ向りて後和らおきそて火のちらさへ屏風
引きわちて入まじきなり 玉 屏風をどうさりくへたゝよせて筆のほぐ竹ひろくすらも又ひろげてハ風の
吹とおれへきさたをひろくするさふて もあるべし人ある方ひ さつるいとのへる便ハひらてしくさで源氏君
の入ゑみべき所をあそんさるく 拾遺ふさくといふまでいひて下ふ屏風をひろげてといへるを守まき
ありといふまでも御めさてさるみよせるかの屏風を火あるな方よ引ひろぐる也 餘 いま人の文をそ
今のうすべらく御座といふかの八今此言のでぎれもののおるべし 拾遺ふぎしふ言ともかなるをとりこれ
おのそして考るふ皆うみすれのとおつるさていまし人の家居ハさふ板すそりてませふすれさて
をきさて いの時ハ別ふ床あど張おくるなりしど しまらくべくても風の吹とれさんさめゆあて、事をを
わしひろぐるなれど後世の事をみるさふてふさての解あぜれ古への事此今のうすべりといふ物ある事八

別ふいへり 釈 伴雄云節湯の解 いまさ見さざれハいとしくの事ハ今かれうきぞべらくといへるハよろし
此中といふハ今の事也 でされどもといふらひし今の事此でされとといへる八字音ふ帖と見へ
是は源ハおましかくきん客人の抹する時ふ設る座あるを由あらずよ唱ふるふく以しも事
よれなれるの事しねどもまづ事をも設てその上ふ褥構あどをもちて座とさする称ふうちまゐせて
事をも床座とハいひあらへくさく○座道案ふ古の説ども御中の八節湯ふ事いふすべりあ
いへるを将たらとをもべし古の説み次よ事ゆうすれ抽あるよしの紙ども皆多く考さるほど
られさくて今ハ皆をがさから井する見るべし但し御座のの八他源氏の奔へるもうふかし又風の
吹とはさんさめをして事をかしあひろぐるといへるも八ひろげさらずとも風の吹とれ
べきことあら八かしこ風吹とかせといひ八ひさるハちとしても人ふ寝するもをいひせでとていへまで
ふそ事の手を見てあづらしぬ 了あるをやさるて文字をを屏風と見てられる説どもまだ
ひぐらしく上ふ屏風ともいそえしてゆくり多く皆ちみひろげてといそんものらハ拾遺ふいそれ
さるぐくわの屏風といさづくよ重あくそこあゆうる侍るぐさし常ふ八寝ざる障子口の板戸ふ
ふきてありふ事をもひろげくされ
さうとして中もおく通ゆべし

## ゆうの志もふ

七丁ウ 新 よるの人八寝所の上ま 侍女あどハさびて下にふし

釈 安案ふ帯生ふおげしのあゐふくふしていへるありとあると全く同じさ清ふあしバこて
も長押より下の方を床の下といへるふるべし彩釈の演座時とハいうかなり節湯中も帳台の
中といふ説をあげ又六窓彩記中といふ称を引て演座の事をといへまでども考さぐひがこしれ
いそらくハ中障と彩縁称と二人ゆるとも寝さる帝あまじバさらむかうしれ抽る入ぐる所さん
まハいわるしむれそのくしさをもあらし 故でハえあらぬ所あるをさらなくてさぐてんあらしるを
くんやさく御ぢきて 言の文の前ひさしふさるすとハ中そぬものそや○伴雄云中うといへるは

母屋一間をかくしをりて母屋と廂とハ床一段さかりて作くまへり
廂の間より低し半蔀を撥上げれこまといふ人の造作のさまなりけり

いせをのあまれ

十丁ウ 餘 伊勢すゞか川いせをのあまれすて衣きにあまえつりとも人やとるらん 後撰恋三 伊勢物語
集にハそびらむとあり同書志やおまきぬうりとせり詞書に女のかたにきぬをぬぎおくりて
とかくつゝみとてといふことの
もしかしてよくかきかゝり

うつせみのはにおく露の

十二丁ウ 玉 此哥ハ今の本にハ拾遺 まことにハ全篇 伊
勢集にありといふ古本にハあらぬにや今考ふるにあしとおもふうつせをもおもふところの
ここぎこしバよろこびなるにやおきとも此歌のこゝろ古人此ばえ按ドクるとふつり今ちふま
此哥伊勢集にありとハ河海に見えたり後の注どもハそのむとをバ記さでさだしして
ここに河海によりていへバ伊勢集にあるよしいへるもさらにさて河海ハ古哥をおぼえ
書どもへしいまでるとびあどいと多かればこれもおぼえしらべよしてもや此哥ありしの
集の古本にはなかりしとも定かならで此物語の例も古哥を今のにまして入まいるおそれ
むに御法に他の物語此さる後どもをあげしまこるハようなし又これハ宇津保の絵にふハあれバ
此所よおもしまバ伊勢集の古哥をはらう紙のちしに出そへるとへいへる説もとるべし
此ふるをあげしるやう書ぐ宇津保此あしこふよあるさ法にして少そるこまし
まへく此物がたりのやうある古哥を全く一そをあげるやうの傍ハあれどあるをや

○夕顔巻餘釋

六条わたりの御しのびありきの

二丁オ 河 六条ハ秋好中宮ノ母儀前坊御息所の在所之中将御息所貞信公女前坊
御息所後に重明親王の北方になる此例を斎宮女御の母ハ大将女以下一同也 伊勢物語
にむかし右のおほいまうちぎみいますかりけりかも川のほとりに六条わたりに家をいと
おもしろくつくりてすみたまひけり 湖 前坊ハ保明親王 謚号ハ文彦太子になぞらふこれ
延喜の御子春宮にたちたまひて早世之北方御息所ハ中務御息所貞信公の女になぞらふ
これ保明親王かくれたまひて後重明親王の北方となりて秋好女御をうみたまへり此物語
の御息所も大臣のむすめとありてこれに準拠なるべし 岷 前坊とハ文彦太子などのごとく
春宮にて位につきたまはで早世したまひし人をいふ 保明太子の早世し給ひし事ハ小一條院ハ春宮の位を辞しまふ是皆
前坊といふ 新 保明太子の事ハ前にいへるがごとしいづれにてもあるべけれ
どおもてさることふハ

ひがき

旧 釈 檜木をうすくへぎてこまを組合せて
垣にしたる物なりと花にも見えたり
あかねバんあり

しとみ

旧 花 下ハかうしにて板をはりてうちへ上にしとみをつりて外へあぐるやう
にしたるを云車にもしとみとてあり上の蔀だちかをあぐれバ半蔀
とハ名付るなり 細 後拾遺雑一月のあかく侍る夜しとみをちかく女どものゐて侍るを
男よのしんあどいひよせ侍りけれバよき人もなく後としてあまてるやどくいひおこら月
よりほかの人をいるべき 餘 和名抄周禮注云蔀音部字亦作蔀和名之度美覆暖障
光者也とあり これハ今のしとみくしとみハこれを半ら上の方へあぐるやうに作れる物を云

## まのうてれも

旧ウ 餘 何さんよまのうてれも八重むぐらしげれる宿もふさうり
こそ秘め此歌六帖巻六むぐらの歌にありて見るべくしん中に
とせりめとら八万葉集巻十一に玉きるゝ宿も
何さん八重むぐら覆小屋毛妹與居者（オホヘルヲヤモイモトヲリテバ）

## きりうけびらつね

旧 河 紫明抄に公良三位が説なりと
とて秘事げにいひされども丸あやち紛しぐるゝ大嘗會のきりとしやといふ物之今陣座
のおにゆををゝ裏書云へいのおおひを切りうけてきりゝる之俗にへいのおおひをきりうけといふ
巴 かべにせん所を板にてかりてめにきりうり大裏などにもありがんぎなどのやうに板のかく
きりうねり 餘 宇治拾遺に水干のおやしげなりうるがほころびたるをきりうけの
上よりあげうしてうく更科日記に実ちらくなりて此づしにかりそめなるきりうけとい抱
きりうくまよりの丈六の佛れいまだあらづくりにれいするがほぞちり見ゆしれうの大和物語
此大徳坊ありける所のまへにきりうけをかんをさせてるらぞうりくづに
かきさけりる離する所と板をめんとうぞてかちさて垣のやうにせし抱之

## ずゐじん

二丁オ
釈 随身八字のごとく身に随ふといふ義之執政大臣より左右大将などの召使ひ玉ふ武士
を随身といふすべて唐ぎぬの御制度の時にハやんごとなき人も文官にて兵器など帯ざりしバ
路次の警固此為などに衛府の武士を賜ふ事をも兵杖を給ふといふ又ハ執政大臣など
よりまさるゝ近衛の大中将などハかとより其府を司りなへバ随身を召使ひ玉ふなくさて
随身ハ太刀を帯び弓箭をとりて先駆（サキ）にとちて非常をいましむる也

## こゝろあてにさく

四丁ウ 新 神しあてに源氏にて おりれらんとおぼゆるハ
そりもしるかる哉良あまさバとさて此哥ハ次の詞にいふにけきえむなどいひきちらふと云且
夕顔上の程かくさしまでるゝとすべき女とも見えねバ女房のよみて夕顔のかさしなるべし

あそうらにまるづきらまさバとゝのゝハ女房にハおもしじとおがや也 釈 此事旧説にもさぬぐるよ
浄きうしれうると眠江入麦に委しくとられうまでどもけぶらゐる入いさらんハ能り委しれよき
とるべししてどかの書より謝しも
あくて此さりとのとしえでまべし

## 揚名介

五丁オ 秘 今案揚名二字諸國介にかぎら
べうしまで故に揚名関白と清慎公ハ
のたまへり又揚名掾揚名目ともいへり揚名ハらくにぞ名ぞうりといふなくしんへバ字安にお
ほきうれども職掌もなく得分もなきをいへり或抄に揚名介ハ不給籤符と見てさう
官符を給ふるなどよりてハ任へくぶりて吏務をもちふべきさ之寛弘二年除目藤原維光望
揚名介申文よりて常陸権介に任ぜらるゝ近江貞和二年除目執筆後普光園摂政自給
申文に藤原良清望揚名介とありて山城権介に任ぜらるゝ是も先年執筆の自給に
申文を献じて常陸権介に任じ侍りしらく 拾 つまびらかならず政事要略に揚名目あり
といへり介と同じとのたまふ掾あまさバ揚名掾といふものもあるべきことなりとみゆやうに
かみてなひしに揚名向きなかひまてゝるぞうして掾の字誤り歟續古今集雑中に云
源氏ものがたりに揚名介のことを尋ねたりけるをつけ侍るとてやおくりける前参議雅有
世らん好く語りもよよ夕がほの宿もありじのしるべともなまさかべし 丹波忠守朝臣
いかでかよそれうとぶりつかへさてぬ 定まらぬ夕がほの宿 揚名介ハ所得もなしかりぬ
此事ひさしくよりは白なりとき 釈 年山紀聞に薩戒記中院定親卿日記 應永三十三年三月廿七日
除目の處に云今度右府臨時被申之文揚名介申文也件文云被任常陸介。正六位上
藤原朝臣國貞望諸國揚名介。應永卅三年三月廿七日。同廿九日記云揚名介事自院
以葉室中納言被尋下云揚名介先例任國并請文等可注進者此事迷惑凡任國
者山城上野常陸近江等之由見抄物此事大内記為清朝臣後日談曰上皇就揚

名介事被尋御少納言良資入道常宗常宗注進五國其時被散御不審云々此事
若以源氏物語之説可定一國之由思召處今度申文望諸國揚名介云々依之御不
審出来欤云々或古人物語云圓明寺関白見物賀茂祭之時山城介渡之由人々称
之圓明寺殿被仰云揚名介渡ルニヤト被仰人々聞之其後諸使等渡大路之時又同揚
名介渡ルコト被仰了揚名介ハ秘事也而無左右山城介渡之時被仰出忽覚悟為令隠揚
名介事後々毎度被仰云々此時以来人々皆揚名介ハ知山城介事ヲ云々とあるハ賀茂祭の
揚名介ハ山城介に限るべし源氏物語のハいづれの国と定めがたし右の諸国此例あるべし　已上紀氏伴雄云この
紹り物語あまたバしらぐあるもの沙汰もなきをいかん論までに普するあるべし
薩戒記の説いかゞ圓明寺関白賀茂祭を見物せられし時云々とあれハ既にその頃ハ
諸国の守介掾目にされ有名無実の職なく揚名なるをなかに為例のまゝに山城介が
いろめしくそうぞきてわたるを見給ひしくあの掾ないろめしくして渡までも揚名介なれ
ど詮なき事よとおぼさるにハ嫌慨を含みて仰られし一時の詞なり後を其の詞によりて
此時以来人々皆揚名介ハ知山城介事ヲと記せるハあまりに過たりさて揚名介の任国を
上野上総常陸近江に限るよし记されたるもいかゞ何国にても無実の職掌なれば皆
揚名なるものをとや為章が年山記聞にいへるもあやかりけれ又云揚名ハ薄まるに揚名ヲ
於甸奴ニとあるなどにもとづきて名のみきこえてハ有実職のごとくきこゆ鄙の者ハ心得べきの
よしを含みてつけたる名なるべし　頼業私記に故信西入道云揚名介ハ正権之外介
也不預公廨云々とあるをもてあきらけし又揚名といふ事ハ小右記に揚名関白あり九條
相國除目抄ニ正六位上加茂朝臣忠信望揚名介寛弘二年正月五日正六位上藤原朝臣維光
望申諸國揚名介寛弘二年正月廿一日などみゆ又宇治拾遺物語にも使のあるにそのやうめきたるやハ

くらゐにつかんとてしあるハ揚名を功に申立んとするにやとの義にて揚名ハ新功になる
まじきを云並にするにやと思ひゐるくらゐハ功なきに職にまをさバ五位のかぶりなりと
あり印本よくくとあるハ誤く又同物語初秋上にやうめいらうあるくにてなども見ゆ考合す
べしとかいへり　已上伴雄説　やうめいのすこし大らぬ右の説ともものゝしらで名のみ揚る介といふ
義を称ふを解除に揚名とハ孝經ニ立身行道揚名於後世以顕父母孝之終也とあるを
よりどころ文字とおもはれしハ学問ありてさて安に任じたる人をいひけるなるべしとく
書生よりなり給へる安人を皆揚名といふめのごとくいへるハいみじきひがことよしや揚名
の字をバ孝經などより取られるにもあれここにいへる揚名ハ半の意いとく違ひたるもの上にて
出たる諸記の文をもて知べし又我秋に給料を締ふさゝめに
そのへ人ハあかして備わく名のやうにいそれたるハうらゝ人のひがごと

めう
よりてそえく

旧ウ

新　よみそゝなかゞしの夕ぐれにまのなきくく定むるハいかにぞやおぼつかなくて見よりとくに　国　なのさ
うちまかせて八源氏のごとく伴しうちを又名に小臣の句がなくよりゑんぐるなればあきんなど
ゑべきに見えつるとあるハ源氏君のみづからの見えのへることのやうに思ひなるハ此なにかくハ
られぬ筆のすさびげに見えてし女どもをさしてみこ臣の御もとへさるにもあらんの詞ハよのこ
かずならぬおりつきながらたとへをバこゝなるくらゐのあちらへして答るも御あることゞもそりし
但初二句のさまハ源のごとくつかへる方まさりて侍也　釈　彩粉にあらはしてえんよりといそれる
ハいかゞ旧注いづれもこのさまにすてあまた近づきてあとどあれどよりてといひさるハさて近く
えたりてといふさまのにふてさるさまでとはやく小梯の説ハことゞりあまでにたりな女の源氏

まんをとんつる
よりしわり

かごとだにうわ

七丁　餘　契沖云栄花物語にみゆるやうなる女房男なん
オ　ぞうんのうすさの志びしどもかごとだにうわ　ひさ

ゆひつけたり古書に記せる事のとゞけるこれにあすぢ(?)かくだものあれかなしひ
て中ゆ雑々記六帖あづまのこゑのはれなてあるひとちゆびのうごとだらりもあんしんと見よ

ぐふたとこがまのしうさく

九丁オ 国 ぐふとは中将の源氏君に並することを似つかはしく見ゆると見えてつまあるたをことわり
とおかせる詞也 釈 この説はあらじこは中ならるわくしゃ実体なる長者をかくてうつく
見えはぐふに承知しそこしかましくゐてづしまてざくとのあきまてぐふはふあぐりなかまま
しえをうけて
ぐふといへるなり

むすめをばけるべき人にはつけて

同 細 称瑞蒔をばとゞめ
金ておかねにあたえ了
筆あり 釈 案ずるにさるべき人にとある語談今既にかねにありせつることは汁のむすぐ給る
べき人にむけて国へ下らんとするものことをさりければ人にかたんきていしはう了りくる
我人かね移つらしひ
つかさりとらんべし

ゆよりひのあともふまじぬく

十丁オ 釈 この御息所の御散
の事は諸抄にいちれらる
ごとく桐壺に十六にて春宮に参りあひて二十にておくれ奉りたるは二十にてぞたぐふ 又
このへを見んれひとるとある八源氏君廿三の年なれば見えたりし八源氏君十七の御息所廿四にて
論あり 在に似たるらくとはいへりこの桐壺の詞につきて周防国岩国の家臣千邦がもとより
同し里の春田正覇といふ人の考ありとていひおゝせるものを聞に見にこゝに当つくそはかの桐壺
よ申の時に御年十六にかまへるにつけても父おとゞのかぎりあふさす
ぢふおもしこゝろざしていつきなりのみしけりさはらりて末の世に肉を見るあふにも拘
のくはゆたるをばおかまにあかさる十六にてさくとあるけ父おとゞのかゞりあたえてぢふさく
とあるを見るに御息所をつひに八宮后にもとあげして春宮の御妃になりうましかるべし

御年十六にて春宮に参りたまひてとある八源氏君九才の時にあたれバ朱雀院春宮にて立
まひし後也 桐壺巻に源氏四つになりたまふ年の春一のみこ朱雀院春宮に定まりたまふとの
あれバいかゞなりし未詳 春宮を辞しあひたまひし後に御息所参りたまひしにやあらバ父おとゞ
どのかぎりあたえ給ふとおぼし 年齢まらかでゐらるにやといへり ぞふかくいひつめてく
見る時は何りぬしのあやまちに似たりかやうのるは似る抱負のなしひまことなるらんやまで
ハさしも深くハ思ひ構へられざりしと見えてなりかゞしき事どもあるにてぞ八
大かたにみるつべし 但かゝるるをも見出れ
さる春田氏のいちつきハいとやらじといふべし

さぶらひわらハ

同 新 既に廊の方
なまさハ源氏の
を習奉のあるしくをしせなふところどころきらしめたるるさしぬきのといふハ地紀をとらん
とてさざこと思ひらんでとく見ゆるといふさこみ乗バ是故に考に見えてゐるかのくとち
まゝバ女のきらしハてふハきらし 釈 指文めたるといへる八帝の姿形すすてさしぬきの
られるのかハあしむて右の説ハいかゞ 餘 楼良に池の汀ゐやへ飲八井まのきさうにて
おしばらんきこさるタでるのをうしさ浅ひとうりんのかもあうねバさかひらへのを
うしげなるがちひきにして一枝をしせ弥ひて源氏のをめれ汁方にむてかゝれのへ直バと
さこまさぶらひらハとハ楼花の大ねれつらひ
まゝるきなかりくゝも源氏のきらハなるべし

ながを

十二丁オ 新 方紀に十六に楼のち
の長きと侍れバ殆ち
く建さるもに屋にて今いふ板んといふ棚のごとく高く西らをしるるべしそおに桧垣
して上に又間さらり半蔀ある二うしるるへけれいとむゐくしかゝぬ作ある戊五間
ざらり蔀をあぐらんハ
七屋あることきつる

右近の君こそ

同ウ 箋 右近とハ女をうやまひていふ詞
女嬬 ててとりやうこと 湖師 右近とは

人をよびかくるとていふ詞なるべく 揖 今ハ人をよびかくるとていふ詞といふ説ハ誤なり此の説よしと思ふにかなへるもそこといふ詞もおなじ詞と見てさり後拾遺にすすめひこそといふ女の名あり定頼後拾遺に地蔵菩薩をお掛けにのぼりといひ花こそ名ハ地もいさりされといふ女房を無病にて題にしたるとく花こそといふを女の名とのやうに思されけるなりありたる拾遺にも定頼の家にて花こそとあり 餘 うつに拾遺よふじなてあてこそ実花拾遺なれさわしのよかるびよおもでてあおきぶるへこそ落ぐふにおほでこそはかのあはれさわり後拾遺よくてうちといふも同じ詞と見てもう撰集ある成詞におもでこそお主殿中務り方人此君の歌は少将にて中将や今は中宮の意へ抛へまうかるる後にも志さうのくあひうわるる銭とりせ侍るまバ上東門院よ侍るすきひこそとる人中にといひたる法ばてよめる源縁法師 名をさくよりかげくもうつたへる人いふにしてるハあめべるらん清少納言にうらみてそまつ拾遺さこそらん 釈 右の説ども人の名につけさるるそこと辞のこそとおぼへるハ是ハもぞてらこハ辞なりむげとぞおもるをそうり出るるさあり人に問ひばうけあひもていふにぞ八雲抄なかにもそのさにて右近をはうけて右近の君とてまづ拾遺さくといへるもまづといふさんを付べし他の女房もあれど第一よ右近をとりてみうくさてその頃ひハ女人の八なり次の詞に中将殿てそといへるこそもかづらきの神こそといへるも皆同じく末にぬまへ連などまとといひて結びたり下に少将てそきこさへやとあるも同じくこそハ女人のへてに結びてとのしたにいひすておやおもをつらねたる文法をはず詞むやとふもしをそへてよみうる例ハ誤なりかくてハやおし激辞とおかてうつりけるにてえまだばりくみるおさ清ふら分けてふとその格にもちがひされバうらく誤ありさてく人の名につけるハいかなるをもてつけるまにもまくもをそえて

中古の比ハ多くらるのにてくてそといふもちからそて中ころハさまでもこそあるハ彼くハ別かうあるをおしこみてひとつに貫るる八雲にしらしたるいくさこそあててこそすなはちひらそなどの体にていそぐとくとも右近をといひそではなのかねを右近の君こそと君といふとの下にいへるにてもうやまひ詞にも名につけるにもあしぬるをさるべし

## いそぐなる

ものハ 旧 玉 花宴あさ日におこりてさむふくるものかならずふ月秋まいでく待そきるもの八世の式部など花ノ宴ハふかきものをなどありく合をさて必ずものハとものうとこつなくバとうとめうち一方ハ字し誤なるべしさていづれ正しかりしと定かにめのかれなく正しかるべしかくて是ハ字のまにいきやひをあはせてつのくいふ詞く 釈 宗花拾遺んそぬ花のえふ月かにあらたよ造るふてくらへるをおもひそるをおどしけれんとおぶしたきこてその拾がゆうやといふ拾そさうくしおもひされバ此そのそでよりやハとかりかなりとある拾も小拾ふ门まてるるに宴ての例ありこれも一本にハ拾バとありさてこのかの辞ハおしとうかてりへう縁の辞ふて花宴其るハみかかる月秋に似る拾でおたとおもてくるをさこぶめふくる拾がとあまバ来るともやくともおぶつるあたがやうくらあこぐ母ふくるさ清と推量りてがといへるく宗花かるハおく中れんとおぶされし清系のんをおしそうりてがとへるく方みのりておりへバ呼んそかるもかるらびみの誤ふて月秋よ出て待そさする拾がやり秋よらきて入にあるりとされへるよしを待そさすとて立出るんとおしそうりてるなるべしさらでハかくてハ中おからし御まちバこてもかの誤なく拾より落らるをおしそうりていそぐる拾らといへる事もあのまゝ待くらハかくても中もるぞさるハなるぎ来る者ハのさまて拾らんとらくいそぐらしすて出雲へ来る女房をきて者ハといへりとらしてさかりのあれバ左のまゝ立てあるべしされバ右の例とハおなる詞なり

## かづらきの神

旧 餘 清正集 かづらき やうあめにぞれし

志ゐておもひしらさせ

つぎ〳〵しきにうしもそこはかとなきのかつらきやうなるの
はぎもうしろめたくふれてしハやまぶきあはれなりけるよ

そゞろさむくなり

十四丁オ 釈 一本にしひてをさへしのびてとある八本もおなじく此さか猶しきへ年ハいとまさりしき御ものゝ
この君へ源氏君をかよりせ給ひへ年ハいとまさりしき仲のさゆる
あるをもてしひてとへるもよろしからんとて今ハその方にかはつきて源氏君をかよはせ
まゐらするのかたとかの夕顔上ハ此中将にあひたまひくまさへいでたる後なるを
さびかの空ゆゑ君此あよりてそあるまじきのゆゑしこよみでてもひくてまつゝめしつるよ女房
をもあるよしとおもひすさなかにて、ゐるかおもふを憚ててこのけさうをなしてなをな
ゐるハ夕顔にみかよりしるらん又その女房にとよりしるらん今おもしろさかくなれどいづれまてるも
源氏君よなきらにねもしれさせそめんこともハいとうらなる中の情にいとんやうへ人のさ為を
考るに物けに人をしつめて顔をかくしてかよひあつるをもやかくてハ心のかに女のうけひくべき
さまなりハあきまされバしひてとゆめるかこるへなふ似らりかくむつまじき中の情ふるあふこれ
を妻としくかんまハいとしくるしむべき事なるをおもて次にはなどの事ぐさし〳〵それバ是いの
かし〳〵て〳〵て宵ゆてるとかん人〳〵をつけてよく〳〵考へさするべしさてかくあやしげにつきなる
さまでてるハ皆変化の形をあらはさんとて
さまとかくあやしからるゝ源に抄されたるに

あかつきの道

日ウ 餘 清に集らぐるの
のかうすくふくふけ

ゆけバかひてあのう
きあるこされたる

あしたの露にことく

二十丁オ 餘 あ朝露貪名利夕陽憂子孫
去来集よ見えたり又此仮名の歌よ

消ぬまの身をもしるかく朝がほの露とあらそふよ我ぞかなしき
玉葉雑四よ載たり

何ぞとむさぼる身のいのりにも

日

新 此内ハ皆黄金なりといへど寳を後世に寄べき敷をとおもひくと此時のおもなりけん仏て何を
むさぼる身のいのりにもと八出りされど当来導師と帰ふるりくハ出世の事をいのるおこ
あらざれバいふ化をもかゆきく貪ふとひとくおもおもくしてよみ侍らんに
釈 むさぼる、上にいまてる朝露貪名利の句を思ひてかきたるなるべし

あまてらすかたのうへ

北一丁オ 餘 低江入華よ捨まて赤貧三秋何ぞ院にあるまとるをあ秋未と
いふてとは人しとつく仍りてさこに更愛法門八まむかしこころぞれる

やどのさびしきにけん人でそかんで移

秋ハきなそり 釈 そハ秋のなごりなるべし

おきながの河

北二丁オ 掌 水原抄云又奥中河とあ
る説八大原にあり所とこの
歌ハ万葉に寄二十にあく拾芥奈我河波と出り日本紀第廿八云男依等与近江軍戦息
長横河破之延喜式第廿一諸陵式云息長陵舒明天皇之祖母名曰廣姫近江國坂田郡
これらを引合せて考ふるに近江國坂田郡よある息長河なり万葉の歌に奈我と出るも長よ
ても河のねなりにあり八なそふて息のなかにならめしば枕詞よおけりいさゝか万葉のふ八
おきそれ風ともいへり延喜式兵部式に近江国
横河驛いの横川を息長かあれバ息長川といひしならん

べちなふ

日 河 李部王記天慶三年
十月廿七日巳刻冷泉院
別納所失火此外諸院多在之別納ハ別に建たる屋なり別納なく大饗おこなはれたる事あり
小寝殿あり新橋中に別納と云所あり又大臣の宮にある封戸の外に国より納物の来る倉りそれ
を封戸の別納といふはむまてに銭りその納物ある方に曹司をかまへて住なるべし 釈 べちなふ
をハめく別納物を入おくよりおこるなりめど後世なる八必しも然らずいの海の説たかくなるべし

はくゞめのなどまねし

北四丁オ 釈 或抄に生れ人八御上人とて清陰膳中にいんを
まちまく〳〵おふとりつぐはまらあひ所あれバと

いへり初に惟光ハ御供に參らざりし惟光をさがし出してさて御菓子をまゐらするなり
とみゆるハかゝし上に御まうけハなかりしとありし八朝のわざれをとれハや夕つかたの
事とゆるして上に御まゐりにひもとく花ハと云ふもありてさてかうしひつゝしけとあるも御の
わざくハゆるしぞさまでハこハタづけて惟光ざつみ參りて御くだ物をおまゐりてなりしとみるべし
あしたの御かゆかなハさもかくもして參らせしなるべし下にかたみにさぶらひて立てと
いへるをもなりへさてかゝるすを御なりに委しくあなぐりて御さたるハ忠ゝにるをもてゆかし

なく照りかゝる御ありさまハあまくなく

おぼろ

旧ウ 玉 こゝまでハ源氏君のこゝちとのうしたまふをのさまへりとゆるしたまふに御字いらで後に誤りなく

加へたる御や 玉補 湖月抄出その御説と見てゐる説よしさてハ御字誤りよあらず

上の事をとのまゝへたる也源氏君の才の上を申まうせしくさゝひのふましにとも知られあるらし程

誰くも名を申のりぬをとらのうちられへぶんと云ハ

のまへるくと云へり 釈 さか基が説のごとくなるべし

をうしあなたゝる女ゐらく

ウ 廿五丁 細 此 息所

釈 こゝまでの説どもにこの変化の物を御息所の怨念と見てまでるハ葵の巻にゆるもく

の念なるべし 万 御息所のうへ源氏のやひくべくすくるによりて邪氣に成りまゐるにや

おしあてに定めしれたるにそハまづ此そのもとめに六条わたりのこゝと出立つゝろ深く

よみのこらわれたるのハ見てされど未いかならふ人ともいふすとバあらはさずたゞ六条わたりの一人也

やんごとなき女におはひすさ侍その心にへよふにさし夕顔のすハ係よ出来たるすにて御息所の知

るのみべきやうもなくバ怨念あるべきことゝてらりかしさまでハ唯にあらぬる院にとゞめる変化の

物の所為とのさ見るべきしなれども六条のすもそのかハひとへハ云うてる出づるさるハ此出これ

神をかしくされるよりして御息所のおとらぬ此上をもおふかりしけりて



こゝにいらて御息所と夕顔とをさひくべきすゝむとをいへるなど又物のけにしもめでしと見えたり

きバ云くと云へるも全くかの御息所の事を源氏君のいとゞりしく思ひ出でたまふによりておもふ

を見てたる変化と物がりたる出のるなるまゝバ也されバ光院にすめる妖物の御息所の名にかりて

源氏君の思ひをそれの夕顔上の物がちたるを上なるを見せりてつゝそれるさ御なくハ

心得べききことなり回説のごとくなしなれバたとしげなる女といそがしくて六条わたりの御かたさ侍

なる女のなどいそでハ云よしぬらぐさてあるこの下に引きてたる江談抄の河原院の准據れ

るをおどろぶにたる物怪の世にいひふれたるを見さまてらりとハ見るぬまどもまたふゝけくも

中くに御息所の怨念と云ぬるすをバ見るべしすべてこの大かた此源ハ此光の末に源氏君の

夜に夕顔をとりてのひしおふにあらはれし所によりすみなれん物のもれを見えいはえん寺よりにかく

なつあることとかゞいづるもいとくるしくなりんとあるが作りめしの云とゝんてこの変化此年の

源釈のごとく詞にそをつけて味をあるべしそもしさも変化のすの此一段よそふかく作り出る物語

あまたバいさ源氏にもめづらしくおどろかし書あさるべくをさハあしくして皆源氏君の御

心よりまうみたむろへすへるさ院にかゝまてるハかのかくつるよいそ在る妖ハ人におゆておどろきなど

いへる数のことゝりをとふらく也ひとさる物とものしてこうしくまひらすめていらるおそれとも

気色ねやすうにするまのぎしハされつるすべつひかくれども

めでたくして作りめしのごとくにいるふかきを見んれふほまり

こゝやあることとなにゝ人を

旧

細 夕顔上ハ三位の中將のむすめ也素性もさるよしも知れをかくさせるもなれとハいひかくせし

釈 このほかもあまりにあやかりゐの人る説出てゐらしとも此花のにも注るゝ小橋のやうになるべし

侍るをしてゝまぎしこるをつくれ

オ 廿七丁 拾 万葉に篁曰樟言つまびく夜音

のまゝ音にもあへなくしるぐれなきらし

よしも日十そや人のゑをおよ秋ぞ忍いちじるく我名をいひてけりなとのまん

むかし物語にて　廿八丁ウ

河餘 江談抄云。資仲卿曰。寛平法皇共京極御休所同車渡御河原院観覧山川形勢入夜月明令取下御車畳為御座共御休所令行房内之事殿中塗籠有人開戸出来法皇令問給対云融候欲賜御休所法皇答云汝存生之時為臣下我為主上何有此言哉可退帰者霊物恐抱法皇御腰御休所半死失顔色御前駈等皆候中門外御声不可達只牛童頗近侍召御牛件牛童令召人々差寄御車令彼乗御休所顔色無色不能起立令扶抱乗還御之後召浄蔵大法師令加持纔以蘇生云法皇依先世業行為日本國王雖去寶位神祇奉守護追退融霊了其戸面有打物跡守護神令追入之跡也又或人云法皇御簾中融霊参居檻邊云

釈 この物語そのことよりいひ伝へしことなるをききてふかくかれさるすけ法ねのごとくなるべし但しこの事ハ物語とあるにハひろく昔よりの物語をさしてかしもいし物語のことに事まハあらじさてハ物語のやうなるをさしていへりしまたしくいさるかのかりバ奸僧どもの融公の霊に託ておどしなどしたるにてあしくさる事のさをかくあるらげにくるる法師のさはかり

いのちをうけて　卅一丁オ

餘 捨遣集悪世に何をきんにいのちをうけてちらひろんいろぞやとなりの

この上句にの作らり

神事なるほど　卅五丁ウ

新 延喜式神祇三云凡觸穢悪事應忌者人死限三十日自葬日始計又云觸死葬之人雖非神事月不得參著諸司并諸衛陣及侍従所等かかれバ九月の神事をさてかりて今よりぬ事しざるようなされど神事あるはなくてふ文末をさりともみ

かしこくめとゝめ事せのひく　日

えびかし石清水の八月十五夜の放生をいふなり又八月の神事ときこえなず

玉補 ある基云小櫻いかごこのかしこくハかくげなしの子とハ兵ぐおかうある源ぞ神にあどいへるおみかれうらあり伊勢物語よむかしをとこ女いとかしこくおめひろそてとんおかりそけ又同書昔かやのことよとみそおちしありけり女などおぼしめしていとかしこくめぐこはくりあひありけり大和物語つとその中納言のきさき十二死にこの母もやさん所をうちになりをもちぞみよみうどハいかでおぼしめすらんなどいとかしこくそひなごにあてうるあどこの介あまさいうり 釈 詞の例ハ此説のごとくいみじくあどりのさよつるひそかりあまでもかしもおうちのうしある詞にハあしくげけなきハこれ忍らくかしこげなんにこより出て帰りとるるぞそこの事みさなかにさくさ侮ぐかなよるすいみじくといふ詞のごとして八帝の源氏君をかくおかさぬ成ひしのと中将のかしこくとのこきへる事ともあかけの家くれ小櫻ひがことなそあいしび

さらに御事なくさなりせとそく　廿七丁ウ

細 ことおくハ無事之義あく御法せよとく 孟 眠 葵礼のるすを云法くうへとのことへど何ちまくあくもべきをもあしび我に任されよと惟光がゆへく 湖 御史にするあくあかぜとハ史よこともてしらすひそれこそあせとうさやうるは八のあへど惟光が法おもこそ先だ一毎びるゆてふづらも此ちよあこの義に 釈 ことあくハ細流のごとくあらへし云つくらへとのこきへどくある頃ハ語勢をてつ湖月師説ハひがことくさて跡すに分おそる小櫻の説にことぐしく志待らべきにもあしされバんやそうしとやむくとあるハとうらだめりそのおどのさかなのるへどとあるどの辞ようちけて何うといひたる語勢にもきさとうがいとうかりく救さるれバとあるぶすじの救あどをよくし あぢりみべし 紙江孟津の説のごとたさとやすゆるく耕よく考みべし

川の水にくちをあらひて　四十二丁オ

拾 敏達紀曰於是綾糟等懼然恐懼乃下泊瀬中流向三諸岳歃水而盟曰云々

釈 こゝハ清水の記者をおせんとて手をあらひくちをすゝぐ時くちを洗ふ事ハ今の人もするわざ也沖の物ニハかゝる無用の事もおほくあり

くゝりして　四十二丁オ

河 清少納言枕草子にふくいとくゝりたる男の白張きたるとあり 源光行俊成なとの中読じて此抄後の句を切るとさしたる時こゝは
いはりて手をおさへて右近か泣の時なと又隠密なる服なるべしと申されたるに清少納言枕草子にもありとてすこしもあやしきことはなし 服の事をとゝる所
ふくりとくゝりさしいと云ハ衣なるお通の字を通用つかへるとしたとへバふくらまくらこと思きこゝ
ろしく 明 花説ふくりと肥てさとさんとて 新 服の事にといふこともりとかく主の同じ
くいふ事なき服なりけれバ初参を論じたる物にあらしバ出かしあふとてもおもてに出て人目
になかるべきにはあらじ人なふ此おもて衣なりけれバ是又論ずることなりしこと又ふく
肥ると肥てもふといへば論にもあらぬ説也 餘 今の本の枕草子にハいろくろき人のすじ此
ひくくゝりたるとあるくふくりとくゝりさき男の向ききたるとハあまりむつかしき事にハあるあらん

釈 此段の旧注ハ終の衣かふにあるべかる説也新釈の弁いとめでたし又引出たる枕草子の文ハ
終のおかしさ人するさなるべしふくりとくゝりさき男とハ何のすぞやさしふ衣のさまなるべし
すべていとよし　けがしひいみ給ひしも　四十三丁オ
ひがことなり

新 穢をきらふ事あるを夕の死に僧忌ハきるべからずと只穢をいふなるべしといふ
いふべしされども格令を以てこれバ忌るべし様の日数此
其の定め給つくし法師の立する日まで数をゆるべきなり

法名かくしと　四十四丁オ

湖 一説此法名がくしと云ハ源の事をかくさんとて物がたりに大方さ源と云ハ推量してされども
ふくみびのかる小名を顕しつゝぬにてとハおしはかりつもかなし名聞にもまきらかし
と云ハ源の一旦の事よみむすれバとてうやうまいうちとけの心ハなきよと夕顔のいふよ
源を恨みまひしと右近か申さく 釈 此説大くたがへり中将ものく夕顔の物にいはく
いたくおそれしくさるにかくしやふにふかくみびの有に名を顕しつゝめならぬにてとてくゝ人ハ
非ちきうち君なる小將かもかゝる小路に通ひ給ふ事をつゝましくおぼしてなをバ顕し給ハぬ
事をあやしく思ふと同じく名を顕で今の文のうへにさらさりて見てまで名をかくしめくども源氏君
なりと云人あらんと推量しまひしといふなり又源を恨まひしといへるも相違なり只
ひとりなりと思ふにむかしのこゝおるをやさしてこの法名がくしといへる伴云いとめづらし又さだかなり
まことわかくもまぎらはしけれどされハ下に出たる給ねどゝそいひさまばかりなるやとまて
めぐらしバ今よりいとあはれ今の源氏君なりと思ひあれバ
かゝもそれに付て源氏君ざりの人との事と知れたり

すゞろびのひて山深ふ　四十五丁ウ

餘 此世相傍するさびぬ今かぶりもの山ぎとふ身をかくしべきわさなりけり

されバよと　四十六丁オ

湖 聞し給ひ人バしやと思ひのひしれたれバよと思ひしなり

釈 或抄云おのれおかれ人の此申ねのかたらしさあかつきかほしくと言ひしうちも
こゝかしかゝりに今昔あらしてされバと思ひとめぐりておもはれ言ひしなり

かのはかなし

院よこのあはれ此ゝしきを　四十七丁オ

細 ありし院とハ河原院之院に此とよそへて其の儀しとよむ説あり此とハ何ハらひの所にやれ
め何にかくさぐひて此時ハ人ぞとのあまに東をさし出るきもあるべきにや一説には
あやしき院にとよそへて此ものあそ しとよむべき也此河原院にハ後日居まひしなどに鳴の

常なるもあるべきことそれをおかしく出せるなるべし抄作者ハおよ錦の此作なりしほどにむかう
しだ此作なりかやうにあそびやりてこれバわ速なるし老いれ 釈 後の説よろし其の従も
いふべきひがごとくおかし集ならず出てる僻執に
ふる鴫をえ出て君君の事をなもハせるいと巧なり

句 かれし人のこと

四十八オ 餘 秋之女御集まで

ちなの此北方 かれし人のやうにおもひ おもしろきをまたバあやまさんもめでしたる 此歌をのへく
思ひなり諸抄此歌をひろく見すまてるるや 釈 かくく用ゐたりとの只ほうたのひざ面あり
あまさの歌終中小八さいの御こゝろも多くのをとのぼるも見え歌にまりそれぞれをそへなりとせん八
いとあだなし 此抄作八さし他の歌を作らんとらく出なる作る説ねも云なでてたる也八ある
べらしぬれなり こしとあまだバ引きぎろしふてて 拾 是かよむかしかしとなす只写しおやすれ
るなるべし新古今哀傷にまなだし人の歌にかれし人のたぐりとありしなるべよりなるぞかつまし
き塩がまの浦これを引合せてなわなべし

句 どちらねをもこく

日ウ 細 此哥の結句花ちるらむをよくそふとありむひらうら只源氏の病悩を
そひよせていへりとひのうつねハうつしひものおもいとおしそうらんとこくこれハ何の事なりなる
義ぞ此本八そひみぞうらしとあらまたれバ是づらうひあまたら 餘 源のかづらし付のへ只八月十七
日なりこのおよ此よ日抄もくわづらひおもへど九月廿日の程ふぞておもうつそてすひぬるを
あそなるぞあまたバ三十三四日をへぬることをもやいでくのどやうなる多ぐれに此抄後しあるとを
八そまでよりうらづらひ日比へたる時なるべし此次よかみ人の四十九日過びく母君の法事を
すそむ経などもさせなとなまたバ此歌よなそておもふなるハ是づらひ付のひてより四十余日
をへたるなるべし源の月にハ病おもくうりのよへまでと文のうよひもあそまた只れよづうひすうか
とまひくくみならくるまろべし歌にいわれうりかくとといへる只五十日をのかくとてよあるなれら

三の句かくふかふとのびくいかとらげしまた只あいま日をとあくまるせていかなりやわしんこの説
説あるかしのひようぬまだ只あらしつ源の御やかゆせ中ふ只ひ五十日なかかふにやあわぬしん只ゞ
あわひあやむ八五十日のよふにはしめぞてるつへるをいかぞとうりといへる御ふ
とくてよあるふや 釈 こ只穿鑿ふまゐうり諸抄も其中ま様ど陳じられバ試に挙ゝ

句 あやしやいろ

ふおもふらんとこく

四十九オ 細 舊人かわ白抄ふかしんするをいふごとく 湖師 かねの
ちのうち八いとおしくまでも文彩場の叔れうしたる床
しくまだ中文をうらしかあく 新 此所をさ之めぐらしをあよ叔のそやくちせむを叫まるをお
ねのあやしきてとろまとそひおろしんを今文もよくさまされバよくとらんもいとおしくまで
又ら此女も桂ぐらくおぼせぞとのあふしんら下ふ表なりそろうとそひ合をどひと云をさん近ぼし
釈 細流の説ハるめ今中只見ならし比日比説ハいとおしうれども上のつづかしくぶり抄叔ハた又さ
ようしたそとかねのあやしたてとらまとそひぬうしんをといそれるハ本ころし

句 またのうよ

とこく

日ウ 新 物思ひてよみがつりまのかを秋をおぼもとおとひあしてさてうらそあれも
なうらしらすなくバかくそひとうらのを向かうわぬうしみをゐしかのかけて
やさんさるわのうなりともなどのあまたバててとくかぐとハ託言にてうしみなどをとくふかけて
いふなりとく 餘 この説ぐらんくよる説おあさらうな泊まさ僻案ふそひいづうまのうを
かさらぐく万葉廿一君がよもまがよも本まるやいそうしるの宮北草根をいざむすびてな
日本紀十一あしびきのそよおかの山すげねしふせくそしむすぐあんだかしめやも日十二あち
さへの家細の此北様ぬまふこひむすびせんひさんひますでよ伊勢物語にうらうよう
妹よげよくむらふ草をくへのむすだん事そしぞそふ万葉十一いもが門ゆすぎかてま

むすぶ心ゆくさくあらん日までに古今に色五花すゝきほにいでゝこひしらぬわびしかるやまく
人はむすばれにそありけるひとく事をむすびく男女おくらふよせすゝとせられけるものは
あまうさんをうち後世結びくとく神の御まへなる本にかうかしてむすびつくりてたゝき
送風なしんこうもさらんすゝくそこと東なるは、かくてむすび置てわとのゝへるならべし
(釈)新枕ならでひまなくといふをとてめいそぐとていへるやうにそれとる八旧注のをさまでとうし
さて後世に結ぶといふものゝ例なども挙ていへるはさもあるべし其ならと結ぶは男女ひとつ
によらず何にまれ結びおく事はいつかはまた逢ひ見んとおもへばなり。一つの事にもあり結ぶとも川らう万葉の
なるらは皆其の誓に千世こそと思ひてかく今の世に至る縁結びなどいふはさとは上古よ
りいひ伝へて今も世にいふこと也。また万葉に有間皇子の松が枝を引結びま幸くあらばまた
ふて見んとし時松枝を結びて幸あらん事を祈りし事もあり。又
おもひんとよくよくかへりみるに其の心に心よめるも皆おなじ心ばへんこの心にこそ
さはふゆすも世されば是八別なり。後世にいへる縁の結ぶといふは或ひは草木を結ぶ事などもふすを
ふりひいけるのことさてその事などを結ぶといふも諸子に祈り結びてさる事は、おもひでやうらの
さんりふなしぬやうに引結びておくふとり世て結ぶといふ八いへとかやうしさまざまにこれもおなじくその意

なかの心差を　うちとけで
そひぬべし

門(拾)注にいへるは新枕のむすびしことへ今按ここの心にてらら
おもはうちとけてのでありと得べく新枕にくくべていへく
いへるの用ことあり。しるなくおしゝのむびむるべしでありて新枕のむすとみんばくとのふ年の
わかりのゆば(?)侶あり(餘)今案ずるに彼説ゆくへなきのかせとおもひ新枕の枕をいへりとみん
しくゆくひぬるへとは、ゐ降をひうとみすらまでたとは源の人に飽ちらすたさまあと
おひのへるを湖月師説及箋の説ハての字を清て人とは替をきしてのへりと見てなる穏なし

# 四十九日

五十二丁オ (細)いづれにても訓によむべし (拾)拾遺に蔵人頭相四十九日を音によ
隠にかよめるもあればさ只音にてよむべきなりと。此の次にいづく哉十よ
日とあるをも音とよむとみとよめるとはいへるは心おぼつかなし。されば此よみは出にきがくべし
餘の字をかんなにかゝるを見ればいふ訓よりはよむべきなり。又七日八日なども作者は音
を用ひてやおもひん。四十九日なども同じ

# 願文

門(河)清和天皇貞観九年十月勧学院南邊更建一院号延命院。乃日主上自製願文云々。願文自作例是也(花)重明親王家室藤原氏四十九日願文 後江相公朝綱書之 見文粋。生者必滅釈尊未免栴檀之烟。楽尽哀来天人猶逢五衰之日。此願文之詞也云云

なのく
なのくらと云く

旧ウ(新)本は誰などにかく夫の紐を妻のむすびし又そのまゝ解かんなど
いふそこのおのが本にたし。結ぶを見ては男まちまする女の為れ布施のさ
うぞくの紐なればは源氏のむかしをよみすくしていさかくありとしも今かくかの紐をとりもと
らん世とありての事これ世を夕顔とられて来ぬとありてあはんと先づ夫婦の上にてひ
て且解脱の門に入べき縁をも結ぶるならべし(釈)解脱の門よと
いはれたるは殊に旧注にすぐれたる心ばへにさる事までぞなし

いよのすけかんな月

五十三丁ウ(釈)空蝉の夫伊予介といひしは故院かくれさせ
給ひて又の年ひとちにありくぐりしたかの年

此ほどいふちはしぐるゝ

き木もいづさなりまにむかしとみえ故院かくれさせ給ひて又の年とは桐壺帝崩御の翌年まで
源氏君廿四歳の時に試にこの年よりかぞふるに八年の後になされまさしく伊予介の任四年
すぎて京へのぼり又他国の守になりて四年国へくだりさてかへりて又常陸介になりつるなるべし
さて常陸の任六年ありて上洛するよしみえたるは任国の政よろしく八年を延られたるなる

だしさて手向のぬさをすべて着まうるハ守陰男ハ是年の
むかしとある人あしやかて年を着まうるめの之

## ぬさ

旧[餘]和名抄云道祖風俗通云共工氏之子
好遠遊故其死後以為祖和名佐倍乃加美亦云道神唐韻云禓音觴和名太無介乃
加美道上祭一云道神也古事記日本紀等に伊奘諾尊御禊をあげ
まひしくなりし神を道のちまたの神といひ御褌を投給ひしよりなれる神をちまたの神
といひ御杖をなげ給ひしよりなれる神をくなどの神といふこれらの神ぞ道の神におりせバ
旅路に手向するも此神之御名を和名抄は
他国の神をのミ挙しハよしなしといへり
とゞめをき源よりふ
めぐりなかりけり

## あふまでのきく

五十五丁 [河] あふまでの
うきこそとて
才

旧[拾]後拾遺恵慶のめるよ今ハとくさうぞくおどろへし

## せきの羽も云く

つらいにとて年あり我女今ハとく構にかゝる守陰のかしをみんとハおもひぞよらん
かへし源巨城わすらるゝ身をうつせミのかしらハつれなき人ぞ涼しかるらん[箋]此海の義ありこのハ今う返しつらされ
落ざぬふみの葉末をとへてつらゝるら仍くるちらへてるとい死[巴]十月頃に更衣
あり一年に二度ありこうちきをかへしのふをとんて之[箋]河海の義おもしバ今う返しつらされ[河]おし
落衣ハ夜衣にて時をうしあつりあ身のさは仍かくれでとしとまるをあくといふや又の義
ハ衣をうへれハ我まて人のまでざあまでバうくれをとんてもきるとあくといふ死[釈]河海の説ハ大外
らうしうちぐへてくるといふてさ義とみ時れおしてそれをさすけてとられる義のまいよく
のおしそうりかくいまのきまてハざいゆしぞまししうりてうりくるふそくいへるのみなす
とらるべし巴抄ハ守さとハ
んかれど詞足ぎしてはらじ

## 今 きぞおうしとあく秋のくれつれ

旧ウ[細]是八十
月のあかる

を秋の暮の名とよめる旅情比都あけし事のほかやうの歌に心を付べきなり之秋のゆて八春と
秋との中に夜あらハくなる之捨中二十余年も雑の部秋も中に夜あらハくなるかり[箋]此義非也
冬部此九月尽の歌と分別すべしいかにとなれハ当時も十月になりて秋の時も九
あしゆかしとおもハ上詞に伊まず分非守月頃ごろにくぐるとあるハ
月中立冬の節は日をいへり然バ立ても十月に入りぬとといふハ九月尽秋の
別の日之四十九日も宜秋もそれの年にてむもる別にわかされて衣備の心切なるハかく
節ども言ひし之ちの人もなにゆく秋もこらく面々におくるとのなよ守歸すを合むべくハ詞
暮にそのあるべしを伊よ分下弦のすハうれおもにしうりえし半上此まてハ夕影上の別侍あれバ
冬の節をりかめのゆて出るをかむ寺殺九月尽衣備の歌と治定すべきさし紐まバ秋のきをとよ
いへるを殺ひあれ先守[玉]上に冬をらのとといへる八九月の末立冬此日あるべくまバ此歌に秋の暮とよ
めの論あれすし之又上に十月のついでにもちらるよくぐるといはくは歌になふおうらきとあるおふ
ハ今とといふさニそてうおしもやも日に心にりず秋のくれといふすべ妨なりし[餘]九月のまといへる
いろで室去も九月対末の立冬といへとて夕影の四十九日ハ十月四日頃なるべくまバそれ面らく
後をを九月之といそんハかおしれ。孟秋家女清集小見つしもいまゆくさ我もふさ及にそなへく
たつれのあさきせあうせぞ此おふ家集よあるさとか。今おとるるにや[釈]細流ハ花鳥の説を
決おがしに峯まてるへささ秋の暮といへるハ此書に峯る清末氏が説のごとく十月にあり
てね立冬し日ゆにゆるむるきこくるのしもといひそもおもといへる二つのもハ共に秋のすをにて
いへりとをさまバ此おハ枝がよし義に夕女の衣備とのさゝ守くめしまてるハ此説をもといはゞ
うちのちひうとゆるも又は果へ夕女のとの別侍あまバよくとおもいなごとうらハ常本そうら
うあそ此守陰と夕思とのすを引すべて詫びる所あまバ守陰のすあてハあへなきあ

○夕余尺

ためしとあるも世俗のならはしにまかせたる事なりけり證録あるをやさしく孟津に引き
たる事ハにはうみよりみてたるが今浦よいふごとく無名女房集の今これ等にハみえずなるのさ向れ
節りよ似たるをみればれ例の暗記せまくにみづから書つけたまへるなど
まやあらむかの指にハさることも多く見えたると指手に一ふごとし

かんにん人さん 五十五丁オ

【玉補】源氏君よ着見等しん限りの女をさんかくほあしむてよき人のことをさんハかのあめぢちくと
なり小指よハ見説誤てなり（釈）此説ハそぶてとあのりしさるさまなしバ見あのりん人をさん人な
どいふでハ俗にかかりなどにかんにん人さんとのひたるハ
傍よりみてたる人のさまありけ時にし小指誤ににけし